

足守庄(足守幼稚園)関連遺跡発掘調査報告

1994年3月

岡山市教育委員会

序

岡山市は近年の広域合併の結果、わが国の古代社会において中核地域の一つでありました吉備国の中核を占めるようになり、古墳を始めとした多種多様な遺跡が多数所在しており、その密度は全国的にも有数地の一つと思われます。これら埋蔵文化財の保護保存は現代社会の経済成長に伴う宿命的な社会問題となっており、行政課題として文化財保護行政の中心的な施策であります。

岡山市教育委員会は、都市開発や地域開発が増加の一途を辿る今日的状況の内で、埋蔵文化財の保護保存と諸々の開発との調和を図るために、この数年来各種の遺跡の発掘調査を実施しておりますが、その社会的要求の増大の一途に対して有効な行政的保存施策を苦慮しながらも、その重要性を痛感して銳意取り組んでいる次第であります。

此度報告致します足守庄（足守幼稚園）関連遺跡は、市立足守幼稚園の園舎建築工事に伴って記録保存の発掘調査を実施致したものであります。

発掘調査につきましては、発掘調査対策委員会の諸先生方のご指導と関係者各位や発掘参加者のご支援を受けて実施され、近世までの水田開発の過程を解明する手掛かりとなる遺構を検出致しまして、足守庄の一隅の実態を明らかに致しております。発掘調査の成果は発掘に際しての関係者皆様方のご指導とご支援の賜物であり、皆様方を始め調査担当者各位に対しまして、心から謝意を表する次第であります。

この報告書にまとめました調査成果につきましては、ご検討、ご批判を頂き、少しでも岡山地方の中世史の研究に寄与できるならば幸に存じます。

平成6年3月31日

岡山市教育委員会

教育長 奥 山 桂

例　　言

1. この報告書は、岡山市教育委員会文化課が平成4年5月から同年7月にかけて実施した岡山市足守幼稚園の園舎建築事業に伴う岡山市足守1,588-1の発掘調査に関するものである。
2. この報告書の作成は岡山市教育委員会文化課が実施し、出土物の整理と報告書の執筆、編集及び出土物写真撮影は草原が行った。
3. 報告書の作成にあたって、水田層採集土壤のプラントオパール分析については皇學館大学講師の外山秀一氏に依頼し、その成果を掲載している。さらに足守庄に関する史料集成と足守庄絵図の現地比定については神戸大学大学院博士課程の鈴木景二氏にお願いし、玉稿をいただき掲載させていただいた。
4. この報告書に用いている高度値は標準海拔高度である。
5. この報告書に用いている方位は磁北である。



目 次

第一章 位置と歴史的環境	1
第二章 調査の経過	6
第三章 遺構と遺物	13
I 繩文、弥生時代前期	13
II 古墳時代前期	18
III 古墳時代後期	21
IV 奈良時代	26
V 平安時代前期	29
VI 平安時代中期以降	32
VII 出土土器観察表	36
第四章 足守莊園関連遺跡におけるプラントオパール分析	38
第五章 足守莊絵図および関係史料	44
I 足守莊絵図	44
II 足守莊関係史料	52
第六章 結語	71
図版	第1～第26

挿入図目次

第1図 足守庄周辺の遺跡分布図	2
第2図 足守川の流路傾斜(根木修氏作図)	3
第3図 調査区位置図	8
第4図 発掘区域図	9
第5図 A区南壁断面図	10
第6図 A区北壁断面図	11
第7図 土壌-1 実測図	13
第8図 土壌-1 出土遺物	13
第9図 繩文・弥生時代遺構配置図	14
第10図 土壌-2 実測図	15
第11図 土壌-2 出土遺物	15
第12図 土壌-3 実測図	15
第13図 土壌-4・5 実測図	16
第14図 自然流路内ビート層分布図	16
第15図 自然流路出土遺物(1)	17
第16図 自然流路出土遺物(2)	17
第17図 河道クイ列実測図	18
第18図 河道出土遺物	18
第19図 A区古墳時代初頭遺構配置図	19
第20図 古墳時代前期遺構配置図	20
第21図 B区古墳時代前期遺構配置図	21
第22図 A区古墳時代後期遺構配置図	22
第23図 水口3平面・断面図	23
第24図 水口1平面・断面図	23
第25図 古墳時代後期遺構配置図	24
第26図 溝-2井堰実測図	25
第27図 溝-1断面図	25
第28図 B区古墳時代後期遺構平面・断面図	25
第29図 溝-1・2出土遺構	26

第30図	A区奈良時代遺構配置図	27
第31図	奈良時代溝群断面図	28
第32図	溝-4出土遺物	28
第33図	溝-4実測図	28
第34図	C区平安時代遺構配置図	29
第35図	建物-1実測図	29
第36図	A区平安時代前期遺構配置図	30
第37図	平安時代前期遺構配置図	31
第38図	溝-5出土遺物	32
第39図	平安時代中期(D層)遺構配置図	33
第40図	B・C・D層水田出土遺物	34
第41図	A層上面検出遺構図	35
第42図	足守莊絵図トレース図(鈴木作成)	46
第43図	足守地区地形図(国土地理院1/25,000「総社東部」を使用)	49
第44図	調査区内水田変遷図	71
第45図	足守庄域の微地形図	73
第46図	足守庄地形分類図	74
第47図	足守庄縦断面図	75
第48図	足守の大字分布図	76
第49図	調査区周辺の水利系統図	
第50図	足守庄の水利系統図	77
第51図	足守庄の小字名	
第52図	足守庄の条里地割	79
第53図	備中の条里呼称	80
第54図	延寿寺跡第2次調査土壙墓出土土器	84
第55図	絵図の在家分類図	85
第56図	吉備東山遺跡水田遺構図(註28一部改変)	87
第57図	調査区周辺微地形図	88
第58図	総社盆地における用水路網(註43一部改変)	89
第59図	百間川兼基遺跡竪状遺構	92
第60図	津島岡大遺跡	93
第61図	南方釜田遺跡H層上層II水田遺跡	94

第一章 位置と歴史的環境

足守庄関連（足守幼）遺跡は、かつては瀬戸内海に続いていた吉備穴海といわれる内海に面した備中国の中核を占める沖積平野の北端に位置する。この辺りを含めた北側山稜部一帯は、現在岡山市域に含まれているが、明治22年上足守、下足守、上土田の3村が合併して足守村、そして昭和31年大井、日近、岩田、福谷の4村を合併し、さらに昭和46年岡山市へ編入合併されたものである。古くは岡山加茂川津山線のバイパス（現国道429号）の開通にはじまり、最近の新岡山空港や山陽自動車道などの交通網の整備が周囲の開発に拍車を掛け、景観は急激に変貌しつつある。

当地域は丘陵部と平野部とに大きくわけられる。丘陵部は県北部から続く吉備高原の南縁にあたり、上面が平坦面となっていて、一般に野呂といわれる地形を呈している。一方、谷部の開析はよくすすみ、岩田、日近の辺りは特に顕著で、流路や道路はかなり蛇行している。平野部は中央を中小河川である足守川（大井川）が南流しており、現在は下流の岡山市今保で笠ヶ瀬川と合流して児島湖に流入しているが、かつては庭瀬の辺りで内海に注いでいたと思われる。流路延長は24.4kmで高陣山に水源を発する。平野部は足守川の流路傾斜を示す図（図2）をみると、以北の山間部からの堆積物によって形成された扇状地の扇尖部に類する地形で、JR吉備線足守駅以南の高松を中心とした傾斜の緩い平野部とはやや異なった地形的特徴が看取される。おそらくこの差は足守川の流速に結び付いていたものと思われる。つまり流速が遅く低地部の安定度の高かった高松地区周辺には、低位部に弥生時代から古墳時代の集落遺跡が多数展開していくが、足守地区では足守川以東の山稜部や裾に形成された扇状地上を中心に集落遺跡が展開しているのである。このように、足守川の傾斜角度は集落の立地する地形を規定した条件の1つとなっていたものと思われる。そしてこのことは弥生時代や古墳時代以外の各時代の開発をも規定していた要素であった。

当地域で現在確認できる最も古い遺跡は、平野部へ流れ出た足守川西岸の河岸段丘上に位置する余町遺跡^①で、縄文時代後期の土器が採集されている。また縄文時代晚期から弥生時代前期にかけての遺跡が低地部にも確実に存在していることが今回の調査で明確になった。縄文時代から弥生時代にかけて、生活圏が段階的に低地部へ移動していくというような模式的なものではなかったようで、少なくとも縄文時代後期には河岸段丘状の地形上に集落が営まれている可能性が高い。

弥生時代から古墳時代にかけての拠点集落と考えられるのは、南坂遺跡である。弥生時代中



期前半の土器も採集^⑨され、遺跡地内の各所で観察される包含層の厚さからも大規模な集落遺跡であることが予想される。また足守で出土したといわれる外縁付紐I式の銅鐸^⑩も南坂遺跡と無関係ではないと思われる。

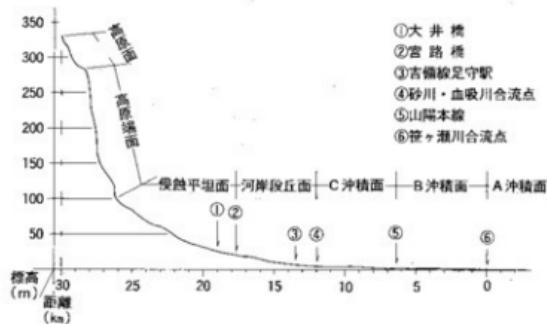
弥生時代後期になると、山稜部には経塚墳丘墓^⑪、

浦尾5号墳^⑫などの特殊器台を伴う墳丘墓が確認されており、丘陵上を含めて集落数が増加する^⑬ことからも当地域のもつ政治的な意味が上昇したものと考えられる。ただ前方部がバチ形に開く最古式の前方後円（方）墳は確認されておらず、この位置は弥生時代から古墳時代へ直線的に維持されていくわけではなさそうである。

当地域の最古の古墳と推定されるものは、上土田1号墳と上土田4号墳という全長30m弱の規模の前方後方墳で、前方部は端部の開かない柄鏡状を呈するものである^⑭。その他、前、中期に属すると思われる全長10~20m前後の規模しかないような小型の古墳も多数築かれており、時期を決める指標は明確ではないが、前期に属するものも多いと思われ、当地域の前期古墳の築成は多数の小型墳とそれらと規模的に隔離しない前方後方墳とで構成されており、当地域の政治的な位置付けは両者の総体で評価しなければならない。

また全長30m前後の規模を有する前半期の古墳が4基程しか確認されていないことから、これらが当地域の首長墓であったことが推定され、それらが前期から中期後半にかけて、前方後方墳→方墳→円墳と墳形が変化しながらも維持的に築造されている。ただ方墳に変化することについては、同時期に吉備地内でも前方後円（方）墳にかわって中小規模の方墳が多数築かれるとして、それを中小首長層に加えられた規制であるとする考えもある^⑮。

横穴式石室をもつ後期古墳も、前、中期古墳と同じ様に多数築かれているが、巨視的にみると築造場所が川間部に移動し、前、中期古墳の墓域とは重ならない。三井谷に於いて最も多くかつ大規模な古墳が築かれ、県南地域の他の大規模な古墳群と比べても遜色のない古墳群を形成している。しかし三井谷を含めた足守地域には古代寺院は確認されていない。ただ、足守地域に南接する生石地域を、正倉院文書の「備中國大税負死亡人帳」（天平11年）には賀陽郡のなかに生石郷が記載されていないが、『倭名類聚抄』（高山寺本）には記載されていることか



第2図 足守川の流路傾斜(根木修氏作図)

ら、律令制の施行期には郷として確立しておらず、足守郷の一部であったという考え方もある^⑨。それに従うと、生石地域にある大崎庵寺は当地域の古代寺院ということになる。大崎庵寺から飛鳥期の瓦が採集されており¹⁰、このことから当地域が古墳時代からの政治的な位置を維持して保持しているということも予想させる。

当地域は古代には備中国賀陽郡足守郷に属する。この辺りは吉備の国造である加夜氏の本拠地の1つであったと考えられている。加夜氏は『日本書紀』では香屋臣、蚊屋、『国造本紀』では加夜、『備中国風土記逸文』には賀夜、『続日本紀』には賀陽と記されている。加夜氏は「カヤ」の読みが朝鮮半島南部の伽耶と同じであることから、渡来系の氏族であることも推定されている¹¹。加夜氏がどの時点まで遡るのかは別にして、『続日本紀』の天平神護元年の条に朝臣の姓を受けており、それ以降、一族は賀陽臣豊年などに代表されるような中央官人になるものが多く輩出している。その一方では、三善清行の記した『善家秘記』にでている備前の少目を錢であがなった賀陽良藤やその兄である賀陽郡大領の賀陽豊仲、その弟である統領の賀陽豊蔵らにみられるように、在地の要職を一族で独占していた様子もうかがえる。

また良藤の本拠は足守郷となっており、江戸期にかかれた『備中誌』によると、現在の足守藩陣屋跡の辺りが館であったとかかれている。その他同じく『備中誌』によると、上足守の深茂の大神谷を、加夜氏の祖である仲彦らが応神天皇を饗應した葦守宮の跡とかかれしており、それらの真偽は別として、足守が古くから加夜氏との関係が深かったことが推定される。また足守地域に連綿と中小規模クラスの首長墓を築き続け、後に吉備で最古の部類に入る大崎庵寺を建立した首長層と加夜氏をオーバーラップさせることも可能ではないかと考えられる。

さて以上のように、吉備地域に於いても比較的先進性をもっていた地域に足守庄は形成されたのである。そして足守郷が賀陽良藤の本拠であることや、現葦守八幡宮の南からの参道入口に建てられている鳥居に「康安元年辛丑十月二日 願主 神主賀陽重人 祝師僧頼澄 大工沙弥妙阿」の銘文があることなどから、足守庄を寄進した主体者は当時の有力な在地領主であった賀陽氏と推定される。

足守庄立庄の時期については、京都神護寺所蔵「備中国足守庄絵図」（以下絵図）の裏書によると、嘉応元年（1169）十二月に庄の案主散位賀陽氏・下司散位藤原氏、国使の田所橋氏・案主散位弓削氏・院の御使左辨官史生紀氏が立会の上で四至を確定し、絵図を作成していることから、この時に後白河院に寄進され足守庄が立庄されたのであろう。その後神護寺を復興した僧文覚の派中により、寿永三年（1184）には散位安倍資良の足守庄での私得分が神護寺護摩堂に寄進され、それを契機に後白河院が足守庄一円を神護寺に寄進し、神護寺領足守庄は成立した¹²。その後室町期中葉頃まで足守庄は存続するようである¹³。

絵図については、莊園内の景観を明確に表現しており、現在の地形と絵図の地形とはよく対応している。そのため絵図に記入されている八満山や藤木山などの山名や、あるいは王子堂や八満宮や延寿寺などの寺社名、水田地割や道などの当時の莊園を構成する事物を現地に対応させることができるものも多い。つまり足守には絵図当時の景観が良好に保存されていると考えてよく、足守全体は全国的にみても屈指の莊園遺跡であるといえる。

なお、足守庄に対する学術的な調査は、1976年度から1979年度まで岡山市教育委員会により行われている。その結果、発掘調査では延寿寺の寺域の一端を確認し、延寿寺の建立から廃絶の期間が平安時代後葉から鎌倉時代初期にかけてという極短期間であったことを明らかにした。また発掘調査では確証が得られなかったものの、極めて勝手の可能性の高い遺構も分布調査により確認された。この調査は足守庄の成立から廃絶までの期間を考える上や、当時の景観を復元する上で多大な成果を上げたものであった。そして同時に、莊園遺跡の考古学的な手法を用いた調査としては先駆的なものであったといえる。（『足守庄莊園遺構緊急調査・延寿寺跡第2次発掘調査概報』1979年・『足守庄莊園遺構緊急調査・勝手比定遺構発掘調査概報』1980年・いずれも岡山市教育委員会刊行）

- 註 (1) 小野利幸他「足守地域の地域史的研究(1)」『古代吉備』第12集 古代吉備研究会 1990年
- (2) 同嶋隆司氏より資料を実見させて頂いた。
- 南坂遺跡については1984年に岡山市教育委員会で発掘調査を行っている。0
- (3) 春成秀爾「九州の銅鏡」『考古学雑誌』76-2 日本書院 1990年
- (4) 出宮徳尚・神谷正義「足守庄莊園遺構緊急調査勝手比定遺構発掘調査概報」岡山市教育委員会 1980年
- (5) 近藤義郎「第四章第三節弥生墳丘墓の実態」『岡山県史』原始・古代1 岡山県史編纂委員会 1991年
- (6) 間壁忠彦「岡山市上土田採集の弥生式土器」『倉敷考古館集報』第8号 倉敷考古館 1972年
- (7) 註1と同じ
- (8) 萩原克人「大古墳」『吉備の考古学』福武書店 1987年
- (9) 永山卯三郎『吉備郷誌』吉備郡教育会 1937年
- (10) 阿本寛久「『水切り瓦』の起源と伝播の意義」『吉備の考古学的研究』(下) 山陽新聞社 1992年
- (11) 註9
- (12) 西岡虎之助『莊園史の研究』下巻一岩波書店 1956年
- (13) 出宮徳尚「備中足守庄莊園遺構の発掘調査」『中世の考古学—遺跡発掘の新資料』名著出版 1983年

第二章 調査の経過

足守庄関連（足守幼）遺跡は、岡山市に合併する以前の足守町域南半にはほぼ相当する範囲に広がる足守庄の北半に位置する。足守庄に関しては後白河院に寄進された際に描かれた嘉応元年（1169）十二月の銘のある「備中国足守庄図」が現存している。庄図に描かれた莊園内の景観と現在の景観とが地形的によく対応しており、全国的にみても非常に貴重な莊園遺跡といえる。

この莊園遺跡に宅地開発を急激に増加させたのは、昭和45年頃に着工された県道岡山加茂川津山線バイパス（現国道429号）の工事の施工であった。この工事については、埋蔵文化財に対する行政的考慮は殆ど払われていなかったようである。このため岡山市教育委員会は、急激に変貌しつつある足守庄莊園遺構の実態を把握する緊急調査として、昭和51年度に単独市費をもってバイパスにより切断された延寿寺の寺域東半の範囲を確認する発掘調査を行った。そして昭和53年度には国、県の補助金を得て、延寿寺比定地全域の範囲を確認する発掘調査を実施した。また翌年、分布調査の成果に基づいて比定された勝示遺構についてもトレンチ調査を実施し、足守庄莊園遺構緊急調査の一連の事業は多大な成果を上げて終了した。

足守庄域内の岡山市足守1,588-1所在の水田に、岡山市立足守幼稚園舎建築事業が岡山市教育委員会当局によって設定された。用地が足守庄の範囲に含まれることから、この決定に伴って岡山市教育委員会施設課長から同文化課長宛に平成3年6月25日付けで、当用地の埋蔵文化財等の存在状況確認調査依頼がなされた。この依頼を受けた文化課は当該地が足守庄内であることや、当時の水田跡や莊園関係の遺構が埋没している可能性があることから重機による試掘の必要性を指示し、文化課職員の立会に基づいて建設予定地西端と東端の二ヶ所で試掘を行い、古代にまで遡ると予想される水田層や弥生時代の上器包含層が存在することを確認した。その結果から、設計変更等により遺跡の保存を図るのは不可能であることが判明した。このため文化課は同年12月17日付けで、当該地が埋蔵文化財包蔵地にあり、文化財保護法の適用を受け、園舎建築用地の記録保存による事前の行政的措置の必要な旨の試掘調査に関する回答を施設課に通知し、その実施に対する両者の連絡、協議を要請した。文化課と施設課で協議を重ねた結果、記録保存を平成4年度中に実施することで合意に達した。発掘調査の着手に先立ち、平成4年3月16日付けで岡山市長から文化庁長官宛に文化財保護法第57条の2第1項の規定に基づく「埋蔵文化財発掘の通知」が提出され、統いて同年4月4日付けで岡山市教育委員会教育長から文化庁長官宛に文化財保護法第98条の2第1項の規定に基づく「埋蔵文化財発掘通知」が

提出された。

以上の経緯のもとに岡山市立足守幼稚園舎建築予定地の発掘調査は平成4年5月11日から同年7月30日にかけて実施された。7月23日には現地説明会を実施し、200名を越える見学者があつた。

発掘調査組織

発掘調査主体者	岡山市教育委員会教育長 奥山 桂
発掘調査対策委員	稻田 孝司（岡山大学教授） 鎌木 義昌（岡山理科大学教授） 西川 宏（山陽学園教諭） 西原礼之助（岡山市文化財保護審議会委員長） 間壁 忠彦（倉敷考古館館長） 水内 昌康（岡山市文化財保護審議会副委員長）（五十音順）
発掘調査担当者	青山 淳（岡山市教育委員会文化課長） 出宮 徳尚（岡山市教育委員会文化課長補佐） 根木 修（岡山市教育委員会文化課文化財係長） 神谷 正義（岡山市教育委員会文化課文化財係主任） (調査員) 草原 孝典（岡山市教育委員会文化課文化財保護主事） (経理) 沼 智恵（岡山市教育委員会文化課主事）
発掘調査現場作業員	青木 敏夫 板野 輝夫 榎 順司 大溝 神 小西 慶 佐々木龍彦 長門 卓正 中山政太郎 難波 俊一

則武 福市

蜂谷山太郎

横田 順一

大森ヨシ子

発掘調査現場事務員 戸田三枝子

出土物整理 乗岡美佐子

古南 太基

調査にあたり、対策委員の先生方、狩野久、高重進、高橋学、山本悦世、土井基司の諸氏のご教示・ご助言を頂いた。発掘調査に伴う土木作業に関しては宮路土木の助力を得た。さらに報告書の作成にあたっては、岡山県古代吉備文化財センターの平井泰男、村上幸雄、山本悦世の諸氏の助言と、松井聖子氏の協力を得た。

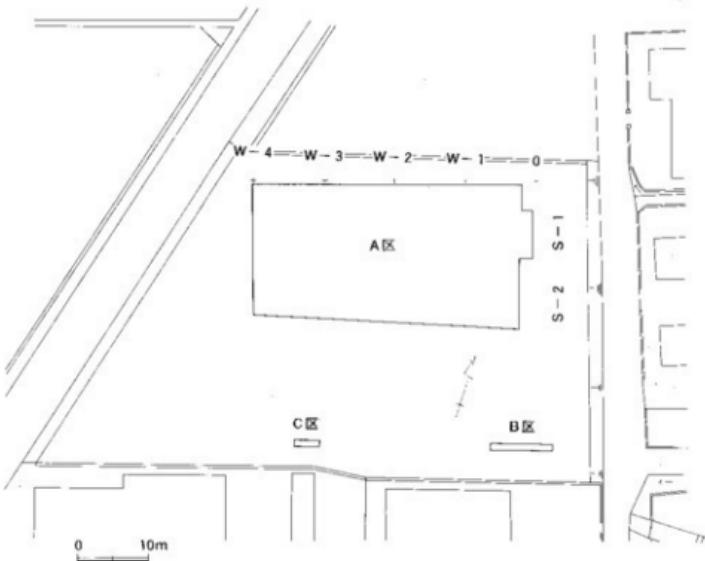
諸々にご助勢下さった方々に深謝する次第である。

経過と概要

調査地は八幡山西裾部に近い位置で、南北の長さ40m、東西の長さ21.25mで、調査面積は850m²である。また園舎南側のコンクリート壁を行う部分についても、掘削深度を決めるためのトレンチを2本設定した。水田面上の造成



第3図 調査区位置図



第4図 発掘区域図

上が0.6m程あったため重機によって除去した。発掘区の層序は調査区南側の東西方向と西側の南北方向の断面観察から得た。(図5、6)

水田層は現水田耕土以下A～F層までの6層が確認され、調査区全面に土層が確認できるのはA～D層までである。また地形的にみると、調査区内では中央部のレベルが最も低く、東や西端にいくにつれて徐々に高くなっている。西側の場合は山陵部の裾に形成された扇状地に繋がっていき、東側の場合は氾濫低地部に形成された自然堤防に繋がっていくと考えられる。つまり当調査区は地形の変換点に相当する。

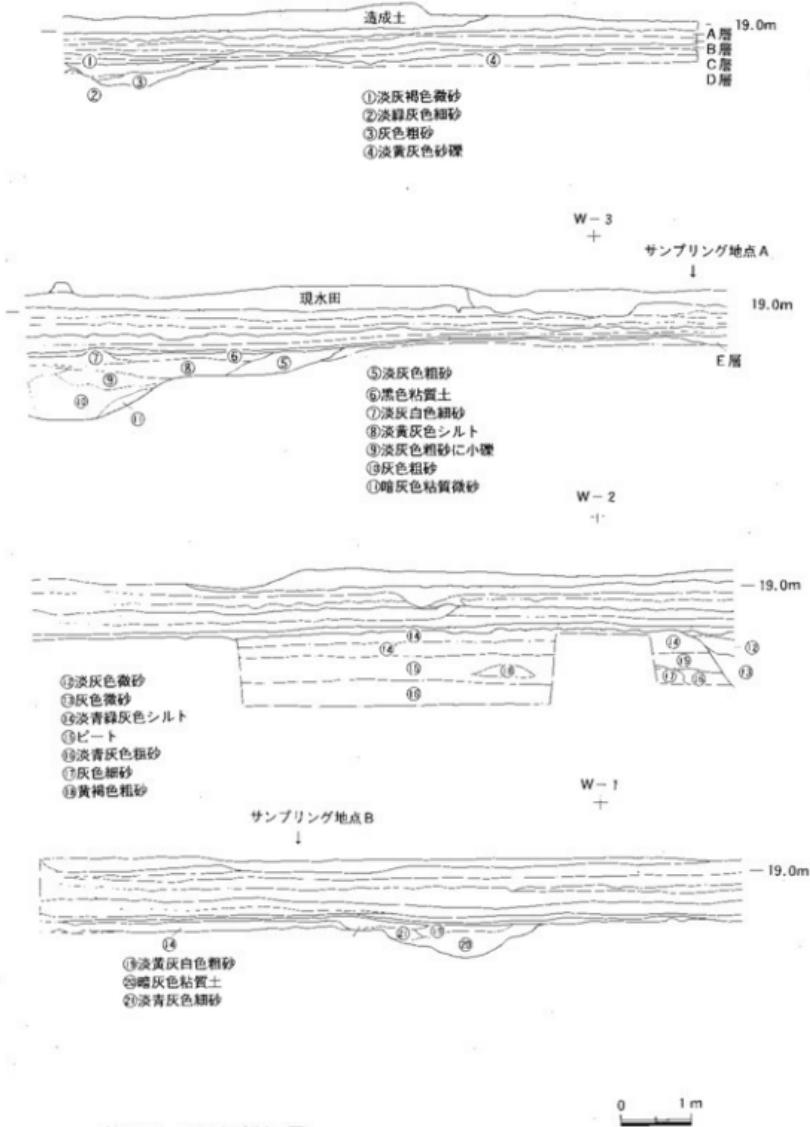
A層は現水田耕土直下で、上面からは粘土取り穴が切り込んでいる。時期については近世が考えられる。

B層は13～14世紀の時期が考えられる。B層までの土質はやや砂質で径0.3cm程の砂粒が多く含まれるが、以下の水田層はシルト質で砂粒がそれ程目立たないという特徴が看取される。

C層は12世紀初頭前後の時期が考えられ、地形の傾斜変換点になるW-2クイ付近で若干土質が変わることが観察されたが、畦畔等は検出できなかった。

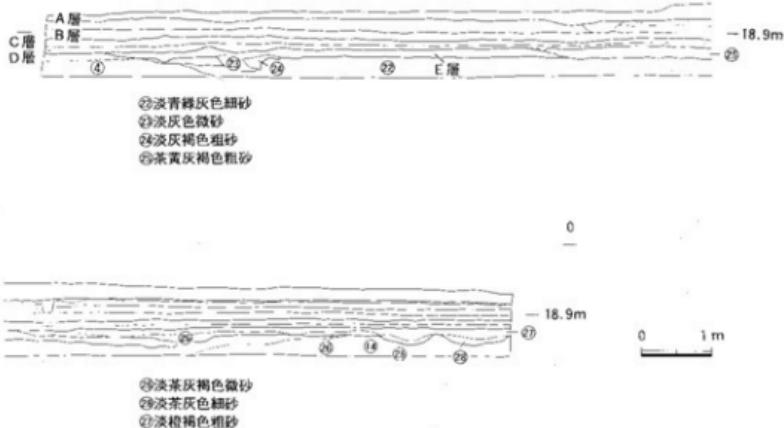
D層は10～11世紀の時期が考えられる。この水田が調査区全面に広がる最初である。

E層は9世紀頃の時期が考えられ、この水田に伴う溝が現水田面の畦畔の位置とほぼ一致し



第5図 A区南壁断面図

S-1



第6図 A区北壁断面図

て検出された。下層の水田と比べ飛躍的に水田の面積が増大したことが確認されることから、この時期に当庄域内で条里施行を行った大規模開発のあった可能性が推定される。

F層は5～6世紀の時期が考えられる。地形に即して扇状に配列した水田の用水路に用いられたと考えられる溝と、水田面に水を入れるための小規模な井堰を検出した。

この他E層とF層の間には8世紀頃の時期が考えられる小規模な溝群を検出しており、当時の畠の痕跡と思われる。

このように、同地点の調査で古墳時代から近世に至る耕作土を、それぞれ大まかな時期ごとではあるが分離してとらえることができた。耕作土は上面が後の耕作によって掘削されているため、畦畔は残存していないかったが、溝や耕作土の広がりや水口祭祀的なことに使用されたと推定される上器を検出できることにより、水田開発のプロセスを理解する資料は得られたと思われる。

この他、古墳時代前期の杭によって護岸の施された自然流路や、調査区西側の自然堤防上からは縄文時代晩期から弥生時代前期の土壤が検出された。

また発掘調査と並行して周辺の水田への水掛けりや水路の方向や小字名の記録調査も行った。

発掘日誌（抄）

- 平成4年5月8日 発掘器材の搬入と造成土除去の立会
11日 発掘開始、調査区東側旧水田耕土掘り下げ
12日 基準クイ設定
16日 粘土取り穴検出、掘り下げる
19日 粘土取り穴掘り上がりの写真撮影
30日 調査区東側で最下層の水田に伴う溝を検出
6月5日 F層水田掘り上がりの写真撮影・実測
12日 調査区西側を掘り下げる
17日 E層水田に伴う溝を検出
19日 E層水田に切られた小溝群を検出
22日 E層水田及び奈良期の畠の掘り上がりの写真撮影・実測
24日 西側自然堤防上で土壤を検出
25日 調査区中央部で古墳時代前期の流路を検出、掘り下げる。
7月1日 古墳時代の流路掘り上がりの写真撮影・実測
6日 コンクリート壁部分のトレンチを掘り下げる。
7日 B区でE層水田の溝の延長部分を検出
9日 調査区南壁断面の掃除を開始
14日 調査区南壁断面の写真撮影・実測
16日 調査区周囲の掘り下げ
20日 発掘調査対策委員会開催
23日 現地説明会を開催、平日にも関わらず200名以上の参加者がある
30日 自然流路を掘り下げる。
23日 立命館大学の高橋学氏の指導のもとプラントオパール分析のための土壤採集を行う、その後発掘器材撤去、発掘調査終了

第三章 遺構と遺物

縄文時代から江戸時代にかけての遺構が検出され、それぞれの層序関係は前節を参照された
いが、ここでは各遺構とそこから出土した遺物の概要を説明する。

I 縄文、弥生時代前期（図9）

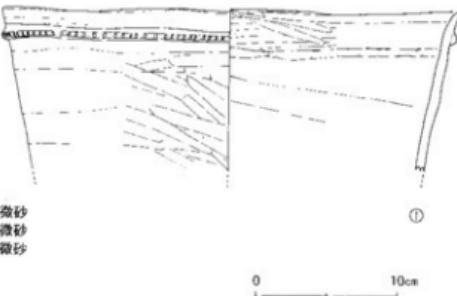
調査区西側は砂礫からなる自然堤防状の微高地端部で、縄文時代晚期と弥生時代前期後半の
時期の土壤が五基検出された。微高地東端から調査区東側の段丘までの間には、自然流路が北
から南へと流れているが、弥生時代前期後半には大部分が埋没している。

土壤1（図7、8）

微高地中央付近で検出された。長さ約110cm、幅約70cmの長椭円形で遺構の検出面は1.8m付
近である。断面形はU字形で、壁面の傾斜は途中からやや外開きになる。埋土は3層からなり、
下層になるほど粘質が強くなる。遺物は1層中から凸帯文土器の深鉢が遺構西側に比較的纏ま
る状態で出土した。2、3層からも器種は判別できないが、土器の小片が出土した。深鉢1は

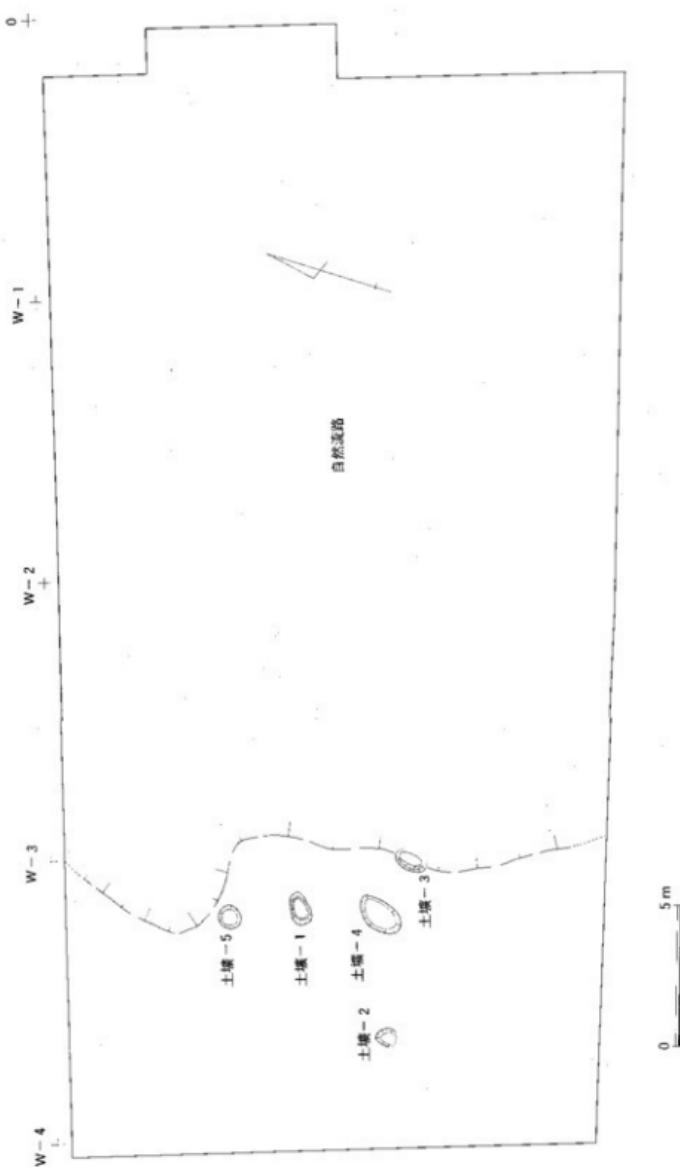


第7図 土壌-1 実測図



第8図 土壌-1 出土遺物

肩部をもたず、底部から口縁部に向かって直線的に開く形態と推定され、口縁部も殆ど外反せず、先端は尖り気味におさめる。口縁部から1.2cm程下がった位置に断面形が蒲鉾形の凸帯を
貼り付け、上面に篦をほぼ垂直に立てた刻目をめぐらしている。外面の調整は口縁部付近はナ
デ、胴部は篦削りの後篦ナデ、内面の調整は口縁部付近に篦ナデを施している。



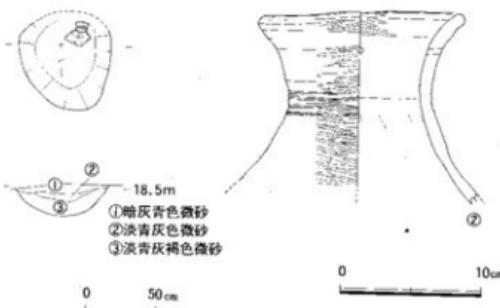
第9図 繩文・弥生時代遺構配置図

土壤2 (図10、11)

微高地中央西側付近で検出された。南側は試掘坑によって切られているが、長さ約70cm、幅約65cmの長椭円形の平面プランが推定される。遺構の検出面は18m付近で、断面形はU字形である。埋土は3層からなり、遺物は3層中の遺構底部付近で壺が1点出土した。

壺は胴部下半を欠損している。

頸部には4条の籠彫沈線をめぐらしており、外面と口縁部内面には横方向の錐磨きを施す。口縁部には2孔1対の焼成前穿孔がある。

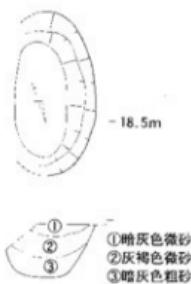


第10図 土壌-2 実測図

第11図 土壌-2 出土遺物

土壤3 (図12)

微高地中央付近で検出された。遺構東端は古墳時代前期の流路により浸食されているが、長さ約120cm、幅約70cmの長椭円形の平面プランが推定される。断面形は逆台形で、埋土は3層からなる。遺物は全く含まれなかつたが、遺構の検出面が土壤1、2と同じであることや、平面プランも似ていることなどから、縄文時代晩期から弥生時代前期後半の時期が考えられる。



土壤4、5 (図13)

微高地中央付近で検出された。土壤4は長さ約160cm、幅約100cmの長椭円形、土壤5は径約80cmの円形の平面プランである。断面形は浅い皿状を呈し、埋土は1層である。遺物は全く出土しなかつたが、遺構の検出面が土壤1、2と同じであることから、縄文時代晩期から弥生時代前期後半の時期が考えられる。



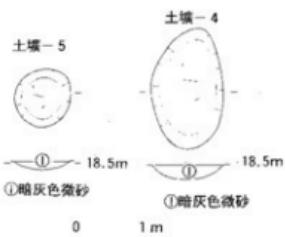
第12図 土壌-3 実測図

自然流路 (図14、15、16)

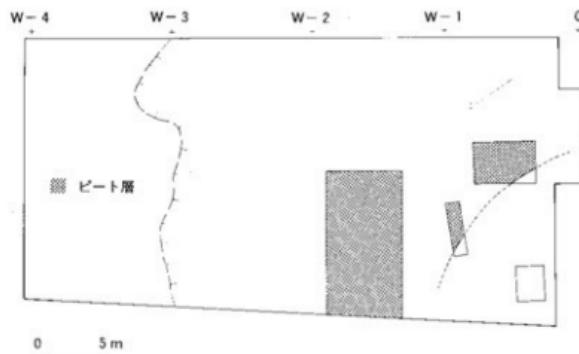
調査区西側の微高地東端から調査区東側の段丘裾部までの約35m間は、南流する自然流路となっている。湧水が著しいため全掘は困難で、掘り下げは部分的となった。また、現地表面か

ら2mまで掘り下がたが底には達せなかった。この自然流路は、その規模と方向から旧足守川の支流と思われる。埋土は16層が堆積した後、17.7m付近から厚さ40cm程のビート層が形成されている。但しビート層の分布は北東部に偏在しており(図14)、東側山麓部の扇状地を形成した流路から堆積してきた可能性が考えられ、調査区北西部付近で足守川支流と山麓部からの流路が合流しているということが想定される。

ビート層下部から縄文時代晚期前半の深鉢5が、ビート層上部から弥生時代前期中頃の削り出し凸帯の壺部と推定される小片が検出されており、ビート層形成の時期幅が予想される。但し出土した土器はこの2点のみであるため、断定的に判断するのは困難である。



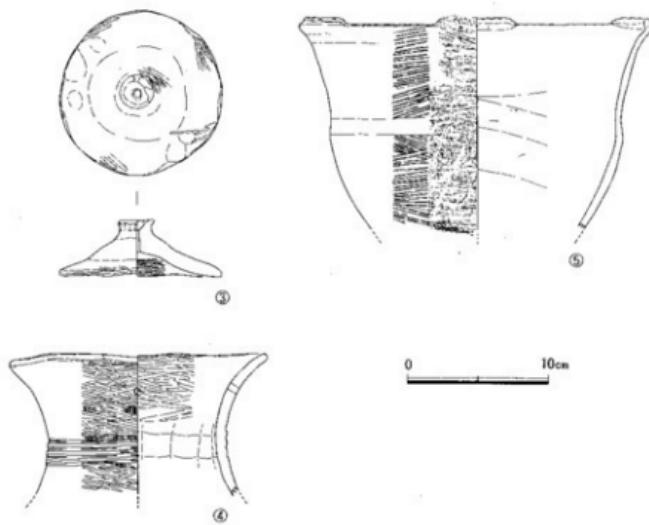
第13図 土壌-4・5実測図



第14図 自然流路内ビート層分布図

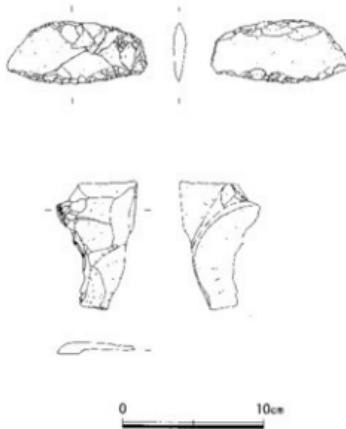
ビート層堆積後現状で40cm程の厚さのシルト質土層が堆積しており、この土層によって流路の大半は埋没している。しかし、微高地部と流路の接するあたりについては後の古墳時代前期の流路があるため、自然流路全体が埋没したのかどうか、その部分については不明である。ただ、足守川支流は埋没したもの、東側山麓部の扇状地を形成した流路のみが微高地縁辺部を流れていた可能性は考えられる。

シルト質土層中に含まれていた遺物は、弥生時代前期後半の時期の壺、蓋とサヌカイト製の石庖丁、同製の剝片のみであるが、このことから微高地上で遺構が形成されていた弥生時代前



第15図 自然流路出土遺物(1)

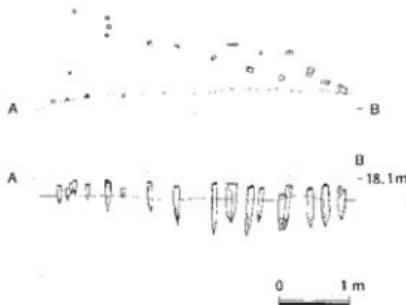
期後半に、この自然流路の大半は埋没したと推定される。



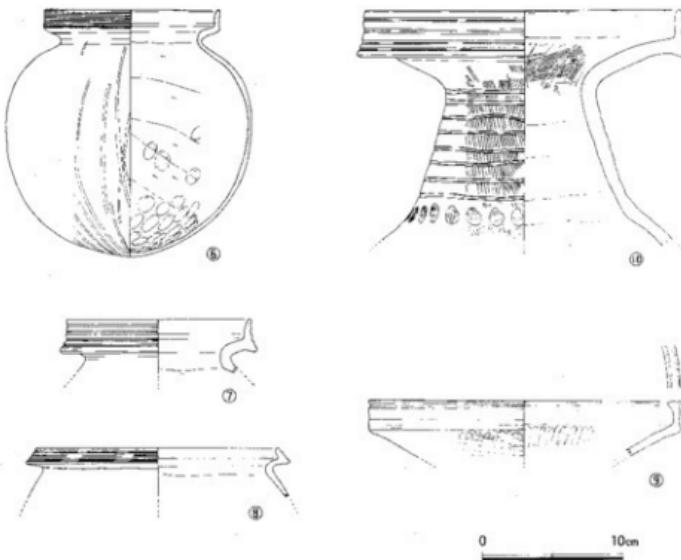
第16図 自然流路出土遺物(2)

II 古墳時代前期（図17、18、19、20、21）

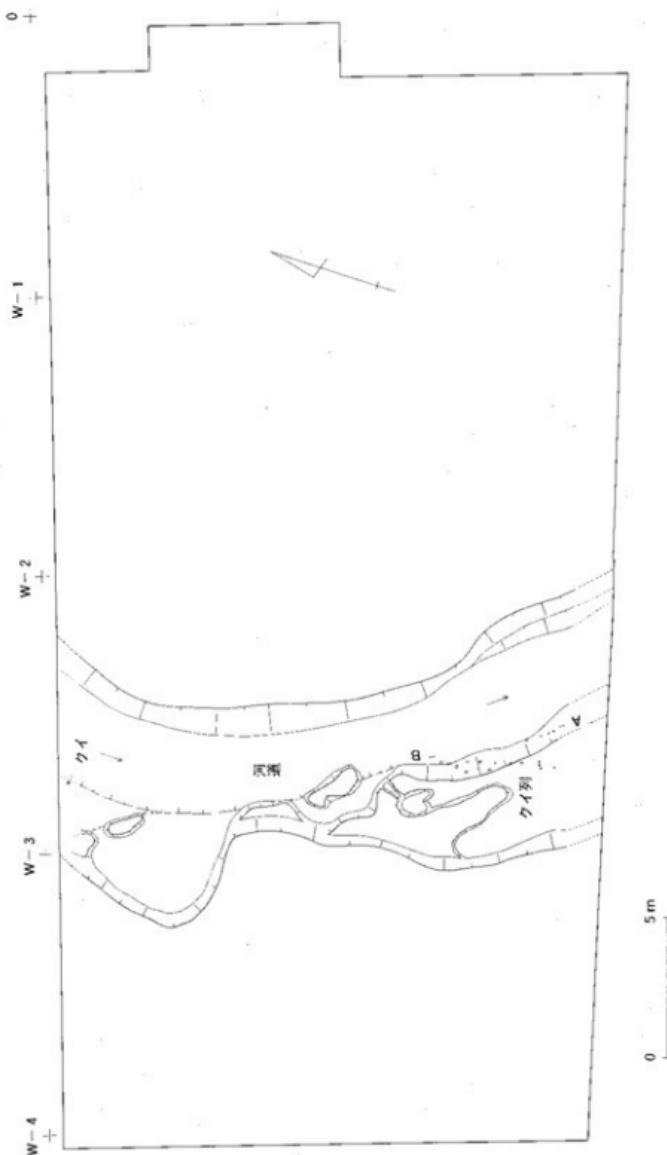
調査区西側で検出された河道で、調査区北東方向からオーバーハングしながら南流している。また、B区でこの河道の東岸を検出しており、南へいくにつれ東側に大きく蛇行している。つまりこの河道は、東側山麓部から流れ込んできて、調査区中央付近で微高地部にあたり東へ方向を変えているものと推定される。即ちこの河道は東側山麓部の扇状地状地形を形成したもの一部と考えられる。そうすると地形的には、この河道の位置する調査区中央付近が東側の扇状地状地形の扇端部に相当するのであろう。



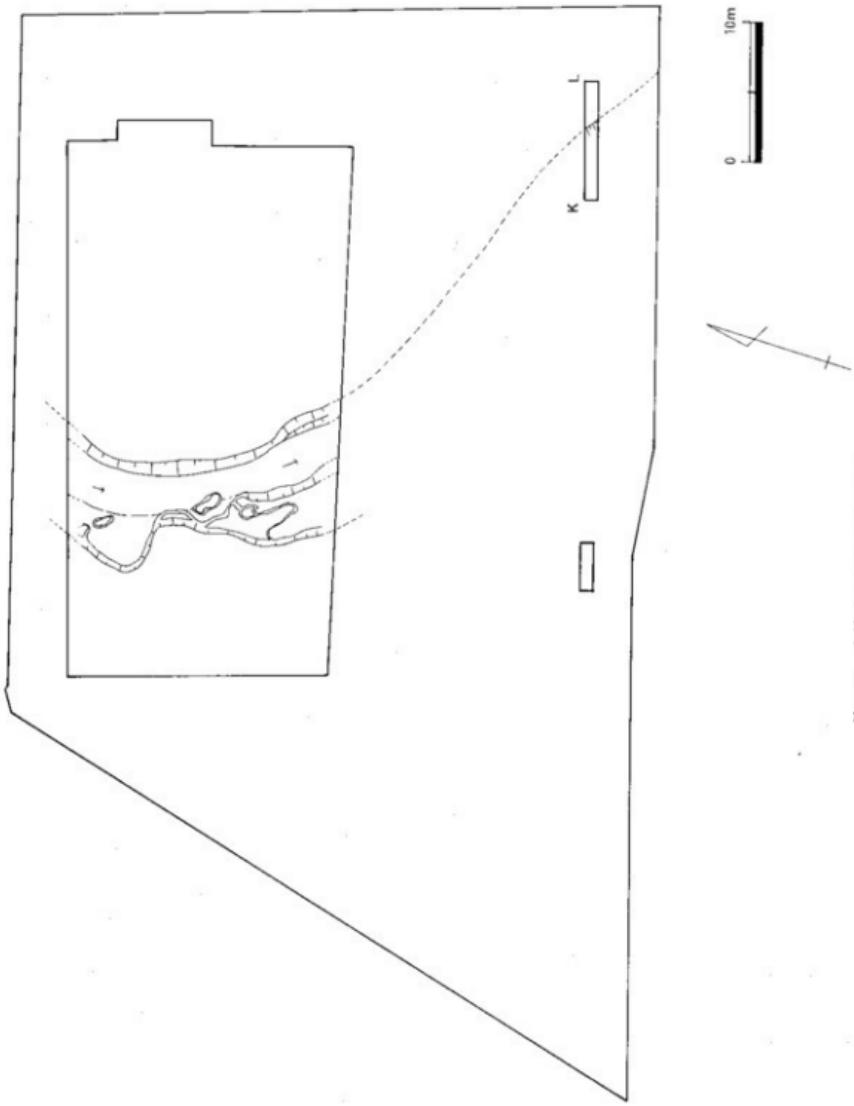
第17図 河道クイ列実測図



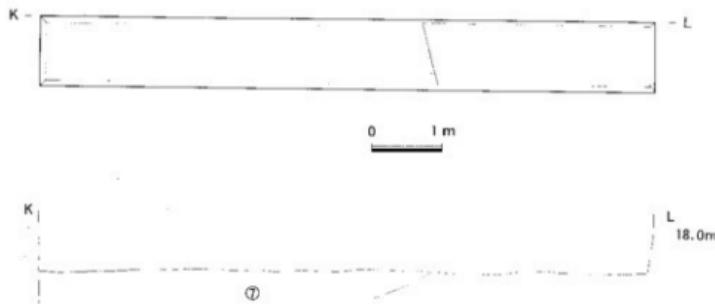
第18図 河道出土遺物



第19図 A区古墳時代初頭遺構配置図



第20図 古墳時代前期遺構配置図



第21図 B区古墳時代前期遺構配置図

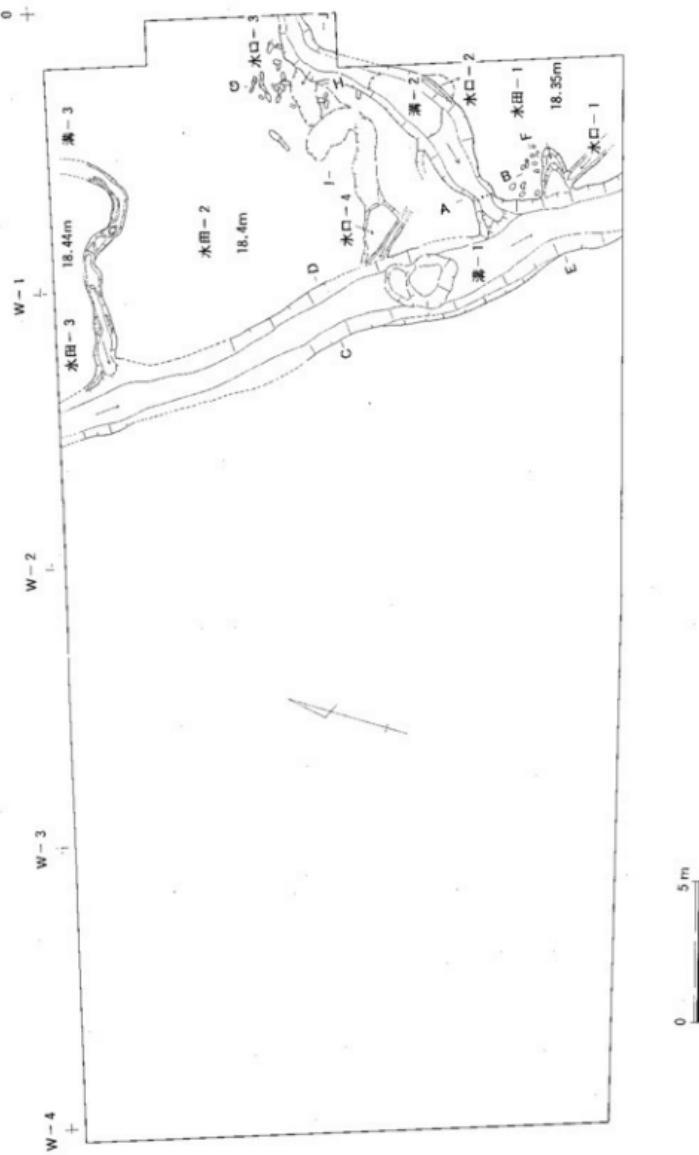
河道西岸では、大きくカーブするため水流の攻撃面となる部分に護岸状の杭が打ち込まれている。そのうち南側では列状に20本残存しているのが検出された。杭列は、北半に幅10~18cm、厚さ4~8cmの比較的強固な角材の先端を削って尖らせたもの10本、南半に径4~6cmの自然木の先端を削ったもの10本で構成している。北側では調査区端部で1本だけしか検出されていないが、この位置も水流の攻撃面となっており、南側と同様に調査区外へ列状に延びているものと予想される。

埋土は大まかには上下2層に分けられる。下層(5、7、8、9、10、11、12、13層)は基本的に砂質土と粘質土が互層状に堆積しており、流速の早い状態での堆積が想定できる。上層(6層)は粘質土のみで、滯水状態での堆積が想定できる。上層の厚さは厚い所で10cmで比較的の薄い。

遺物は下層下部付近から散在的に検出されたが、下層上部や上層からは全く検出されなかつた。出土した遺物の示す時期幅は弥生時代中期末から古墳時代前期までで、このことからこの河道は古墳時代前期以降急速に埋没していき、最終的には浅い湿地状態となったことが推定できる。

またこの河道は、護岸を施してある程度人為的な制御を行っていることなどから、調査区内では同時期の水田は検出されなかったが、上流部の扇状地部の水田耕作に用いる水路だけでなく、調査区の位置する氾濫原での灌漑にも用いられたと考えられる。但し調査区内では同時期の水田の痕跡は検出されておらず、この時期の氾濫原での開発は部分的なものであったと予想される。

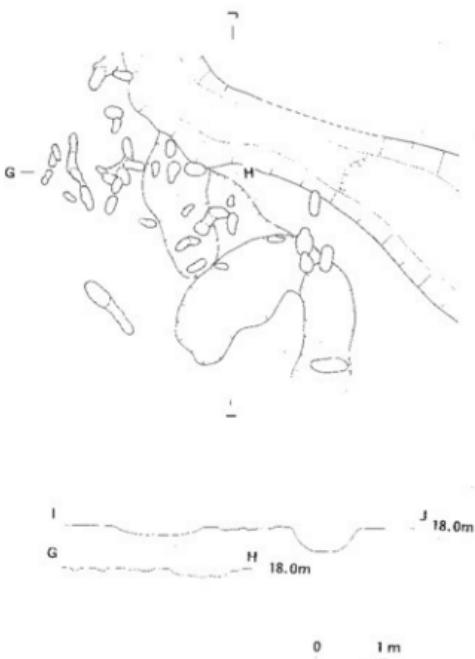
III 古墳時代後期(F層水田)(図22、23、24、25、26、27、28、29)



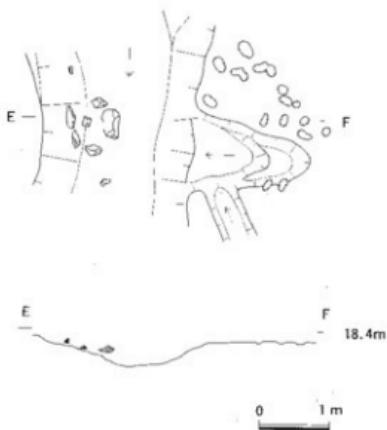
第22図 A区古墳時代後期遺構配置図

調査区東側で水田とそれに伴う水路が検出された。水田は土層のみで、畦畔は上層の平安時代の水田層によって削平されたものと思われ残存していなかった。ただ水田層除去後、当水田のベースとなる14層に部分的に足跡状の窪みが検出された。窪みにはF層の水田土層が充填しており、同水田に伴うものと考えている。足跡状の窪みは検出面から深さ3~5cm程で、水口の周囲に集中する傾向が窺われる(図23、24)。

水路は東西方向(溝2、3)が2本、南北方向(溝1)が1本の計3本が検出された。そのうち南北方向の溝1が最も大きく幅2.4m、深さ0.4mで、北から南へと流れおり、調査区東側に広がっ



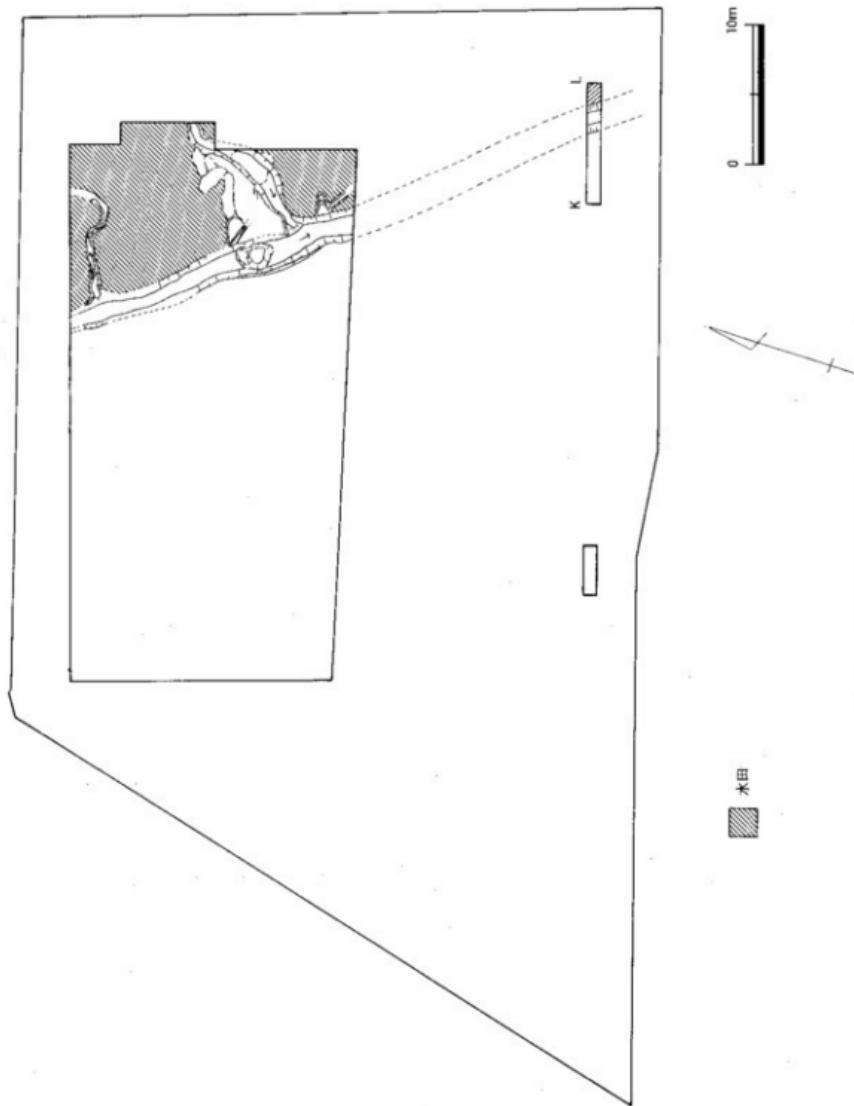
第23図 水口3平面・断面図



第24図 水口1平面・断面図

ていると思われる水田からの排水を最終的に受けて、南へ送る役割を果たしている。埋土は土層図(図27)を見るとやや複雑だが、大きく3層に分けられる。即ち下層は粗砂のみの9層、中層は砂質土と微砂の互層の2~8層、上層は粘質土の1層で、やや流速の早い堆積の後、滞水状態のうちに埋没している。

溝2、3は恐らく東側にある主水路からの枝溝で、周囲の水田に直接取水する役割である。溝2は幅1~2m、深さ0.2~0.3mで、溝1と接する位置には、径3cm程の自然木の先端を削って尖らした杭を6本水流に直交さ

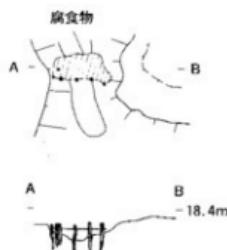


第25図 古墳時代後期遺構配置図

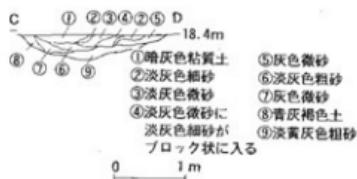
せて打ち込んだ井堰（図26）がある。この井堰によつて流れを塞き止めて水位を上げ、上流の水口2、3から水田1、2に取水すると考えられる。そして、水田1と2の西側、溝1と接する位置に水口1、4があり、ここから溝1に排水される。水口4は試掘坑の影響で不明瞭であるが、水口1は比較的よく残っている。水口1は幅1.1m、長さ1.6mで、三角形状の平面プランをしており、南側には幅0.4m、深さ0.1mの小溝が取り付く。水口1の対岸正面（図24）には拳大から犬頭大の角礫6個が上層と下層の間からかたまって検出されており、これらの石は水口1との位置関係などから、水口1を閉鎖するために使われていたものと推定される。

溝3は幅0.6~0.8m、深さ0.1mで、溝2に比べるとかなり小さい。井堰や水口等も検出されず、底部も凹凸が目立つ。溝2の補助的な役割が考えられ、例えば溝2が取、排水路で、溝3が排水路のみの機能が想定される。

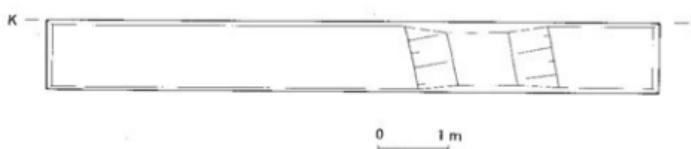
水田の区画は畦畔が残っていないものの、溝1、2、3の配置から扇状に配列された水田1、2、3の3区画が考えられる。水田1の平均レベルは18.35m、水田2は18.4m、水田3は18.44mで、北にいくにつれ若干だが高くなっている。このことと水田区画の形状から、当調査区



第26図 溝-2 井堰実測図

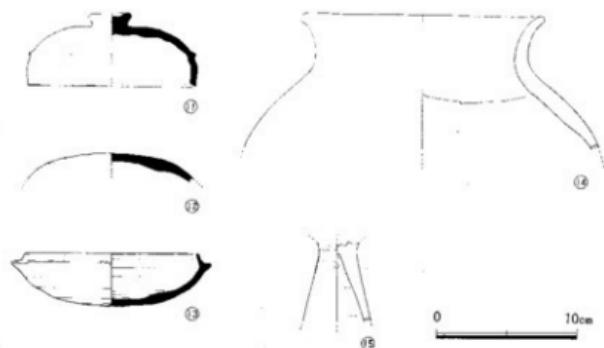


第27図 溝-1 断面図



第28図 B区古墳時代後期遺構平面・断面図

の水田は調査区東側の扇状地状地形上の開発の西限、即ち扇状に広がった水田の末端に位置すると考えられる。そうすると、当地域の古墳時代の水田開発は山裾部の扇状地状地形が主体で、氾濫原の開発はまだ部分的であったと推定され、前代



第29図 溝-1・2出土遺物

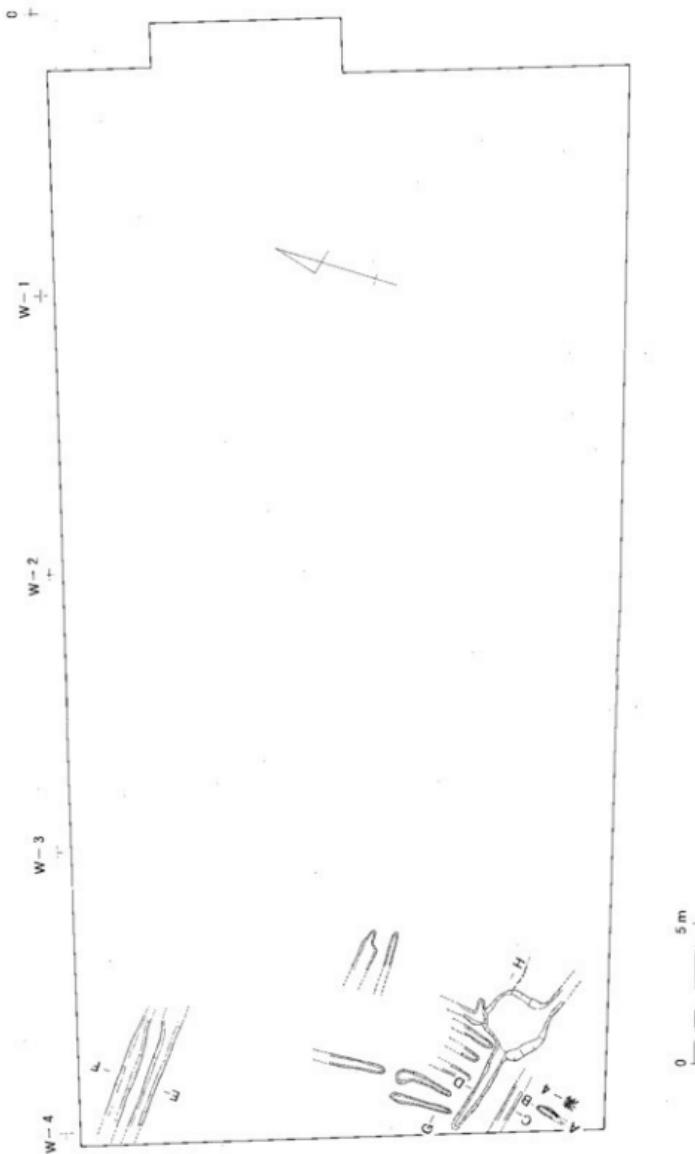
と比べ東側の扇状地状地形における開発範囲は広がっているものの、開発原理は変わっていないと理解される。

遺物は、須恵器の蓋11が溝1の井堰寄りで9層下の溝底部付近から出土し、須恵器の坏身13は水口1付近の溝1の1層下から出土した。蓋11はほぼ完形で、出土地点が井堰に近いことから、水口祭祀的な性格であったことも推定される。その他の土器は溝2埋土中から出土した。蓋11は陶邑古窯址群における田辺昭三氏の編年¹⁰のT K47型式、坏身13はT K43型式に含まれるものと考えられ、実年代にすると前者が5世紀末、後者が6世紀後半で、溝2埋土中出土の上器も両者の時間幅の中でおさまるものと考えられる。

この水田の時期幅が、溝1下層出土の蓋11が上限、溝1上層出土の坏13が下限を示していると考えると、5世紀末前後の時期に開発され、6世紀後半以降廃絶したものと理解される。但し調査区内でのこの時期の水田の開発と廃絶の様相は、調査区東側の扇状地状地形に広がる水田域全体の様相を示しているのではなく、用水の過不足等といった理由による水田域端部の開発範囲の微妙な振幅を示していると評価される。

IV 奈良時代（E層）（図30、31、32、33）

調査区西側の微高地部で素掘り溝を15本検出した。本来はもっと多くあったが、レベルの高い微高地部上であることから、後の水田造成の際に削平されたものと思われる。但し、東側低位部にはこれらの素掘り溝は続いておらず、この時期の素掘り溝による開発は微高地部のみであったと考えられる。



第30図 A区奈良時代遺構配置図

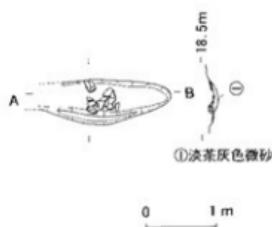
素掘り溝は東西方向と南北方向があり、南北方向の溝は幅0.5m、深さ0.2mで、2本で1組になっており、調査区南端の溝については一辺2m、深さ0.3m程の隅丸方形の土壙状の窪みに取り付いている。この窪みは現在でも湧水が著しく、当初も湧水池的な機能であったのかかもしれない。南北方向の溝は幅0.3m、深さ0.1mぐらいで、東西方向に比べると規模が小さい。東西方向の溝のうち、溝4の底部からやや浮いた位置で上師器の瓶と須恵器の坏がたまつて出土した。瓶、坏とも上面が後の水田造成の際に削平

されているが、本来は完形のままで置かれていたものと思われ、その位置が湧水池状の土壙に近いことから水辺の祭祀的性格も想定される。

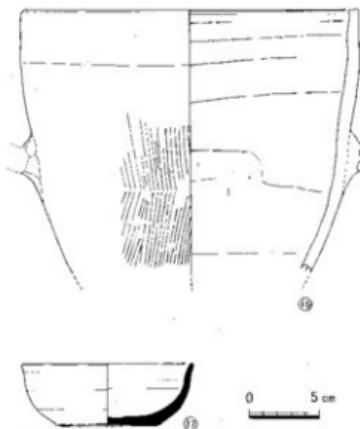
これらの素掘り溝は、全体の平面形態や比較的高燥な窪高地部に位置することから烟の畠と考えられる。

遺物は溝4から出土した瓶と坏のみである。瓶16は把手が欠損しているが、外面は比較的粗い縦刷毛、内面は縦方向の箒削りの後横なでを施している。坏17は底部箒切り、内外面横なでを施す。坏18がざらし奥池式⁽²⁾や、西谷遺跡の土壙や建物周辺出土の土器⁽³⁾、上竹西の坊遺跡包含層出土の土器群⁽⁴⁾の中に類例が求められ、ざらし奥池式が奈良時代前半、西谷遺跡の土器が8世紀の第一四半期から第二四半期前半、上竹西の坊遺跡の土器が8世紀中葉の年代がそれぞれに与えられており、溝4出土の土器はそれらの年代観から一応8世紀前半から中頃の時期の幅を想定しておきたいと思う。

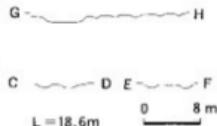
この烟の時期は溝4に置かれた土器から、少なくとも奈良時代中頃までには開発されていたと考えることができる。即ち、調査区東



第33図 溝-4 実測図



第32図 溝-4 出土遺物



第31図 奈良時代溝群断面図

側の水田が6世紀後半以降放棄された後、調査区付近は再開発されずそのままの状態が続き、奈良時代に入って微高地部のみが畠地として開墾されたと考えられる。

V 平安時代前期（E層水田）（図34、35、36、37、38）



第35図 建物-1実測図

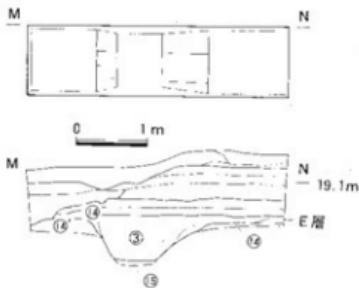
調査区の大部分が水田化されている。西側の微高地部はかなり掘削されてきているものの、調査区南端で掘立柱建物が検出されており、当時の人々の居住域であったと推定される。

水田部は上面を後の水田面により削平されており、畦畔は全く検出することが出来なかったが、微高地部との境に最大幅2.1m、深さ0.28mの溝5が検出された。溝5は微高地の形状のためか建物1の位置を意識したのか、調査区南端でやや東に振るもの、C区で溝の延長が検出されており、しかもC区の土

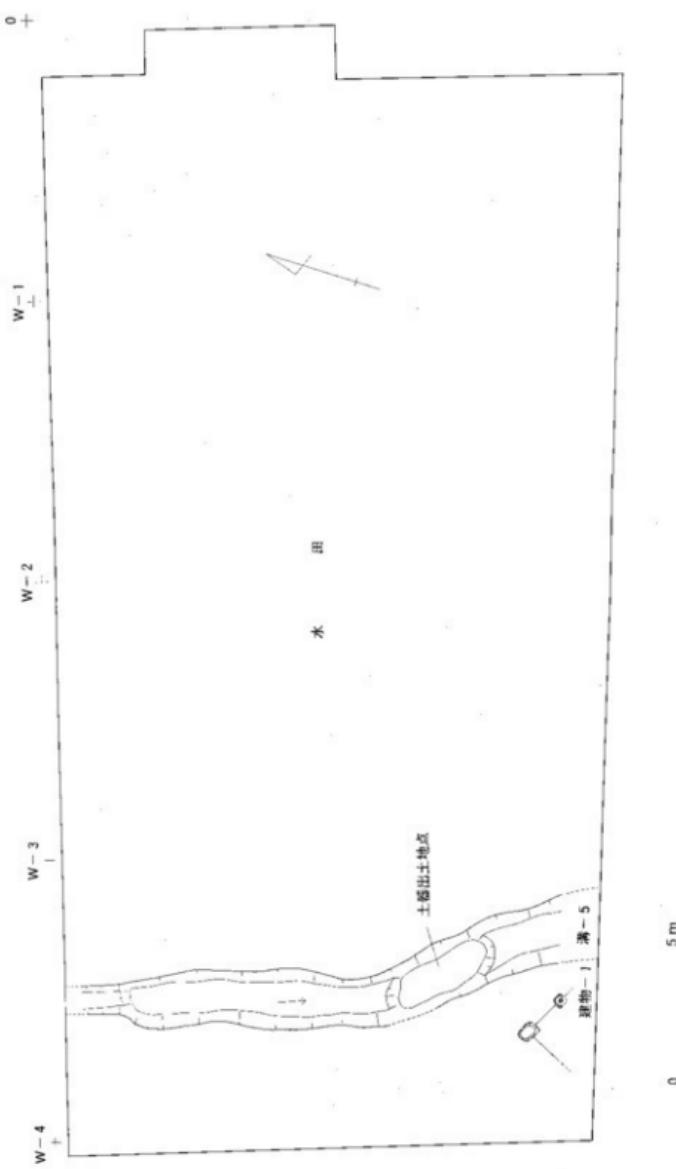
屑を見るかぎり微高地の縁辺にこの溝が位置するのではないということから、南北にはほぼ直線の方向を意識したものであることが推定される。そして、この方向は現存条里の方向と一致し、調査区南側では現水田の畦畔と殆ど重複している。また、溝5の北端での深さは0.17mで南よりレベルが高く、水は南流していたと考えられ、このことからこの水田への取水は現水田と同様で、東の用水路から入れて余水や排水は溝5を

使って南、或いは南で微高地を迂回させ西へと流していたと考えられる。現存での水田耕土の検出面の高度は18.4mで、耕土の厚さは3cm程度である。

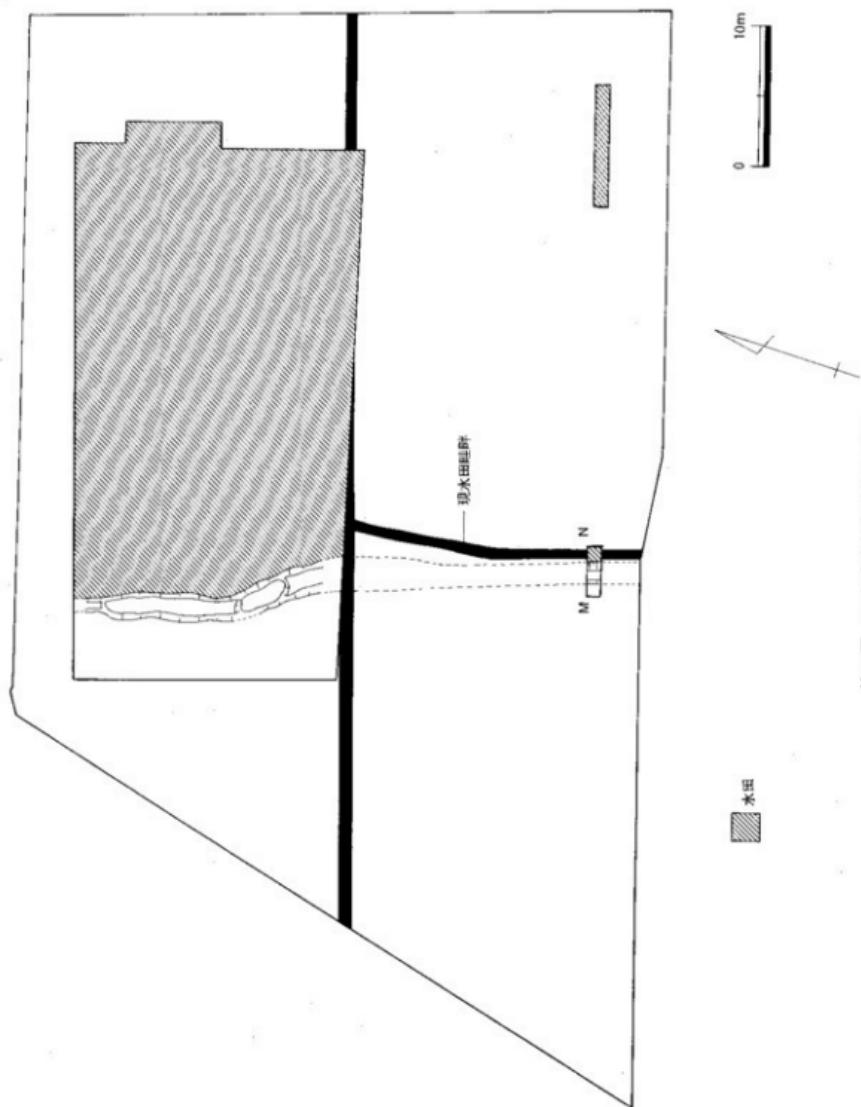
建物1（図35）は、調査区南端で溝5と接する位置で検出され、検出面は18.5m付近、一辺20~40cmの方形の掘方をもつ柱穴が2個見つかった。柱穴の深さは検出面から30cm程度である。建物1の周囲には他に建物等がなく、溝5が建物1を迂回する様に若干東に振ることから、建物1はやや特殊な性格のものであったとも推定される。また、建物1の北付近の溝5の底には長さ40cm、溝底からの深さ15cm程の深みをつくっており、その底面付近から丹塗りの土師器



第34図 C区平安時代遺構配置図



第36図 A区平安時代前胡遺構配置図

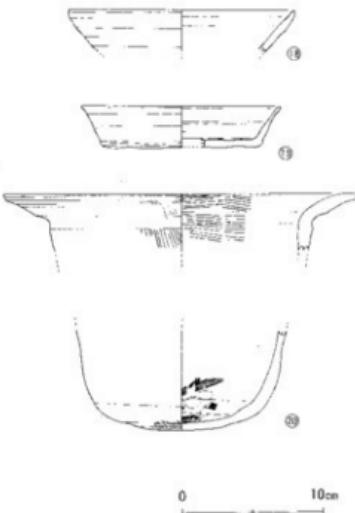


第37図 平安時代前期遺構配置図

の壺や甕が出土している。畦畔が残っていないため明確ではないが、この深みの部分に東側水田部からの排水を行う水口も想定でき、出土した土器はその水口祭祀に使用されたものとも考えられる。そうすると、この水口祭祀と建物1とが有機的な関係をもっていたことも想定されてくる。

遺物は水田耕土から須恵器と土師器の小片が数片出土しただけで、主なものは溝5南側の深み底面付近から纏まって出土した。出土した上器は、丹塗りの土師器の鉢と壺、土師器の甕で、これらの土器は、鹿田遺跡3の井戸2、井戸3出土の土器群⁵⁵と似ており、9世紀中頃から10世紀の時期が推定される。

溝5の埋土は、部分的に2～3層となるが基本的には1層の砂質土の堆積で、急速に埋没した様相を呈する。そして上面には10世紀以降と推定される水田層が形成されている。つまりこの水田は、E層の素掘り溝を溝5がきっていることから、奈良時代以降で溝5底面の土器の時期以前、即ち平安時代前期の時期に開発されたと考えられる。そしてその開発は、足守川左岸の氾濫原を面的に開発した最初であり、その開発の背後には、氾濫原上の水田への給水のための新たな水源の確保とそれに伴った水路の掘削、そして現在の水田面に残る条里地割の施行が想定される。

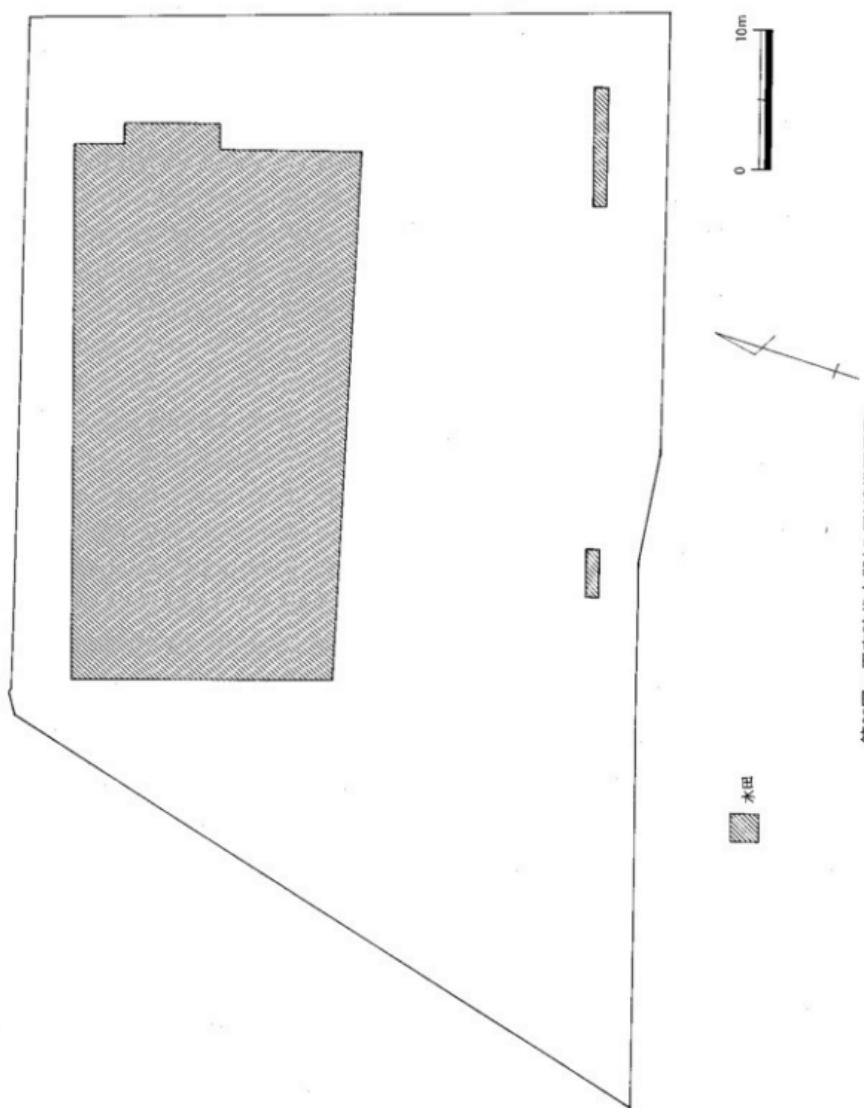


第38図 溝-5 出土遺物

VI 平安時代中期以降（A～D層水田）（図39、40、41）

平安時代前期の水田層の上には現水田までに4面前後の水田層が形成されている。面的に精査したにもかかわらずどの層からも畦畔は検出されなかった。ただそれぞれの土層の時期をおよそ推定できる遺物を若干得ることができた。但し水田耕土層に含まれる遺物は量的にも僅かで、しかも直接的にその含まれている水田層の時期を示しているのではなく単に上限を示しているということが前提となるため、ここでのA～D層の水田層の時期は予察的な見通しとして考えておきたい。

第39図 平安時代中期(D層)遺構配置図



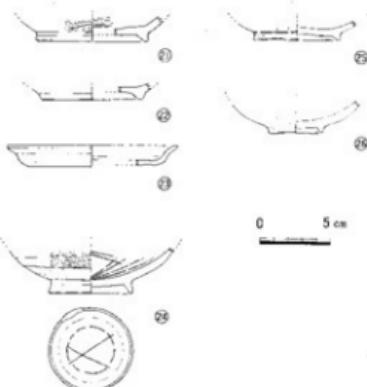
D層水田は平安時代前期の水田層の上面で、調査区全面に広がっている(図39)。この水田層が西側の微高地部全体を掘削しているのか、それとも部分的であるのかは明確でないが、溝5の埋土から平安前期の水田が洪水的な理由で埋没した後に水田域を拡大して再開発された水田と考えられる。出土した遺物のうち図化できたものは3片で、うち21、22は内面黒色土器椀で、21は内外面共に横方向の籠磨きを施す。これらの土器からD層は10～11世紀の時期を考えておきたい。

C層水田から出土した上器のうち図化できたものは24の椀だけで、内外面を籠磨きしており底部外面に籠記号がある。この土器からC層は12世紀初頭の時期を考えておきたい。

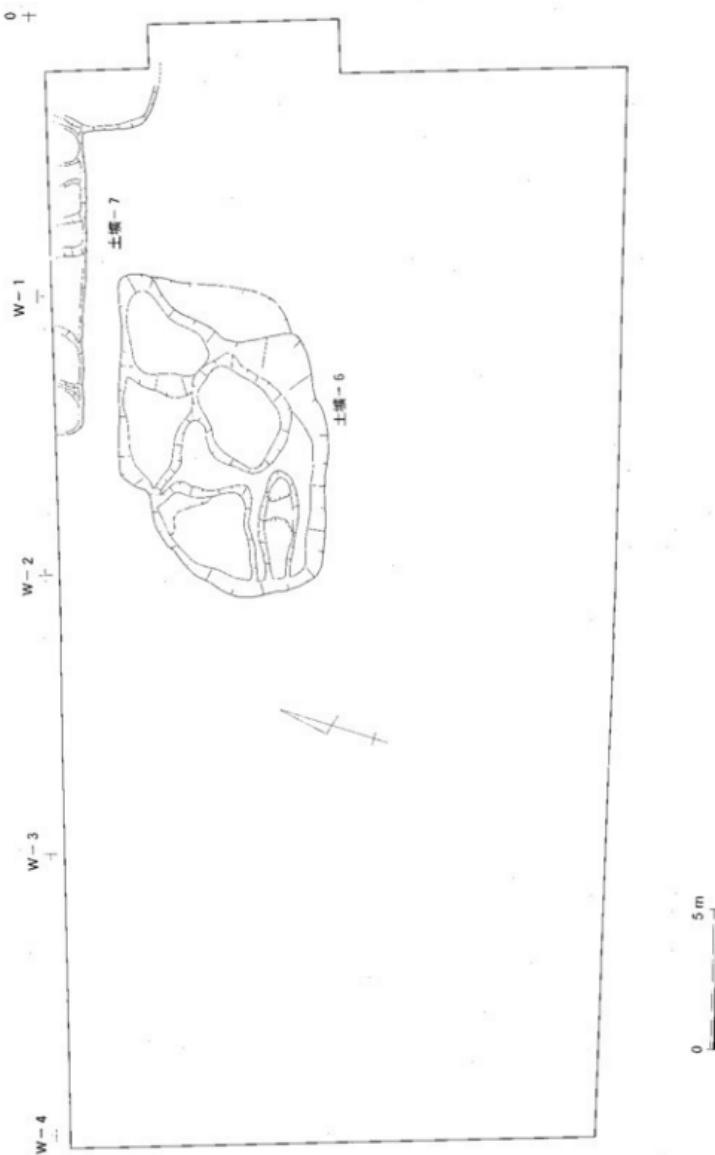
B層水田から出土した土器のうち図化できたものは25、26の椀だけである。これらの土器からB層は13世紀後半から14世紀の時期を考えておきたい。

A層は現水田直下までの水田層を全て含んでおり、東側では4枚の水田層が確認出来た。土層中には遺物が殆ど含まれていなかったが、中世末～近世という大まかな時期幅の中でとらえておきたい。

現水田直下A層上面から、調査区北東部付近で不整形の平面プランをした土壌が2基検出された(図41)。土壌7は調査区外へ殆ど出るため全形はわからないが、土壌6は上面が全長11m、幅7.5mで、さらに内部を径2～4mの不整円形の単位で5ヶ所掘り込んでいた。土壌7についても同様で内部に幾つかの単位が認められる。単位ごとの底のレベルは一定しておらず、20cm程の高低差のつく部分もある。最深部ではF層下部まで達しており、土壌内部には水田土層は残存しておらず、これらの土壌が粘質の比較的強い水田土層の採掘を目的にした所謂粘土採掘坑であったことが推定される。土壌内部は黄灰色の粗砂で埋没しており、洪水によって直接埋まったのか、或いは洪水時の砂をためた砂だまりなどから砂を持ってきて埋めたのかのどちらかであろう。遺物は瓦片、陶磁器片が出土しているが、小片で図示できるものではなく、また時期を特定できるものはなかった。ただ層序関係から近世後半から末の時期を考えておきたい。当該期の類似した土壌は県南の沖積地での発掘調査、特に近世の町屋が形成された近辺では必ずと言っていいくらいの頻度で検出されており、町屋が瓦屋根に変わることと関連しているものと予想される。



第40図 B・C・D層水田出土遺物



第41図 A層上面検出遺構図

VII 出土土器観察表

番号	器種	法量(cm)			特徴	遺構
		口径	器高	底径		
1	深鉢	32.0	—	—	外面体部は籠状工具によるナデ、口縁部付近は横ナデ、内面は口縁部付近は籠ミガキ。胎土には砂粒が目立ち、淡茶灰色	土壤1
2	壺	13.7	—	—	外面は横籠ミガキ後4条の籠描き沈線を巡らし、内面は口縁部のみ籠ミガキ。口縁部下2.5cmの位置に焼成前穿孔が二対ある	土壤2
3	蓋	11.5	4.0	—	内外面横籠ミガキ、中心部に焼成前穿孔がある。胎土には砂粒が目立ち、淡茶灰白色を呈する。	自然流路
4	壺	18.0	—	—	外面縱ハケの後横ミガキ、頸部に4条の籠描き沈線を巡らす。内面口縁部から頸部にかけて横ミガキ。口縁下に焼成前穿孔	自然流路
5	深鉢	24.1	—	—	外面体部に貝殻条痕、口縁部に突起を付け、その上から籠状工具による刻みを巡らす。内面は籠ケズリの後ナデ	自然流路
6	甕	12.3	17.5	—	口縁部外面は7条の櫛描文を巡らし、体部は縱籠ミガキ。口縁部内面は横ナデ、頸部以下籠ケズリ	河道
7	壺	13.0	—	—	口縁端部を上方に拡張し、外面に4条の凹線を巡らす。口縁部内面横ナデ、頸部以下籠ケズリ	河道
8	甕	17.0	—	—	口縁部外面に4条の凹線が巡り、内面横ナデ。胎土は比較的緻密で、淡橙灰白色を呈する。	河道
9	高坏	22.0	—	—	口縁部は直立し、端部は肥厚する。上端部に2条、外面に1条の凹線を巡らす。外面横ナデ、内面縱籠ミガキ。	河道
10	壺	22.1	—	—	口縁部を上方に拡張し、外面に4条の凹線、内面は横ハケ後縱籠ミガキ後横ナデ。胎土には若干砂粒を含み、淡橙灰白色。	河道
11	高坏蓋	12.0	5.15	—	外面籠ケズリ後、内外面横ナデ。口縁端部は比較的シャープである。胎土は若干砂粒が入るが緻密で、淡灰褐色を呈する。	溝1 下層
12	坏蓋	—	—	—	外面籠ケズリ後横ナデ、内面横ナデ後中央付近不整方向のナデ厚気味におさめる。胎土は緻密で、淡灰白色を呈する。	溝3
13	坏	12.4	3.8	—	外面籠ケズリの後内外面横ナデ。外面のケズリは底部全面のほぼ1/2の範囲である。胎土は緻密で淡灰色を呈する。	溝1 上層
14	甕	17.2	—	—	土師質で、口縁部内外面横ナデ、内面頸部以下横籠ケズリ。胎土は砂粒が入り、橙褐色を呈する。	溝2
15	高坏	—	—	—	土師質で、内外面とも調整は不明で、胎土は砂粒が入り、橙灰色を呈する。	溝2
16	瓶	23.6	—	—	土師質で、外面粗い縱ハケ、内面縦ケズリ、口縁部内外面横ナデ。胎土は金雲母等の砂粒が入り、茶褐色を呈する。	溝4

17	坏	12.0	4.4	7.1	須恵器で、端部を丸くおさめる。内外面共に横ナデ。胎土は若干砂粒が入るが緻密で、淡灰白色を呈する。	満4
18	鉢	16.0	—	—	土師質で、端部はやや尖り気味に丸くおさめる。内外面横ナデで、丹塗りが認められる。胎土は緻密で、淡茶灰色を呈する。	満5
19	坏	14.0	2.9	11.4	土師質で、端部はやや外傾気味に肥厚する。内外面横ナデで、底部は窓切り後ナデ、丹塗りが認められ、胎土は緻密。	満5
20	甕	25.2	—	—	土師質で、口縁端部は凹線気味に凹み、底部は丸底で内面に指頭圧痕が認められる。外面縦ハケ、内面横ハケ。胎土は粗い。	満5
21	椀底部	—	—	7.8	内面黒色土器椀で、内外面に横籠ミガキが認められる。胎土は緻密で、淡橙褐色を呈する。	D層
22	椀底部	—	—	7.0	内面黒色土器椀で、胎土は比較的緻密で、橙褐色を呈する。	D層
23	皿	12.0	1.6	9.0	土師質で、磨滅が著しいため内外面の調整は不明。胎土は緻密で、淡茶灰色を呈する。	D層
24	椀	—	—	6.0	土師質で、外面横ミガキ、内面放射状のミガキで、底部外面に窓記号状の線刻が認められる。胎土は緻密で、淡灰白色を呈す。	C層
25	椀底部	—	—	6.0	土師質で、内外面ナデ、胎土は若干砂粒が入るもの緻密で、淡橙灰白色を呈する。	B層
26	椀底部	—	—	4.0	土師質で、内外面ナデ、胎土は若干砂粒が入るもの緻密で、淡橙灰色を呈する。	B層

- 註 (1) 田辺昭三『陶邑古窯址群』I 平安学園 1966年
(2) 伊藤晃「第十一章窯業」『岡山県の考古学』吉川弘文館 1987年
(3) 福田正雅『西谷遺跡』岡山県長船町教育委員会 1985年
(4) 武田恭彰「上竹西の坊遺跡」『岡山県埋蔵文化財発掘調査報告69』岡山県教育委員会 1988年
(5) 山本悦世編「鹿田遺跡3」『岡山大学構内遺跡発掘調査報告第6冊』 1993年

第四章 足守庄園関連遺跡におけるプラント・オバール分析

外山秀一

1. はじめに

吉備高原を水源とする足守川は、その中流域で足守の集落を囲むように半円形の弧を描いて蛇行し、南流する。その曲流した延長上、すなわち左岸の攻撃斜面側に当遺跡は位置する（第1章第1図参照）。当地域は、これまでに幾度かの河道の変遷を経てきたとみられ、遺跡の南で実施されたボーリング調査では、風化した花崗岩の上位に厚い砂礫層が堆積しており、旧足守川の流路の状況が伺える。また、調査区内では縄文時代晚期およびそれ以前と古墳時代初頭の旧河道が検出されている。

さらに、当地域の低地部には明瞭な2つの崖が認められる。ひとつは東部の丘陵間の谷底低地から拡がる扇状地の扇端部をほぼ南北に限るもので、いまひとつは現河道沿いに並行するものである。このうち、後者は50cm以上の比高をもち、完新世段丘IIとよばれている^③。これを境として、段丘面上には条里の地割が残存し、氾濫原面は不規則な地割となる。当遺跡は、かかる段丘面上に位置している。

当遺跡では、その発掘調査に際し、水田層の確認と土地条件の変化や土地利用の検討を目的として、南壁セクションのA地点とB地点で採取した試料のプラント・オバール分析を実施した。

2. 地層の堆積状況と試料の採取

調査区内の埋没微地形の状況は、基本的には西側のA地点付近が自然堤防状の微高地の縁辺部、中央部が背後の微凹地、そして東側のB地点付近が低地にあたる。

両地点では、シルトと細砂を主体とした細粒物質がほぼ水平方向に安定した堆積状況を示し、旧河道内や溝状遺構内の堆積物を除いて層相に大きな変化はみられない。また、色調は、上位層準では主に茶灰色や暗灰色を呈するが、B地点の下位層準（14層～13a'～15a'層）では地下水の影響を受けて茶青灰色となっている。また、全般的に土壤化が進んでおり、各層の堆積後は比較的安定した土地条件のもとにあったと推定される。

分析用の試料は、A地点で8試料、B地点で14試料の計22試料を採取した（第2章第5図参照）。なお、両地点の層相と発掘調査時の地層との対応関係、ならびに採取した試料は、第1表のとおりである。また、各層のおおよその時期は、A層～近世、B層～13～14世紀、C層～12世紀初頭、D層～10～11世紀、E層～9世紀、F層～5～6世紀、14層～弥生時代後期とされている^④。

A 地 点			B 地 点		
層名	地層対応	層相	試料	層名	地層対応
2a層	A層	暗灰色砂質シルト	①	2a層	A層
3a'層	B層	茶灰色シルト質細砂	②	3a層	A層
4a層	C層	茶灰色砂質シルト	③	4a層	A層
5a層	C層	茶灰色疊混じり砂質シルト	④	5a層	C層
6a層	D層	茶灰色疊混じり砂質シルト	⑤	6a層	C層
7a層	E層	暗灰色シルト	⑥	7a層	C層
8a層	E層	暗灰色シルト	⑦	8a'層	D層
9a層	F層	暗灰色砂質シルト	⑧	9a層	D層
				10a層	E層
				11a層	E層
				12a層	F層
				13a'層	14層
				14a'層	14層
				15a'層	14層

第1表. 地層の堆積状況と試料の採取

3. 分析の方法

定量分析法による試料の処理は、藤原(1976)⁹⁾に基づき、絶対乾燥-重量測定・仮比重測定-ガラス・ビーズの混入-ホモジナイザーによる分散ーストーカス法による細粒物質の除去-乾燥の順序でおこない、オイキット液によりプレパラートを作成した。プラント・オパールの分類学的検討は、400倍ないし600倍の偏光顕微鏡下で、主にイネ科の機動細胞プラント・オパールの形態分類に基づいておこなった。

そして、検出されたガラス・ビーズ(300個)とプラント・オパールとの比率から、試料1gあたりの各プラント・オパールの個数ならびに総数を求めた。さらに、イネ、ヨシ属、ウシクサ族ならびにタケ亜科の機動細胞プラント・オパールについては、地上部全ての重さ(乾物重)を層厚1cm・面積10aあたりの検出量で示した。

4. 結 果

1) A地点

試料1~8の分析の結果、プラント・オパール群集帶はa帯のみである。プラント・オパールの検出数と量は全般的に少なく、またそれらの出現傾向に大きな変化は認められない。なお、イネは全試料から検出され、なかでも現地表面直下の層準(試料1)とE層層準(試料6)で増加する。

2) B地点

試料1~13の分析の結果、プラント・オパール群集帶はa帯とb帯に区分され、このうちb帯はさらにb₁~b₂帯の3亜帯に細分される。a帯（試料11~13）では検出数と量は少なく、イネやタケ亞科その他の植物が僅かに検出されるに過ぎない。b帯になるとイネの出現傾向に顕著な違いがみられ、b₁帯（試料9・10）では増加するが、b₂帯（試料3~8）になるとやや減少し、b₃帯（試料1・2）でふたたび増加する。

5. 考察—環境の変化—

A地点は古墳時代後半の5・6世紀以降、B地点は弥生時代後期の2・3世紀以降の環境の変化の状況を示している。ここでは、発掘調査の成果やプラント・オパール分析の結果、ならびに地形の変化や土地条件、上地利用の変化などを踏まえながら、各層準ごとの環境の変化をみることにしたい（第2表・第3表）。

調査区内では、旧足守川の支流と考えられる河道とそれに伴う自然堤防状の微高地が形成される。微高地からは縄文時代晚期～弥生時代前期前半の上塙が発掘されており、これらの形成時期は縄文時代晚期およびそれ以前にさかのぼる。また、河道内は砂層の一時的な堆積後、弥生時代前期後半までに有機質層やシルト混じり細砂（B地点の14層～13a'～15a'層）によって充填される。その結果、西側は微高地の縁辺部となり、中央部はその背後の微凹地、さらに東端部は低地となる。なお、かかる14層の埋積の過程において稲が栽培されたとみられる。

その後、古墳時代初頭に微高地の縁辺部に沿って河道の形成をみたのち、同中期には低地のなかでも微凹地となったところを利用して南北に延びる溝とそれに流入する東西の溝、すなわち排水路と取水路がつくられる。さらに水路からは小規模な井堰が検出されており、これらを利用して調査区の東端部では水田が営まれる。これは、遺跡の東部に発達する扇状地の扇端部ならびにそれを切って南北に発達する段丘の崖下の湧水を利用した水田造営であり、地形の微起伏を利用した水利施設であったと推定される。なお、かかる水田址は、同後期までに埋積される。

奈良時代には、調査区西端部の微高地の縁辺部で畝状の遺構が検出されており、畑地としての開墾が想定されている。また、背後の微凹地や低地はE層の埋積を受ける。

こうした微地形の違いを反映した土地利用は、9世紀においても継承される。すなわち、調査区では現水田のほぼ直下を南北に延びる幅約2mの溝状遺構が検出され、これは現存条里の方向と一致している。また、これを境に西端部の微高地では建物跡が検出され、東側は水田域となる。

地層名	試料番号	時代・時期	プランツ・オバールの出現傾向	PO帯	土地条件・土地利用	地形の変化
2a - A	①	近世	イネの増加		水田	
3a' - B	②	13~14世紀			や	扇状地扇端部
4a - C	③	12世紀初頭	イネその他の僅かな出現	a	や	
5a - C	④				や	
6a - D	⑤	10~11世紀			安	高地
7a - E	⑥	9世紀	イネの増加		住居 (条里の施工)	縁辺部
8a - E	⑦		イネその他の僅かな出現		定	
9a - F	⑧	5~6世紀			煙地	

第2表. 環境の変化-A地点付近

地層名	試料番号	時代・時期	プランツ・オバールの出現傾向	PO帯	土地条件・土地利用	地形の変化
2a - A	①					
3a - A	②	近世	イネの増加	b ₃		扇状地扇端部
4a - A	③					
5a - C	④					
6a - C	⑤	12世紀初頭	イネの安定した出現	b ₂	安定	後
7a - C	⑥				や	背
8a' - D	⑦	10~11世紀			や	低
9a - D	⑧				湿	地
10a - E	⑨					
11a - E	⑩	9世紀	イネの増加	b ₁		
12a - F	⑪	5~6世紀			田	
13a' - 14	⑫					
14a' - 14	⑬	弥生後期	イネその他の僅かな出現	a	や や 安定	(条里の施工) 河道の埋積
15a' - 14	⑭					

第3表. 環境の変化-B地点付近

また、かかる時期より両地点のイネの出現傾向が異なり、E層層準（A地点－7 a層、B地点－10 a層）で増加する。これは条里制の施工に伴うものと考えられ、当庄域内における土地利用の大きな変化がここに認められ、水田域が拡大する。なお、その時期は9世紀初頭に比定されている⁹⁾。

京都の神護寺に現存する備中国足守庄図には、整然と区画された条里地割が描かれている。嘉応元年(1169)に賀陽氏から後白河法皇に莊園を寄進した際に制作されたとされるかかる絵図が当時の状況を示しているものであるならば、分析の結果は条里施工後の上地条件の安定化とそこでの水田としての土地利用を示していることになる。なお、こうした9～10世紀における土地条件の安定化は各地において同様に確認されている¹⁰⁾。

その後、調査区は旧足守川の洪水堆積物すなわちD層（A地点－6 a層、B地点－8 a'・9 a層）とC層（A地点－4 a・5 a層、B地点－5 a～7 a層）の埋積を受ける。両地点においては、イネの比較的安定した出現傾向がみられるが、とりわけB地点付近では、その後も低地の状況が長期にわたり継続したとみられ、安定した土地条件のもとで稲作の営まれたことが伺える。

このように、B地点におけるイネの検出量の増加とその後の安定した出現傾向は、条里制の施工や土地条件の安定化、古代末に主に瀬戸内沿岸地域において生じたとされる完新世段丘IIの形成、加夜氏（賀陽）による足守郷一帯の莊園化などと密接に関わるとみられ、地形の変化と土地の開発との関係を探るうえで注目される。

なお、調査区内では、自然堤防状の微高地の縁辺部とその背後の微凹地、そして東端部の低地という微地形の分布は、弥生時代前期以降中世の時期まで継続している。また、プラント・オパール分析の結果、土地条件や土地利用の状況は各微地形によって異なっている。このことは、微地形の分布がそこでの土地条件や土地利用に大きく影響していることを示している。

ところで、C層堆積後の12世紀初頭前後を境に、地層の堆積と地形の形成に違いが認められる。すなわち、土砂の供給は、それまで旧足守川の影響を強く受けていたが、その後は東部に拡がる扇状地に変わる。このことは、かかる時期を境に、旧足守川にかわって背後の扇状地からの土砂の供給が活発になったことを示しており、前述した古代末における段丘化とも密接に関わるとみられる。

また、両地点のA～D層層準におけるイネの出現傾向に注目すると、地層1cm・面積10a当たりの検出量は、A地点では約1.4～3.6トンであるのに対し、B地点では約4.7～12トンと大きく異なる。B地点のA層とC層層準は、イネの検出量や土壤化の状態などから水田層と認定され、水田址の埋没している可能性が示唆されるが、調査区東側での明瞭な水田遺構の検出はみられない。安定した土地条件と継続する水田造営のために、畦畔遺構が削平されている可能

性がある。

このように、近接する同一地表面でのイネの検出量の違いは、単に稻の生産量に起因するものではない。前述のごとく、それは地層の堆積状況や地形環境、そしてそこでの土地利用の違いを反映しているものと考えられる。A地点のA層はB地点では2a～4a層に細分され、地層の堆積状況に違いがみられる。また、発掘調査においても、調査区のほぼ中央部を境に両者の違いがみられる¹⁰。両地点におけるイネの検出量や微地形の違い、さらには上砂供給源の変化に伴う層相の違いなどが、かかる時期においても稻作形態の違いといった土地利用に反映されているとすれば、そこで栽培される作物は稻に限るものではない。かかる点については、他の植物化石の分析等を踏まえたうえで再検討する必要がある。

6. おわりに

当遺跡の発掘の成果やプラント・オパール分析の結果は、足守庄域の条里の施工と土地条件の安定化や土地利用の変化、さらにはこれらと地形の変化との関係、そしてそれらの時期など、多くの重要な問題を内包している。

紙数の関係上、ここでは分析の結果の具体的な資料は未提示であり、その概要を述べるに留まった。これらについては、新たな資料に基づき別稿において詳述することにしたい。

- 註 (1) 立命館大学 高橋 学氏のご教示による。
- (2) 岡山市教育委員会 草原孝典氏のご教示による。
- (3) 藤原宏志 (1976) 「プラント・オパール分析法の基礎的研究(1)－数種イネ科植物の珪酸体標本と定量分析法－」考古学と自然科学 9号
- (4) 註2
- (5) 外山秀一 (1990) 「プラント・オパール分析からみた歴史時代の土地条件－香川・林町遺跡（仮称）、山梨・宮ノ前遺跡、滋賀・光相寺遺跡、吉地農師堂遺跡を例に－」条里制研究 第6号
外山秀一 (1992) 「地理学におけるプラント・オパール分析の応用」立命館地理学 4号
外山秀一「稻作農耕の開始と土地条件の変化」第四紀研究（投稿中）
- (6) 註2

第五章 足守荘絵図および関係史料

鈴木景二

平安時代のおわりごろ後白河院によって京都高雄の神護寺へ一円寄進され、以後ながく同寺の根本所領とされた備中国足守荘は、わずかな文献しか残されていないが、当時の莊園の様相を描いた絵図をいまに伝えている点で中世史上著名な莊園である。特に足守荘は、具体的に景観を復原しうる数少ない莊園の一つであり、今回の発掘調査はそうした点においても注目されるものである。

本章では、この調査成果の活用と今後の研究への一助として、とりあえず絵図の概要を紹介するとともに、管見に入った史料を集めておくこととしたい。

I 足守荘絵図

足守荘絵図は、嘉応元年（1169）に作成されたものであることが裏書（史料七）から知られ、同荘が元暦元年（1184）に神護寺へ施入されたのにともない、絵図も同寺へ移管されたと考えられている^①。

縦157.2cm、横85.4cmの料紙に淡彩で描かれており^②、現状は掛幅装。1904年に旧国宝、のち重要文化財の指定を受けている。裏面の上端に「足守庄絵図」、下部に嘉応元年（1169）の裏書きが残されている^③。「足守荘」の名称は、現在のところこれが初見である。

図版に見るように、北・東・南に山を連ね大井川が南へ貫流する情景は、一見して現在の地勢とよく対応していることが知られ、図中の個々の景物の現地比定も早く永山卯三郎氏の『吉備郡史』（1937年）以来、試みられている^④。なかでも青山宏夫・山陰加春夫氏「足守荘絵図現地調査報告」（以下「報告」と記す）は、それまでの研究史を紹介し、小字名の採集にまで及ぶ詳しい現地調査を行っており、今後とも基本となる文献である。本節での絵図の紹介も、これとともに若干の補足を加えるにとどまる。以下、絵図に描かれた景物を順に見ていくことにする。

河川 絵図にみえる河川は、北から南西へと流れる大井川のみで、それが現在の地形図にみられる足守川であることは明らかである。地形図の門前付近の下流部分に「大井川」の記載もみられる。ただし、上足守の陣屋町付近では、絵図にくらべ現在の河川が東に大きく蛇行している。『吉備郡史』はこれを、陣屋町設定の際の付け替えによるとしており、「報告」も『陣屋町の研究』^⑤の同様の見解を紹介し、現地の微地形の調査において絵図の流路と類似した旧流路が認められたとしている。

山地 絵図に描かれた山並みのなかで、名称が記入されているのは、吉田山、穂本山、水田山、八満山、福岡山、である。吉田山、水田山は、いまのところ絵図と地形図の対比によって大体

の位置を想定するほかないが、穂本山は龍王山（西）^⑤の西麓に字「フモト」があり、この一帯の尾根である可能性の高いことを「報告」が指摘している。なお『備中誌』^⑥はこの字名について

（龍王山〔西〕）
かゝり山 御車ヶ嶽の麓にて山皆田畠となる、

山の東を小屋ヶ谷と云ひ、北を婦元と云、

と記しており、さらに「小屋ヶ谷」の項でこれらの地名に関わる応神天皇と吉備黒比売の伝承を収めている。

平地部にある三つの小山のうち、南の山は現在の通称糠山（『備中誌』は宿面塚）、福岡山は冠山、八溝山は足守八幡宮の鎮座する宮山に相当することも間違いない。

池 池は八溝山の東に半刀池が誇張して描かれている。現在、八幡宮のある宮山の東下の水田のなかに二筆で楕円形をなす「池田」が存在しており、これが半刀池の痕跡とみられることが早くから指摘されており^⑦、「報告」も現地調査にもとづいてそれを支持している。なお、絵図を注視すると、池の外周は線を重ね書きして彩色を施しており堤防を表現している。さらに池の東端と道路の間に一重の小さな楕円が描かれているが、何を表現したものか明らかでない。
建造物 建造物は寺社と家屋にわけられる。絵図の下方に条里方眼を大きく割って描かれている延寿寺は、該当地に「堂本」「堂前」などの字名を残すのみであったが、1976・78年の発掘調査により寺院のものとみられる瓦、および溝跡を検出している^⑧。建物は入母屋造りで、他の寺に比べ丁寧に描かれており、莊内において重要な役割を持つ寺院であったことをうかがわせる。敷地は人口と思われる南辺の一部を除き、笪のようなもので垣根をなしている。なお同様の表現の樹草は福岡山の東端および王子堂の右下の家屋の左にもわずかに描かれている。

福岡山の東の山側に描かれている三井寺は、現在の冠山西麓の三井山三仙寺がその後身とされ、かつては三井谷にあったという。「報告」はさらに三井谷での聞き取り調査で、観音堂（吉祥堂）のある付近に以前、寺院が存在したとの伝承を得たことを記す。なお、三井寺の東の山腹に堂の描写を皴線で塗り潰した部分がある。書き誤りを消したのであろうか。

さらに北側の山中に描かれる王子堂は、『備中誌』に「王子權現叢祠守福寺の山上に在」とあるものに相当し、現在の守福寺境内にある王子權現石宝殿（重要文化財 史料三三）がその後身にあたるとされる。石宝殿は近代に入って盗難に遭い現在地に戻されたもので、本来はさらに東の山中にあったといわれている。「報告」は王子堂がかつて「ショウウブ谷」にあったとの伝承を採取し、「ショウウブ谷」には「王子谷」の地名があることから、ここを比定地に考えることもできる、としている。また守福寺の東の山中を登った地点に、建物跡の石組の残る小平坦地があり、ここも候補地となるであろう。

絵図にはこの他にも吉福寺、東福寺、清水寺、田福寺、□□寺がみえる。田福寺は後にふれ

(用)



第42図 足守荘絵図トレース図(鈴木作成)

5	4	3	2	1
大井御庄堺畏坂山 阿宗郷堺大横山 生石御庄堺龜田 備前国堺石脣山				

「臍」（跡）
「臍」（貼り紙）
「戌亥榜」（元）

卷之三

「未申榜示」



家屋の分類

るが、前の三寺は深茂の辺りに存在したと考えられるのみで、具体的な比定地の遺跡等は未調査である。『備中註』はこの地域の廃寺をいくつか記しており、関係するかもしれない。

神社は二ヶ所に見られる。王子堂の右上の山の頂に描かれている神社は、妻入りの社殿に鳥居を具えており、名称は不明であるあるいは王子堂と関係するのであろうか。先にみたよ

うに『備中誌』が王子権現を「山上に在」りとすることも注意される。

八満山の八満宮が、現在の足守八幡宮に当ることも異論のないところである。妻入りの社殿に鳥居を具え山上に鎮座している。『備中誌』には、同社はかつて深茂に位置したとするが、この絵図にすでにみえているから、一時的な移動があったのかもしれない。ちなみに深茂の辺りには応神天皇行幸に関する伝説が分布していたことが『備中誌』にみえている。いっぽう現在の社殿は、康安元年（1361）銘の石鳥居（重要文化財 史料三四、近世の大山道の一里塚にあたる）へとつづく南北方向の参道に向って南面しているが、絵図では社殿、鳥居とも南西をむいているように見える。これは東の山裾を通る交通路や半刀池と関わるかもしれない。「八満宮」「半刀池」の文字の方向も、八満山の東下を中心としているようであり、この辺りが足守莊の中心であることをうかがわせる。なお現在も社殿の辺りから池跡の方へと降りる道が通じている。

この八幡宮の創建時期は不明であるが、足守莊の鎮守神であろうことは從来から推定されており、祭神が八幡神であることは「八幡大菩薩之御願」（史料一〇）である領主神護寺にとって有利であったと思われる。

これらの寺社がいずれも立体的に描かれるのに対し、家屋は四本柱で平板に描かれている。簡素な描写であるが、屋根の表現によって四種に分類できる。殆どは草葺きの建物aであるが、草葺き屋根の棟を二本線で表す建物bが八満山の麓に二棟、延寿寺の西に一棟認められる。また軒先を直線で表す建物cが王子堂の右下にあり、cの棟を二本線とした建物dが福岡山のふもとにみえる。これらは何らかの意図で描きわけられているようであり、bが八満宮、延寿寺に近接している点も興味深い。

道 絵図には南北に貫く道が二本描かれている。東側の山裾を通る道は、地形図でみると門前から絵図の左下に大きく描かれる生石山の右端を越えて足守莊内に入る。この峠は生石越峠（しこえたわ『備中誌』）という。そして山裾を北上して南坂に達する。ここまで道は近世の大山道³⁰を踏襲しており、沿道には道標や石仏が残されている。絵図の道がこの古道に相当するとみてよいであろう。大山道はここから八幡宮参道の分岐点である一里塚（鳥居の地点）を経て足守陣屋町へとむかっている。いっぽう絵図の道は、さらに北上し半刀池を迂回して進むが、この辺りは現在の水田の畦畔をその痕跡とみるほかない。ただし半刀池は強調して大きく描かれているから、道筋が実際よりも屈曲されている可能性がある。寺坂の辺から北は、ふたたび現在の車道が絵図の道をほぼ踏襲しているようである。そして清水寺や東福寺のあったらしい深茂をすぎ谷の奥に達すると、絵図の道は東へ折れて図の右辺へとつづくが、現在の道も同様のコースをとっている。地形図ではこの道は途絶しているが、旧地形図では弥高へとつづいている。また絵図や地形図には描かれていらないが、道が東へ曲がる地点からそのまま北方の筒井坂へ越える道が分岐している。分岐点には近世末から近代の初めとみられる道標があり、北へ

の道を「つやまみち」としており、この道と弥高への道が前近代の交通路であったことをものがたる。北への道はここから経塚と称されてきた弥生時代の墳丘墓の位置する、旧村境の峠を越えて筒井坂へと降っている。この峠付近には「才ノ嶺」^{タツノマツリ}という字名が残っており、ここが境界の峠であったことを示している。『備中誌』はこの付近を「津々字坂 足守深茂より日近村へ出る地なり、今筒坂と書」と記している。

なお絵図には記されていないが、三井谷の奥から横尾へ越える古道が旧地形図に記されており、備前備中の国界をなす峠には「従是西 足守領」と刻まれた国界石がたてられていた⁴⁴。また旧五万分一地形図にはこの峠に「才ノ神峠」と註記している。

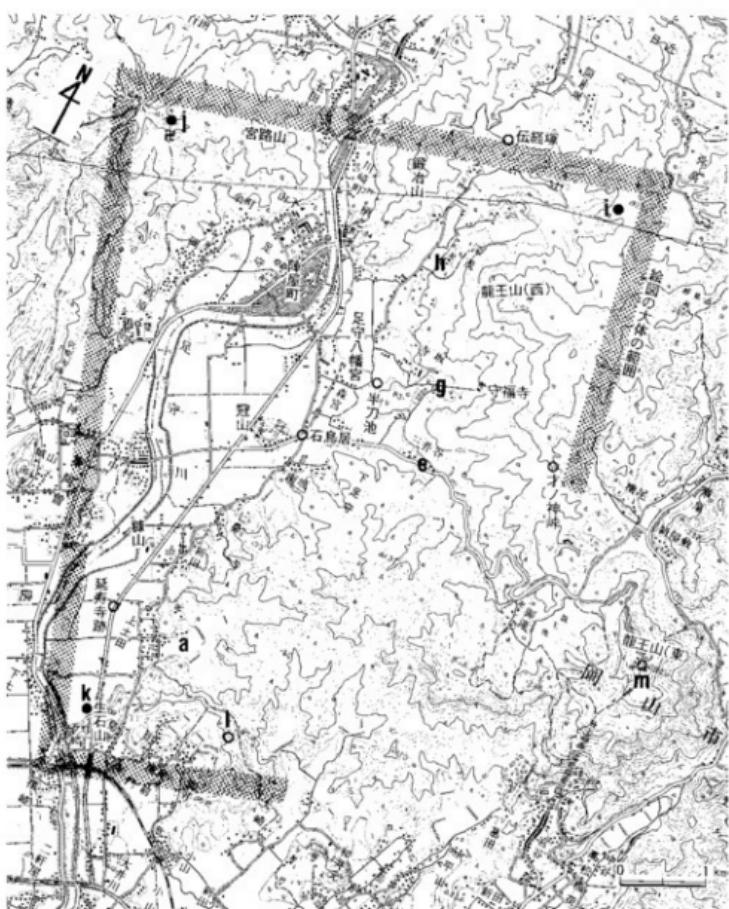
絵図の西側を通る道は、北側の大井から足守川（大井川）とともに谷筋を通って足守に入り、現在の陣屋町の北西の山裾を通り、陣屋町の南端あたりから渡河していたようにみえる。現在の地形図でも陣屋町の南端から渡河して、条里地割と異なる道がわずかにつづいている。この道が絵図の道の痕跡であろうか。絵図によれば、この道はいずれかの地点で再び川を渡って南下している。その部分は現在の中村から本村間の道に相当する可能性がある。この道の南端は足守川の堤防に突き当っているが、この地点には近世の常夜灯が今も残っており、さらに現地形図にはその対岸からしばらくつづく道をみることができる。この近世の古道は、絵図の道のルートとよく合致し、以上のような西側の古道の復原は、絵図における道と条里の方向の関係ともよく対応していると思われる。なお、絵図にはこの道と大井川とに挟まれた部分に条里の方眼が描かれておらず、注意される。

絵図に描かれた道は、以上のように近世の古道として踏襲されている部分が多く、今でもそのルートを大体たどってみることが可能である。

山地と四至 これまでみてきた景物の比定をふまえて、さらに絵図の外縁となっている山地と四至勝手について検討しよう。「報告」がすでに指摘しているように、山地は稜線を示す線とそれに並行する太めの皴線で表現されており、それ以外の、上方の山裾を遮断し皴線とともにわざわざ平らな線は谷を表すものである。当然ながら折り重なる山々の間にはすべて大小の谷が存在するはずであるから、この谷の表現はとくに広い谷か、もしくは何らかの理由で明示すべき谷を表していると思われる。この谷の比定もふくめ、南から順にみていく。

絵図南端の左半分を占めて大きく描かれているのは、前述したように生石神社の鎮座する生石山で、絵図にみえる鞍部を国道が掘り切っているが、現地に臨めば絵図と同じ山容をみることができ。絵図の北側の山並みの縮小率にくらべれば、この山が特に大きく描かれていることは明らかである。おそらく生石莊との境界にあたるために強調したのであろう。

生石山と道を隔てた谷Aは、その広がりのなかに小丘陵を描いている点からみて、同じ地形を示すaに相当するとみて誤りない。したがって水田山はその北方あたりとなる。さらに北の



第43図 足守地区地形図(国土地理院 1/25,000 「總社東部」を使用)

三井寺の描かれる谷Eが現在の三井谷eにあたることも確かである。よってB・Dはその間のいずれかの谷にちがいなく、Dは南坂の北か南の谷の可能性があり、Bはさらにその南の谷のいずれかであろうと思われるが、さらに検討を必要とする。なお、このあたりは山裾の削平が進行しており、谷の様相がわかりにくくなっている。Cも谷を表現しているとすれば、尾根を東に越えているから、大崎の北方の谷奥にあたるとみることができる。

王子堂の地点Gは谷の表現はないが、前述の通り守福寺のある寺坂^gにあたる。絵図ではこ

のGとEの間に谷Fがみえる。三井谷の北の小さな谷筋にあたると思われる。Gの北の清水寺、東福寺のある地点Hが深茂^hにあたることは前述した。

絵図の北方を画する山並みも、弥高、筒井坂から鍛冶山へて足守川をわたり、宮路山へとつづく山並みにあたることは明らかである。深茂と足守川の間に南北に横たわる鍛冶山は、絵図をみると、一番北側の山頂部が極端に左に湾曲して表現されている。こうした山容は現実に想定し難く、現地でも見ることができなかった。この表現も南端の生石山のように足守莊と大井莊の境界を強調するためのものであろうか。南から大井へと抜ける道をこの山頂が遮っていることも、それにかかるかもしれない。

大井川の西側、絵図の西北部の山並みは、陣屋町の西北の宮路山一帯を描いている。ここにも谷の表現は見られないが、家屋の存在する谷が三つ認められる。これらは現在の山下、余町、岡の辺りに相当すると見てよいであろう。こうした山並みの比定をもとに四至勝示^hをみていく。

東北に記された1「大井御庄界藤木山」の地点は、絵図からみて深茂の谷を北上する道が東へ屈曲した先の北側の山腹となる。「報告」などが指摘しているように、この辺りには「藤木池」の地名、「藤木」の字名などが残っており、その北の字「立石」に存在する巨大な立石ⁱ（『備中誌』に堅石としてみえる）が勝示にあたる可能性がある。立石の山の中腹の尾根上の立地状況は、絵図の表現ともよく対応し発掘も試みられたが^h現在のところ年代決定の資料は得られていない。

2「大井御庄界畏坂山『脇勝示』」は、東北の勝示と足守川の間に位置し、「報告」は現在の「筒井坂」（近世では「津々宇坂」）が畏坂の転化である可能性を指摘している。前述通りこの地点の峠に経塚と伝えられた土壙があり、勝示の可能性があることから発掘が行われたが、その結果この遺溝が弥生時代の墳丘墓であることが明らかとなっている^h。この成果は、それが勝示でないことを意味するものではないが、青山宏夫氏は、絵図の勝示が山の稜線ではなく、さらにその上方に描かれていることなどから、勝示はこの山稜の分水嶺よりさらに北、鍛冶山付近とくにその北部に存在したと推定している^h。

3「阿宗郷堺大横山『戊亥勝示』」は絵図と地形図の対比から陣屋町西北の山の中腹に位置したとみられる。「報告」はその付近に他界を示す六道と関係する「六道峠」があることを指摘している。青山氏はさらにこの峠の東方の山の尾根上に比定し、岡山市教育委員会の調査ではこのあたりで塚状遺溝を確認している^h。この地点は絵図とよく対応するだけでなく、旧地形図にみる如く旧村堺の屈曲点であることからも勝示の位置した可能性が高い。さらに興味深いことに、絵図には勝示の南の山上に田福寺が描かれているが、旧五万分一地形図をみると、この勝示推定地から南へのびる尾根上に寺院が記入されている。現地は未調査であるが、

この寺院の位置は絵図の田福寺と一致するとみられ、その後身であったと思われる。以上の点からみて、戌亥勝示が六道峠の東尾根上であることはほぼまちがいないであろう。したがって吉田山もこの南の山のいずれかとなる。

絵図の南西の4「生石御庄堺堤田一条六丁作人永宗坪『未申勝示』」は、はやく『吉備郡史』が、「生石村大字下七田と足守町大字上土田」の境界の耕地に「庄堺」の字名 k があり、ここに比定すべきことを指摘していた。「報告」はこの説を支持し、その近くに村堺によくみられる塞神が祀られていることを指摘している。さらに青山宏夫氏は、隣接地域を描く「服部郷図」からこの近辺の条里呼称法をよみとり、それにしたがって「庄堺」の地点がほぼ一条六丁すなわち絵図の記載と合致することを明らかにされている。これらの成果から未申勝示が「庄堺」の地点 k であることは確かであろう。

これまでみてきた山・谷・勝示の比定地を地形図上に置いてみると、絵図の上辺（東西方向）、左辺（南北方向）が正方位と異なっていることが明らかとなる。すなわち絵図に記されている方位は、ほぼ図中の条里方眼を基準としているのである。そこで絵図の条里方眼と地形図の条里痕跡を一致させるため、地形図を北で西に約30度回転させると絵図の上辺・左辺あたりの景物や道・川は現地形ときわめてよく合致する。

最後に5「備前国堺石畳山『辰巳勝示』」の位置を検討する。この勝示は備前・備中の国堺に位置する旨の注記があるが、それが比定を困難にしている。『吉備郡史』は足守地域が備前と国堺を接するのは龍王山（西）より北であること、『備中誌』に中世末に横尾村の所属する国が変化した話のみえること、石畳山の遺称地が見当らないこと、などを述べている。「報告」はこれを受けて、勝示は国堺であるから龍王池東方の龍王山（東）m付近に比定せざるをえないとしている。しかし、この見解の他にも別の解釈の余地が残されているようと思う。絵図に描かれた5辰巳勝示は生石山の東にあたり、谷 A から東南の位置となり、なだらかな山の中腹に位置している。こうした絵図上の位置を地形図と対比すると、その候補地として向井から北方の尾根上の87メートルの三角点の辺り I が自然に浮びあがってくる。そしてさらに注目されるのは、旧地形図にみる如くこの尾根筋が旧村堺にあたる事実である。前述の如く4未申勝示は旧村堺に位置しており、莊園の境界はながく近世の村堺まで踏襲されたようである。したがって辰巳勝示も旧村堺上に位置する可能性が高く、この尾根筋はその条件にかなうものである。また門前のあたりから眺望すると、この尾根は絵図の如くなだらかな山容を示し、三角点から少し東南に降った山腹には小平坦地があり小祠がまつられている。この地点などは絵図の表現にかなうと思われる。以上をまとめると、辰巳勝示の比定は次の二案となる。まず「報告」に示されている案で、現在知られる国堺線にしたがい龍王山（東）m付近とする案である。この案はいちおう「備前国堺」の条件をみたすが、絵図の表現と推定地の位置が大きく齟齬するこ

となる。いっぽう前述した向井北方尾根上1とする案は、絵図の表現にかない旧村堺に相当するなどの条件をみたが、絵図の作成以後に国界の移動があったことを想定することとなる。中世において国界が移動することは特異なことではないが、この地域における国界移動を証明する資料はいまのところ見出していない。ここではとりあえず二案を提示して後考をまつこととしたい。

II 足守荘関係史料

足守荘の沿況については、西岡虎之助氏の先駆的な研究があるが、近年では『岡山県の地名』日本歴史地名大系34（平凡社 1988年）および『角川日本地名大辞典33 岡山県』（角川書店 1989年）の「足守荘」の項目が詳しく、ここでもそれらをもとに史料を集め、さらに追加増補した。

一～六は、足守荘成立以前のこの地域の様相をうかがわせる史料である。足守の地名はすでに『日本書紀』にみえるが、それだけでなく7世紀の評制下の一次史料である木簡にも登場している。さらにその後の8・9世紀の在地のありさまを伝える珍しい史料も残されており、この地域は古代の史料に非常に恵まれているといってよい。

七～三二は、足守荘の領有などに関わる文書で、その多くは領主であった京都の神護寺文書である。八には前述の如く絵図の穂本山にあたると考えられている「不本山」が記されている。一〇には、神護寺を再興した文覚が所領獲得に尽力した経過が述べられ、足守荘の寺領化のいきさつもみえている。それによれば、神護寺と同荘のつながりは後白河院領であった足守荘のうちの故散位安倍資良^⑨の私得分が護摩堂に寄進されたことにはじまる。そしてその旨を聞いた後白河院は年貢を加えて一円を寄進し、文覚はそれをさらに神護寺の本尊薬師如来に寄進したという。いっぽう二七によれば、尼念淨の祖母にあたる人は神護寺と深い縁があり、護摩堂^(起 諸)を建立して足守・西津荘を「きせい」したという。ただしその後も念淨まで西津荘が相伝されており、足守荘の譲与にも触れているから、念淨の祖母の「きせい」は両荘の得分の一部であったと考えられる。念淨の祖母の「きせい」も故安倍資良の施入も、ともに足守・西津荘の得分の護摩堂への寄進であるから両者は同一の事実について述べているとも推定され、念淨の祖母は安倍資良と関係の深い人物であったと想像される。あるいは資良の没後、供養のため彼の名で遺領を寄進したのであろうか。一四の文書を残した安倍氏の尼は足守荘を領有しており、念淨の祖母にあたる可能性がある。この文書からは、彼女が「れせいのさんに」や「すけつく」に、足守荘を譲与した旨の偽文書が出現した事件のあったことが知られる。

一六～二三は、神護寺僧上（淨）覚房行慈および同寺別当宗全の書状である。行慈は文覚の弟子で高山寺の明恵の師にあたり、文覚とともに神護寺再興に尽力した僧。宗全は持明院基宗の子で御室仁和寺の僧であったが、神護寺別当に任命され入寺した。彼の別当就任によって、寺内は宗全の別当方と行慈の寺僧方に分裂して対立した^⑩。ここに掲げた足守荘関係文書にも

その一端が表われている。これらの文書からは、足守莊をめぐって何らかの紛争のあったことが知られるほか、同莊の年貢米や歩についての記述もみられる。また二二には「足守莊船もすべてに近付」きとあり、同莊の年貢が瀬戸内海を船で輸送されていたこと、その経過を寺側で把握していたことを具体的に示しており興味深い。

二四は京都梅尾の高山寺の型教紙背文書で、中野栄夫氏の紹介されたように¹⁰足守莊内の状況を物語る史料として貴重である。莊内には吉備津宮領のほか「御庄仏神田」があり、絵図に描かれた八溝宮や延寿寺が想起される。また「井料田」と半刀池の関係も検討する必要がある。

二八・二九は同莊でも、守護使の乱入、地頭代官の狼藉のあったことを示す。なお二三・二八は『鎌倉遺文』未収のため、田井啓吾氏「神護寺文書」(『史林』25-1・3)によった。

三三・三四は、現地に遺された金石文として貴重。早くから知られていたもので、これらの刻まれた石造遺物はともに重要文化財に指定されている。

三五～三七は、この地域の中世後期の様相をうかがわせる数少ない史料で、いずれも「吉備津神社文書」(藤井駿・水野敬三郎氏編『岡山県古文書集』第2輯)の中に残されたものである。

足守地域の近世の地名・伝承などについては、前節で引用した『備中誌』が詳しく記録している。著者は未詳であるが、嘉永6年(1853)をあまり下らないころの成立とされ、足守莊を復原するために重要な史料となる。

小結

本章では、足守莊絵図の概要を述べ関係史料の収集を行ったが、いずれも今後のための準備にすぎない。絵図の内抱するさまざまな情報の読み取り、そこに描かれている景物のより細かく確かな現地比定と現地調査、文献史料の蒐集と再検討など今後の本格的な調査・研究によって、この地域は足守莊のみならず莊園絵図研究全般、さらに日本古代中世史研究の大切なフィールドとなるであろう。

- 註 (1) 難波田徹氏『古絵図』日本の美術72 至文堂 1972年。
- (2) 『古絵図の世界』 京都国立博物館 1984年。
- (3) 裏書の写真が、前掲注2)および『莊園絵図とその世界』(国立歴史民俗博物館 1993年)に載せられている。後者は複製であるが裏面全体がみられる。
- (4) 足守莊の研究は、西岡虎之助氏「神護寺領莊園の成立と統制」(『莊園史の研究』下巻1 岩波書店 1956年(初出は1931年))が古典的なものとして知られている。その後、絵図の現地比定については、永山卯三郎氏の一連の業績が詳しく検討している(『吉備郡史』 吉備郡教育会 1937年、『岡山県農地史』 岡山県農地改革記録編纂委員会 1952年、『続岡山県金石史』 岡山県金石史刊行会 1954年)。また岡山市教育委員会による発掘調査の成果も刊行されている(〈a〉『足守莊園遺構緊急調査 延寿寺跡第二次発掘調査概報』 1979年、〈b〉『足守莊園遺構緊急調査 跡示比定遺構発掘調査概報』 1980年、出宮徳尚氏「備中足守莊園開拓の発掘調査」(斎藤忠氏編『中世の考古学—遺跡発掘の新資料一』 名著出版 1983年)。これらの成果をもふくむ研究史や詳しい現地比定は青山弘夫・山陰加春夫氏

「足守莊絵図現地調査報告」（『莊園絵図の史科学および解説に関する総合的研究』文部省科学研究費研究成果報告書 滋賀大学教育学部 1985年）がある。これ以後は、青山宏夫氏「足守庄絵図における二つの境界表示」（水津一朗先生退官記念事業会編『人文地理学の視圖』 大明堂 1986年）がこの絵図を検討している。また吉田敏弘氏「中世絵図解釈の視角」（小山靖憲・佐藤和彦氏編『絵図にみる莊園の世界』 東京大学出版会 1987年）、同氏「四至榜示絵図考」（『歴史地理学』144号 1989年）は、この絵図をもとりあげており、久野修義氏「岡山の莊園絵図」（近藤義郎・吉田晶氏編『図説 岡山県の歴史』 河出書房新社 1990年）は、概要を簡潔に紹介している。

- (5) 岡山大学教育学部社会科研究室編『陣屋町の研究』 1960年。
- (6) 足守東部の山地には、「龍王山」が2ヶ所ある。以下、両者を区別するため便宜上、東・西を付記する。
- (7) 近世末の地誌。後述の如くこの地域の歴史を考えるうえで重要な史料である。複刻本が刊行されている。
- (8) 前掲註(4)『岡山県農地史』。
- (9) 前掲註(4)報告書〈a〉、出宮氏論考。
- (10) 山陽新聞社編『岡山の街道』岡山文庫25 日本文教出版 1969年。
- (11) 嵐津政右衛門氏『岡山の道しるべ』岡山文庫70 日本文教出版 1976年。
- (12) 青山宏夫氏がすでに注意されたように（前掲註〈4〉同氏論考）、榜示の注記は「…界…」の部分と「…勝示…」の部分では筆を異にしているようにみえる。書風から「…勝示…」を追記した可能性があり、「戊亥」勝示が貼付けであることもそれと関係するかもしれない。
- (13) 前掲註(4)報告書〈b〉、出宮氏論考。
- (14) 前掲註(4)報告書〈b〉、出宮氏論考。
- (15) 前掲註(4)青山氏論考。
- (16) 前掲註(4)報告書〈a〉、出宮氏論考。
- (17) 安倍資良は、藏人所出納から院主典代となり、檢非違使府生、志から尉へと異例の出世をした人であった（中原俊章氏『中世公家と地下官人』 吉川弘文館 1987年）。
- (18) 田井啓吾氏「神護寺文書に就いて」（『史林』25-1 1940年）、仲村研氏「神護寺上覚房行慈とその周辺」（『莊園支配構造の研究』 吉川弘文館 1978年）。
- (19) 『岡山県史』4 中世5 第3章2節 1990年。

紀伊国笠田庄

同国川上庄

同国神野真国
備中国葦守庄

王子

(『岡山県金石史』四七号)

右六ヶ所、載建永・弘安両度配符之上、任一同之法、不可被免除之由、猶早可有御下知之旨、被仰下候也。以此旨、可令申沙汰給。

仍執達如件。

(元亨二年)

後五月廿六日

右中弁行高上(平)

(『鎌倉遺文』一八〇五二号)

康安元年辛丑十月一日願主神主賀陽重人

祝師 僧賴澄

*三三・三四は拓影(『岡山県金石史』掲載)を参照した。

大工沙弥妙阿

三二 後醍醐天皇給旨 神護寺文書

(『続岡山県金石史』一六五号)

高雄神護寺領播磨國福井庄・備中國足守庄・丹波國吉富庄・紀伊

國河上庄・同國持田庄・若狭國西津庄等事。奏聞候之處、止武士

甲乙人妨、可全所務之由、可有御下知之旨、天氣所候也。以此旨、

可令申入仁和寺宮給。仍執達如件。

左少弁宣明(中御門)

(押送)

元弘三年六月十九日

大教院法印御房

(『鎌倉遺文』二二二・八六号)

賀陽郡 十一郷

庭姫郷

紅花百朱

橋 重正

板倉

油四百石

紀 親恒

生石

索餅百廿合

源 友安

足守

農料代手作布百端

勝 是守

三三 守福寺王子権現石室殿銘

(平)

元亨

二年

十一日

二八 北条時房書状 神護寺文書

(猪裏書)

〔足守庄守護使乱入事相模守状〕

足守庄中、守護所使乱入事。下知状謹進覽候。恐惶謹言。

五月廿七日

謹上 人々御中

相模守時房上

(「神護寺文書」一一四号)

二九 某書状 神護寺文書

足守庄地頭又代官末元条々非法狼藉間事。不遂對決者、難事行歟。

早企參洛、可令遂其節之由、地頭又代官之許へ直被成下六波羅殿

御教書候了。此条不可然候之間、為守護所之沙法、可令召進之由、

可被仰下候敕之旨、重依令申沙汰候。彼御教書ヲ被成直候て、守

護所へ被仰下候了。且件御教書案文一通、為御不審進上候。正文

ヲ入見參候天、可下遣候之処、為取納、代官ヲ急下遣候つる間、

以彼便宜、令下遣候ハんとて、案文ヲ入見參候。正文ヲ已下遣候

了。内々御存知此旨候。可有申御沙汰候哉。恐々謹言。

八月十七日

(草名)

大藏卿阿闍梨御房
(東國ノクサ)
(切封墨印)
〔地頭代官非法事弘長元年〕

『足守』

大藏卿阿闍梨御房

(草名)

(『鎌倉遺文』八七〇八号)

二九 某書状 神護寺文書

(猪裏書)

〔足守庄守護使乱入事相模守状〕

足守庄中、守護所使乱入事。下知状謹進覽候。恐惶謹言。

相模守時房上

三〇 行忠請文

(猪裏書)
〔□□五年貢請文 文保二〕

足守庄当年御年貢、漆拾石京定、半分者年中、半分者明春三月中

可致其沙汰候。恐々謹言。

九月廿八日

行忠(花押)

(『國立国会図書館 貴重書解題』四七八号)

(『國立国会図書館 貴重書解題』四七八号)

三一 後醍醐天皇綸旨 神護寺文書

(猪裏書)
〔足守庄守護使乱入事相模守状〕

(工木)

(五)

事、元亨二後□廿六日

(猪裏書)
〔足守庄守護使乱入事相模守状〕

於地下之譖責者、可被停止候。京済事、差日限、可被召進請

文之由、同被仰下候也。可得御意給。

若狭国西津庄 播磨国福井庄

ゑもんひろさねこそ、おさなくよりおほして候へは、ひろさ
 (始) ねにたひ候はんすれどん、それはたうしことかけす候へへ、かめ
 (主) (期) (間) わうとのに「こあひた、さほいなくたひ候ぬ。かつはかめわう
 (御) (也) おみてらにまいらせ候ぬ。めのわつらはしく候に、おんはうたち
 の御なかに、いとおしくおほしめして、おかせたまふ(相達無) お
 てかめわう。こののちは、たらうさまもんひろさね。さほいなく
 (相) (也) さうてんし候へく候。

たゞしひろさねかしそんのなかに一にん、もしさはしたしく候ハん
 (臣) (子) (孫) ものにても一にん、みてらのしそうのなおかげて、さうてんさす
 (御) (寺) (御) へく候なり。かつはみてらのおほせのまゝにかやうにははからひ
 (金) (寺) (相) 中候なり。ねん上かそはにて候し人、みてらニあさからす、こゝ
 (源) (源) ろさしふかくおもひまいらせて、こまたうつくりまいらせて、ひ
 (足) (寺) (西) ちうのあしもり、わかさのくににしつお、ふたところ、きせいし
 (金) (き) (孫) まいらせおき候ぬ。ねん上そのまゝにて候へは、みてらのほうこ
 (御) (寺) (相) ういたしまいらせて候うゑ、みてらさん／＼二ならせ候しとき
 (臣) (也) も、わすれまいらせ候ことん候はす。みやつかぬしまいらせて候
 の御はうは、あしもりおも、ねん上二たはへとこそ御やくそくは
 しかば、上かくさうにんの御はうの御くたしふみ、たままはり候
 ぬ。(日) ぬ。かつはふるき人／＼しろしめして候らん。上かくしやうにん
 (房) (也) おも、わすれまいらせ候ことん候はす。みやつかぬしまいらせて候
 の御はうは、あしもりおも、ねん上二たはへとこそ御やくそくは
 しかば、そのゆへは、ねん上かおどゝのゑせうへうと申して、お

左前門

ゑもんひろさねこそ、おさなくよりおほして候へは、ひろさ
 (始) ねにたひ候はんすれどん、それはたうしことかけす候へへ、かめ
 (主) (期) (間) わうとのに「こあひた、さほいなくたひ候ぬ。かつはかめわう
 (御) (也) おみてらにまいらせ候ぬ。めのわつらはしく候に、おんはうたち
 の御なかに、いとおしくおほしめして、おかせたまふ(相達無) お
 てかめわう。こののちは、たらうさまもんひろさね。さほいなく
 (相) (也) さうてんし候へく候。

たゞしひろさねかしそんのなかに一にん、もしさはしたしく候ハん
 (臣) (子) (孫) ものにても一にん、みてらのしそうのなおかげて、さうてんさす
 (御) (寺) (御) へく候なり。かつはみてらのおほせのまゝにかやうにははからひ
 (金) (寺) (相) 中候なり。ねん上かそはにて候し人、みてらニあさからす、こゝ
 (源) (源) ろさしふかくおもひまいらせて、こまたうつくりまいらせて、ひ
 (足) (寺) (西) ちうのあしもり、わかさのくににしつお、ふたところ、きせいし
 (金) (き) (孫) まいらせおき候ぬ。ねん上そのまゝにて候へは、みてらのほうこ
 (御) (寺) (相) ういたしまいらせて候うゑ、みてらさん／＼二ならせ候しとき
 (臣) (也) も、わすれまいらせ候ことん候はす。みやつかぬしまいらせて候
 の御はうは、あしもりおも、ねん上二たはへとこそ御やくそくは
 しかば、上かくさうにんの御はうの御くたしふみ、たままはり候
 ぬ。(日) ぬ。かつはふるき人／＼しろしめして候らん。上かくしやうにん
 (房) (也) おも、わすれまいらせ候ことん候はす。みやつかぬしまいらせて候
 の御はうは、あしもりおも、ねん上二たはへとこそ御やくそくは
 しかば、そのゆへは、ねん上かおどゝのゑせうへうと申して、お

(御) (也) んやまにおさなくより候しか、さん／＼二おんやまのならせたま
 (相) (也) ひて候しあひた、ゑたゑ候はて、しはらく候はさりしことの候し
 (御) (也) お、御はうたち申ゆるして候しことの候し二候。このにしつにお
 き候ては、ねん上かゆつりにまかせて、さほいなくこさたあるへ
 く候く。

かくは申候どん、むかしよりあておかせ給たらんみくんしおもけ
 (御) (也) たいし、みてらおもそむきまいらせ候はん、こまゝと申候どん、
 ちからなく候。

けんちやう六ねん五月廿七日

(御) (也)

このちや二かきてたかほのみてらにおきてたいすの御なかに、こ
 (御) (也) らむせさせ給へとて、ちくせんのほううけの御はうへまいらせ候ぬ。
 これおはそれにおかれ候へく候。上かくさうにんの御はうの御く
 (下) (也) たしふみも、それにおかせ給へく候。

あまねん上 (花押)

あまねん上 (花押)

いつみのたらうさまもんとのに

* 繼目裏に念淨といま一人の花押を据える。訂正部分は傍点を付した。

(『鎌倉遺文』七七五一・七七五二号)

三石四斗二升

二六 左少弁下文 神護寺文書

已上二丁六段内

残所當米百三十五

三箇年間河成



河成

上一反 行友 一反

小五十步 上八十步 守

*『高山寺古文書』は後の二断簡を「某莊算用狀」「某莊檢注帳」とし

て區別して掲載し、『鎌倉遺文』は三断簡を一連のものとする。」ここで

はとりあえず二断簡を掲げる。字句は『高山寺古文書』にしたがつた。

(『鎌倉遺文』三五五〇号)

上一反 行友 一反

小五十步 上八十步 守



三箇年間河成



上一反 行友 一反

小五十步 上八十步 守

*『高山寺古文書』は後の二断簡を「某莊算用狀」「某莊檢注帳」とし

て區別して掲載し、『鎌倉遺文』は三断簡を一連のものとする。」ここで

はとりあえず二断簡を掲げる。字句は『高山寺古文書』にしたがつた。

(『鎌倉遺文』三五五〇号)

上一反 行友 一反

小五十步 上八十步 守



三箇年間河成



二六 左少弁下文 神護寺文書

神護寺領八箇所

丹波国吉富庄

播磨国福井庄

備中國足守庄

若狭国西津庄

寺邊神護寺

紀伊国持田庄

同国河上庄

同国神野真国庄

右、八箇所、大脊会役可被免除之状、如件。

嘉祐元年十月廿六日

(『鎌倉遺文』四八四五号)

上一反 行友 一反

小五十步 上八十步 守



三箇年間河成



上一反 行友 一反

小五十步 上八十步 守



三箇年間河成



上一反 行友 一反

小五十步 上八十步 守



三箇年間河成



上一反 行友 一反

小五十步 上八十步 守



三箇年間河成



上一反 行友 一反

小五十步 上八十步 守



三箇年間河成



上一反 行友 一反

小五十步 上八十步 守



三箇年間河成



上一反 行友 一反

小五十步 上八十步 守



三箇年間河成



上一反 行友 一反

小五十步 上八十步 守



三箇年間河成



上一反 行友 一反

小五十步 上八十步 守



三箇年間河成



上一反 行友 一反

小五十步 上八十步 守



三箇年間河成



上一反 行友 一反

小五十步 上八十步 守



三箇年間河成



上一反 行友 一反

小五十步 上八十步 守



三箇年間河成



上一反 行友 一反

小五十步 上八十步 守



三箇年間河成



上一反 行友 一反

小五十步 上八十步 守



三箇年間河成



上一反 行友 一反

小五十步 上八十步 守



三箇年間河成



上一反 行友 一反

小五十步 上八十步 守



三箇年間河成



上一反 行友 一反

小五十步 上八十步 守



三箇年間河成



上一反 行友 一反

小五十步 上八十步 守



三箇年間河成



上一反 行友 一反

小五十步 上八十步 守



三箇年間河成



上一反 行友 一反

小五十步 上八十步 守



三箇年間河成



上一反 行友 一反

小五十步 上八十步 守



三箇年間河成



上一反 行友 一反

小五十步 上八十步 守



三箇年間河成



上一反 行友 一反

小五十步 上八十步 守



三箇年間河成



上一反 行友 一反

小五十步 上八十步 守



三箇年間河成



上一反 行友 一反

小五十步 上八十步 守



三箇年間河成



上一反 行友 一反

小五十步 上八十步 守



三箇年間河成



上一反 行友 一反

小五十步 上八十步 守



三箇年間河成



上一反 行友 一反

小五十步 上八十步 守



三箇年間河成



上一反 行友 一反

小五十步 上八十步 守



三箇年間河成



上一反 行友 一反

小五十步 上八十步 守



三箇年間河成



上一反 行友 一反

小五十步 上八十步 守



三箇年間河成



上一反 行友 一反

小五十步 上八十步 守



三箇年間河成



上一反 行友 一反

小五十步 上八十步 守



三箇年間河成



上一反 行友 一反

小五十步 上八十步 守



三箇年間河成



上一反 行友 一反

小五十步 上八十步 守



三箇年間河成



上一反 行友 一反

小五十步 上八十步 守



三箇年間河成



上一反 行友 一反

小五十步 上八十步 守



三箇年間河成



上一反 行友 一反

小五十步 上八十步 守



三箇年間河成



上一反 行友 一反

小五十步 上八十步 守



三箇年間河成



上一反 行友 一反

小五十步 上八十步 守



三箇年間河成



上一反 行友 一反

小五十步 上八十步 守



三箇年間河成



上一反 行友 一反

小五十步 上八十步 守



三箇年間河成



上一反 行友 一反

小五十步 上八十步 守



三箇年間河成



上一反 行友 一反

小五十步 上八十步 守



三箇年間河成



上一反 行友 一反

小五十步 上八十步 守



三箇年間河成



上一反 行友 一反

小五十步 上八十步 守



三箇年間河成



上一反 行友 一反

小五十步 上八十步 守



三箇年間河成



上一反 行友 一反

小五十步 上八十步 守



三箇年間河成



上一反 行友 一反

小五十步 上八十步 守



三箇年間河成



上一反 行友 一反

小五十步 上八十步 守



三箇年間河成



上一反 行友 一反

小五十步 上八十步 守



三箇年間河成



上一反 行友 一反

小五十步 上八十步 守



三箇年間河

一一 宗全書状 神護寺文書

自是可申之由存候之処、悦承候了。福井運上物事、円法房阿闍梨被申候し二、子細ハ承候き。然而彼阿闍梨勢州俄下向之間、毎事不分明候之間、留守者許へ相尋候之処、今明日之間可沙汰送し由ハ返答候き。送文なども未見給候也。宝塔院用途物事、皆存知候也。但足守庄船もすべてに近付候之由承候ハハ、彼庄以運上物可進由存候也。

(『鎌倉遺文』三三三三一号)

*本文書、日付を欠く。今便宜上(二)に置く。

一一一 宗全書状 神護寺文書

(マ) 合戻十切、鑑給候了。抑來廿一日御忌日之間事、自是重申候了。

聊不審事候て、且尋申候了。件状ハ今夕明旦之間、定參着候歟。足守麥無相違連上候覽、尤神妙候。平等(後欠)

(『神護寺文書』三三二号)

*本文書、日付を欠く。今便宜上(二)に置く。

一一四 備中國足守莊檢注帳 高山寺所藏不動法紙背文書

足守御庄

注進

嘉禄一年作田畠

合田伯参治伍丁拾伍

除田三十二丁二反卅五

吉備津宮御領六丁

御庄仏神田一丁

井料田五反

人給田二十四丁二反

定田百二十丁六反卅代

当年不作田三丁六反

捐田五十五丁八反

得田四十三丁一反十五代

四斗五升代三十七丁三

一運上所下百七石八斗二升

六石五斗

十一石

三十一石一斗

十六石二斗

三十五石

三石六斗

はんす覽と、無沙汰にて罷過候之処、一日見參次二、紀伊國へ訴

状こそ遣なれど令語給候しかとん、分明ニ不思・分候き。而其後相

伝承候へハ、如是事、為御同心之由承候こそ、事実ニ候は返々も

存外ニ覺候へ。見參毎度ニハ被計仰候事ハ、不達所存旨之様ニ承

候へハ、心安のみ存候て罷過候之処、諸事前後相違之条、不隱便

事候歟。就中近日ハ持田・足守両庄、沙汰出来候へは、如是事等

おこそ可為無為之由、御祈念も候。又入御心、御不審も候。如此

事等お一味同心にも御沙汰候へきに、かやうの沙汰ハ次事にて、

如修羅道に懷鬱済心あれおはらはむ、これおはらはんなど云、評

定のみ候条、返々外聞ト云、真実ト云、猶々驚存候。又大衆とか

や衆徒とかやの會議と聞候事、返々見苦覺候。所詮如此之事、無

為ニナため計はせ給はん事をこそ、さておはします本意とハ存候

に、如風聞之説者、頗相違候歟。猶々以外候々。且又如是事、

張発之仁も、尤承置たく候也。故 法皇度々被仰下子細等候き。

當時承及次第ハ、皆以背収應候了。自是致沙汰之旨、若辭事候は、

何度も直二可令問答給事に候。其條ハ不然候て、連々飛脚人のた

めも不便候。さ候まゝにハ、淨覺御房御心もはたらき候覽と、此

條又以外無其詮次第と覺候。毎事闇々令案給て、世間道理、

出世本懐ニ不背様ニ、人々おも可令教訓給候歟。委細難尽紙上候。

謹言。

(貞元三年十一月十四日)

宗全

深勝御房

*この文書、字句の訂正あり。ここでは訂正後の字句を示し、傍点を付した。

(『鎌倉遺文』三三〇九号)

二一 行慈書状 神護寺文書

寺僧五ヶ条訴訟状事

(本文・礼紙追申略)

逐申

三位律師、三位阿闍梨など申状につきて、他寺他山のまねし、別当はものとりてくはん料そとおほしめすべからず候。故上人御房の御本懐をたかへしと、はけませ給候はんそ、三宝の御加護候て二世共にたすからせ給候へき。天下も寺中も不落居候時、如此寺中違乱ハ、源は僧都御房のひきいたさせ給たる事に候。

足守事、このよのありやう、なにとすへしとも存せられず候。いはれんほど、せられんほど、さたしかなはすは、さてこそはおはしまし候はめ。但此条々状御存知のために候。つぶさの披露候へからず候也。隨自意語にて候。あたらぬ事も候らむ。

(元仁元年カ十一月廿日)

(『鎌倉遺文』三三二六号)

入候了。兼又法橋か書状不給候也。被取落候歟。尤不審候。又福井早米、運上候なる百石中五十石、仁和寺へ可遣之由、法橋申て候し事、実紀州の仰無左右事にては候へとん、宝塔柱絵書候はん事、近日よき程ニ罷成候へハ、九十月の寺用二宛候て、其余分候は、柱絵の用途成候はんと存候之處、先仁和寺へ被遣候はん

(『鎌倉遺文』三三一八二号)

一八 行慈書状 神護寺文書

(源清書)
深勝御房

(切封墨引)

行慈

足守米にも福井米にても運上して候は、さして米七石いるへ

き事候にかし給へく候。替米樋口法橋沙汰に可返進候也。此米は

私申請にて候はす、寺用お指大事候によりて、令借用候べき也。

定称法簡は參着して候にや。御返事申候き。これは依急用、もし

や候とて中に候也。謹言。

(貞応三年九月廿九日)

行慈

一〇 宗全書状 神護寺文書

深勝御房

(『鎌倉遺文』三三一八八号)

一日見參為悅候。抑當山寺務之間事ハ、不似余所之習。以一味為先、以和合為本、以慈悲為最、以平等為宗。現世にハ致朝家安穩祈禱、殊分故、法皇の御菩提を被奉訪の外ハ、不可有他事候歟之由、存候之處、連々存外次第のみ伝承候へとん、定落居する様候

系賀刑部丞上洛便に令進愚札候しに、義演房之許へ米四石可遣之由令中候き。雖然其米沙汰、當時可被止候。福井米上洛して候は、福井米お可被沙汰遣候也。當時藤並預所米六石かりて候。其米をいそきかへし候はんと存候也。久所未平愈候へとも、わづかにたちあるほどになり候は、十八九日の間に、これを出立て可上洛候也。持田庄達乱出来て候。足守も不静きこえ候。上洛して旁不審木をハいかさまにも念可運上候也。上洛ちかく候へは、毎事見参考に可申承候也。

(貞応三年九月十一日)

行慈

(『鎌倉遺文』三三一〇四号)

応被返付神護寺庄々事

若狭国西津庄

播磨国福井庄

備中國葦守庄

紀伊国河上庄

持田庄

右、件庄々任 後白河院序御下文旨、寺家宜准退。仏聖以下之

用途、更勿致怠慢者、

院宣如此。悉之。謹狀。

承久四年二月十日

參議（花押）

〔雅清〕

（『鎌倉遺文』二九二六号）

一七 宗全書状 神護寺文書

深勝御房
〔ウハキ〕
「深勝御房」

（切封墨引）

行慈

（『鎌倉遺文』二三六七号）

関東下向之間事等、定て上光房被申候歟。謹言。
（貞応三年）

後七月廿二日

行慈

一六 行慈書状 神護寺文書

右、件庄々任 後白河院序御下文旨、寺家宜准退。仏聖以下之
用途、更勿致怠慢者、

院宣如此。悉之。謹狀。

承久四年二月十日

參議（花押）

〔雅清〕

事不可然存候也。彼經營ハ此庄運上物候はすとん、さすかに
不可闕如候歟之由、存候也。足守庄のかやうに聞候に付ても、

今一日も御寺事、よくくしたゝめたくこそ存候へ。各領家
分とて候とても、いかさまにもく、御寺へ運上すべく候は
ん程の米おハ、運上しての上事候歟。此事等且可令祭給候。
構く心おはけまし、人おもすゝめて、此御寺事沙汰しつめ
て、諸事落店しておたしくて候はやと、日々夜々に被念願候
也。謹言。
（貞応三年九月八日）

宗全

より早米運上して候は、少々可令儲給候也。持田に得田十二丁と
何事候らむ。来八月下旬之比、可上洛之由令存候也。福井・足守
より早米運上して候は、少々可令儲給候也。持田に得田十二丁と
よ中て候しかども、其後旱魃數日候しかば、それも減して候らむ
と存候。上光房関東下向根料に運上五石残にて此間搭材木運上す
べく候。時料候はんを、それより被告仰候はんを相待候て、上洛
之儀をは可存候。当國飢饉之体、存命之類はすぐハぬとみえ候。

抑足守庄之間事、或人出所望之由承候間驚入候也。仍女院御所申

一二 後白河法皇神護寺御幸記 神護寺文書

建久八
四月六日(藤原親経)
左京權大夫判(藤原親
雄御幸事)

(包)

(後白川法皇當寺御幸記 上賀上人御自筆)

(建久八年正月也)

正月十六日當寺御幸

御共人々別可正

御膳

供御御寺沙汰

殿上饗智月房 吉富新庄并川上庄預所役

北面饗貢文房 福井庄預所役

力者饗乘管房 吉富本庄預所役

雜人料破子七百合 足守庄(西津庄所課五百合)

(以下略)

(『大日本史料』四一六補遺)

「安倍氏起請文案」(ママ)
 「安倍氏起請文案承久三年二月廿八日」
 「此文是(足)書」
 「このふみよ候ぬ。あまかよきたるものに候はす。まいらせて候ハ
 こそハ候はめ。かへすくあさましく候。もしとして、れせいの
 故位(足)候。さんどにのにても、すけつくにてもあしもりのゆつりふみ、まい
 らせて候ハ、にはんごくのかみほとけのにくまれを、けのあな
 こといかうふり候て、けをこしやういたつらにてはて候へし。か
 づハこのてにこらんあはすへく候。あなかしこく。」
 (承久)
 せうきう三ねん十月廿八日

一三 後鳥羽上皇院宣案 東寺文書

正文、藤室院有之

神護寺事、所可被付一長者也。早可令致沙汰給。寺領之中、備中
 国足守庄村寺家可令知行給。向後永為恒規、不可被失墜。宣下之
 間、且可令存此旨給者、依院宣、執啓如件。

一五 後高倉上皇院宣 神護寺文書

(『鎌倉遺文』一八五四号)

あへのうち在判

(四四)
一、当寺根本庄等、以住僧可令補預所職事

右、有經文云、一切俗家不得受用三寶財物田園、不得駁使三寶奴婢牛畜、若受用駁使者、破滅仏法、破滅仏法故國家滅亡云々。然則在家人等、妄不可預伽藍事也。恐末代之世俗、犯用財物破損伽藍敷。縱使雖不犯用、而触事有失、必殖泥梨之因云々、已上文意、仍於常住寺僧之中、簡定器量可令補任也。但領家寄進之聖德太子之

憲、於有約束之庄者、可除之矣。

(四五)
一、諸庄園領家地主等任私心恣不可改行庄務事

右、於當寺令寄進庄園之憲、彼領家并寺僧、一味評定可定置諸事也。更以於後代定置事不可令相違也。若領家地主等背此旨、懈怠寺役損亡庄園、改行非法之時者、寺僧等加制止、可致憲法之沙汰也。或又寺僧以非法、妄不可改定領家地主等、自余事等、可依先約并道理也。末代所寄進之庄園等、皆可依此例矣。

以前四十五箇條之起請、大略如此。為末代之規模護持仏法故、所令申請

法皇之御手印也。寺僧等各守此旨、永不可違失。若於背此旨之輩者、內鎮守八幡大菩薩并金剛天等早令加治罰、外滿山之僧侶、同

心簡枳速可令擯出也。仍為扶助後代之淺薄、所記置如右。

元暦二年正月十九日

神護寺勸進僧文覚四十五箇條起請、偏是仏法興隆之願莫大也。

隨喜之心忽催、結縁之思尤深。仍為後繼聊加手印也。

依聖人之説清書之

正一位行權大納言藤原朝臣忠親

*卷首、巻尾に後白河法皇の朱手印各一箇を捺す。

(『平安遺文』四八九一号)

二、後白河法皇院宣 神護寺文書

(押紙)
「文治四年七月廿四日」

神護寺領八ヶ所

攝津國守田

若狭國西津庄

丹波國吉富庄

播磨國福井庄

備中國葦守庄

紀伊國笠田庄

川上庄

神野真国庄

右八ヶ所、役夫工被免除者、院宣如此。悉之。以狀。

文治四年七月廿四日

(平英親)
右中弁(花押)

(『鎌倉遺文』三三三八号)

未申承候之處、如此事令申候之條、憚思給候。極恐候。

抑宗先生宗資申候人ハ、年來相知候之上、内々縁候て申事の候を、未入見參之由申候天、付友景て申候也。任道理可御沙汰給候。先

施面目候歟。

備中國足守郷を御知行之由承之候。其内に相伝の所領田畠を別結解ニ可申請候也。任文書之理、可御沙汰給候。若僻事候はん二八、無相違可沙汰進給也。恐々謹言。

(元和元年九月十八日)

(文書) 高尾聖人御房政所

(『鎌倉遺文』一一〇一號)

一〇 僧文覺起請文 神護寺文書

神護寺 定置四十五箇条起請文事

夫神護寺者、八幡大菩薩之御願、弘法大師之旧跡也。(中略)還住之後、至第五季(寿永元年)十一月廿一日、蓮華王院御幸之時、進參御

罷出畢。次年(寿永二年)十月十八日被寄進紀伊国持田庄畢。又宰相中將

高倉院御菩提、令寄進同國神野真國庄畢。次年(寿永三年)前兵衛佐源朝

奉通卿、為奉資

臣頼朝、以丹波国宇都郷、令寄進当寺伝法料畢。同年五月十九日

太上法皇以吉富庄一円、令寄進当寺御畢。彼吉富庄内宇都郷者、故左馬頭源朝臣義朝之私領也。而平治元年之比、彼義朝臣謀叛

之後、依為沒官之處、成平家之所領畢。其後故大納言成親卿伝領

之間、副加神吉八代熊田志摩刑部等郷、為一円之庄号、所令寄進

院御願法華堂也。然而彼頼朝朝臣、依親父之罪過、雖被処流罪、

治承年中之比、平家謀叛之魁、奉為朝家依致忠信、至于寿永年

中被免配流、蒙抽賞之日、依為相伝之私領、^{ヒテ}以彼宇都郷、所令

寄進当寺也。但於所副加之郷々者、雖為一円之庄非相伝之領、故

除之者也。然而文覺以此由令申上

法皇之處、改彼法華堂之領、總以所殘之郷々成一円之領、所令寄進当寺御也。又院御領備中國足守庄、故散位安倍資良以私得分、依令寄進当寺之護摩堂。

法皇聞此旨、副加御年貢一円令寄進御畢。但所副加御年貢者、

文覺別御恩也。而文覺所令寄進藥師如來也。又若狹国西津勝載使之得分、資良以今寄進故、如本被成定当寺御領畢。同年(元和八年)

廿八日、

太上法皇以大師御白筆金泥両界曼荼羅、所令奉送渡當寺之御也。次年以前所被付曼荼羅之播磨国福井庄、如本令寄進御畢。(中略)

六 「和名類聚抄」 高山寺本

備中郷第百十四

(中略)

賀夜郡国用賀陽

庭妓_波
阿曾安曾

板倉_{以多}
服部_{波止}

足守_{安之}
毛利_為

大井_{於保}
生石_{於保}

八部_{夜多}
日羽_{比波}

巨勢_{多計}

有漢字寶迹

(以下略)

(『天理図書館善本叢書』二)

八 生石莊田堵賀陽清仲解 関戸守彦氏所蔵文書

申請 足守所領事

右、件足守御庄所領也不本山、於今者やハソをいたし不可候。

一、作田所当_ニおいてハ可弁進仕候。

一、作畠二段所當ハ國之沙汰_ニた_ニ可弁進仕候。於今者、不可御命ヲ背候。

嘉応元年十一月 日

散位賀陽 (花押)

庄官
田所

生石御庄田堵散位賀陽清仲解

* 「也不」あるいは「内ほ」か。「やハソ」は中野栄夫氏によれば「野
畜」(『岡山県史』三三)。

(『平安遺文』三五五三号)

田所橘朝臣 (花押)

案主散位弓削 (花押)

官人散位藤原朝臣 (花押)

御使

左弁官史生紀 (花押)

* 京都国立博物館『古絵図の世界』掲載の写真を参照した。

(『平安遺文』補二四〇号)

国使

案主散位賀陽朝臣
下司散位藤原朝臣

戸出雲部小麻呂捌束 天平十一年三月三十日死

戸主建部千先口建部氣津充壹伯肆束 天平十一年五月廿七日死

建部智麻元壹伯肆束 天平十一年六月十日死

(以下略)

*紙面に「備中國印」四十七觀を踏す。ここには草寫の部分を掲げた。

(『大日本古文書』二一四七頁)

五 「善家秘記」逸文 『扶桑略記』寛平八年九月二十一日条

(三善清行)

善家秘記云。余、寛平五年出為備中介。時有賀夜郡人賀陽良藤者。頗有貨殖、以錢為備前少目。至于寛平八年、秩罷、居^レ住本郷董守。某妻浮舟入京。良藤蟻居於一室。忽覺心神狂亂、獨居執筆、誦吟和歌。如有挑女通書之狀。或時有^レ與女兒通懇懃之辭。然而不見其形。如此數十日、一朝俄失良藤所在、舉家尋求。遂無相遇。良藤兄大領豐仲、弟統領豊岐、吉備津彦神宮亦官豊恒、及良藤男左兵衛忠貞等、皆豪富之人也。皆謂良藤狂悖自捨其身、悲哽懊惱、求其屍所在。然猶無遇。俱發願云、若得良藤死骸、當造二十一面觀世音菩薩像。即伐柏樹、與良藤形體長短相等。向之頂礼誓願。如比十三日、良藤自其宅藏下出來。顏色憔悴、如下病黃瘦者。又其藏無往、唯石上居柄、柄下去地繩四五寸。曾不可容身。

(『新訂増補国史大系』一一一)

而良藤心情醒寤、話云、蟻居日久、心中常念子レ女^レ通接。於是、

女兄一人以書着菊華來云、公主有愛念主人之情。故奉書

通懇懃。即開書說之、艷詞佳美、心情搖蕩。如此往反數度、

書中有和歌^レ遞唱和。彼遂以駒車迎之。騎馬先導者四人、行數

十里許、至二宮門。老大夫一人迎門云、僕此公主家令也。公

主令僕引丈人。於是、從一家令入門屏間。其殿屋帷帳、綺

飴甚美。須臾鹿齋、珍味尽備。日暮即入燕寢、終成懷好。

意愛纏密、雖死無懼。晨則同筵、夜則併枕。比翼連理、猶如

疎隔。遂生二男兒。兒聰悟、狀貌美麗。朝夕抱持、未嘗離

膝下。常念改長男忠貞為庶子、以此兒為嫡子。此為其

母之責也。居三個年、忽有優婆塞。持杖直昇公主殿上。侍

人男女皆盡逃散。公主又隱不見。優婆塞以杖突^レ皆背^レ、令^レ出^レ

狹隘之間。顧而視之、此我家藏柄下也。於是家中・大小大怪。

即毀藏而視之、狐數十散走入山。藏下猶有良藤坐臥之處。

良藤居藏下、纔二十二日也。而今謂三年。又藏柄下纔四五寸、

而今良藤知高門縮形出入其中。又以藏下^レ令^レ如大殿帷帳^レ。

皆^レ狐之妖惑也。又優婆塞者、此觀音之變身也。大悲之力脫^レ此

邪^レ而^レ已。其後良藤無恙十余年。年六十一死。已

一 「日本書紀」

(応神天皇二十二年)

秋九月辛巳朔丙戌。天皇狩于淡路島。(中略)天皇便自淡路

転、以幸吉備、遊于小豆島。庚寅。亦移居於葉田(葉田、此云姫媛)

天皇、於是、看御友別謹惶侍奉之狀、而有悅情。因以割吉

備國、封其子等也。則分川島縣、封長子稻連別。是下道

臣之始祖也。次以上道縣、封中子仲彦。是上道臣・香屋臣之

始祖也。次以三野縣、封弟彦。是三野臣之始祖也。復以波

区芸県、封御友別弟鴨別。是笠臣之始祖也。即以苑縣、封

兄浦瀬別。是苑臣之始祖也。即以織部、賜兄媛。是以、其

子孫於今在于吉備國。是其縁也。

(『日本古典文学大系』六七)

二 飛鳥寺一九九一一次調査出土木簡

(表) 吉備道中國加夜評

(裏) 葦守里依六□

*飛鳥寺東南方の飛鳥池の藤原宮期の炭層・粗炭層から出土。

(『飛鳥・藤原宮発掘調査出土木簡概報』〔十一〕 一九九三年)

猶見里戸主建部臣大山口建部臣恵師充陸東

戸主物部大海口出雲部羊壳拾束

五二二年三月廿八日

蓋夜郡死亡人夫拾參人 免稅武伯伍拾武束

(中略)

(中略)

賀夜郡死亡人夫拾參人 免稅武伯伍拾武束

(中略)

|| 税五千八百五十三束七把
穀六斗二解六斗

(表) □ 賀陽郡葦

(裏) □ 首麻呂伎

*平城宮跡推定第一次大極殿西外郭西南隅の造営時の埋め立て土から出土。和銅年間後半頃のものとみられる。

(『平城宮発掘調査出土木簡概報』〔十〕 一九七五年)

四 備中國大稅負死亡人帳 正倉院文書正集三五

(表) 藤原義重
「備中國天平十一年大稅負死亡人帳從七位下行目日根造諸人」

備中國司解 申天平十一年大稅負死亡人事

合九郡死亡人壹伯武拾柒人 免稅陸阡肆伯柒拾玖束柒把

足守莊園関係史料集

一	「日本書紀」	応神天皇二十二年
二	飛鳥寺一九九一—一二次調査出土木簡	行慈書状 （年月日欠）
三	平城宮跡九一次調査出土木簡	行慈書状 （年月日欠）
四	備中國大税負死亡人帳	行慈書状 （年月日欠）
五	『善家秘記』逸文	行慈書状 （年月日欠）
六	『和名類聚抄』	行慈書状 （年月日欠）
七	足守莊園裏書	行慈書状 （年月日欠）
八	生石莊田堵賀陽清仲解	行慈書状 （年月日欠）
九	梶原景時書状	行慈書状 （年月日欠）
一〇	僧文覺起請文	行慈書状 （年月日欠）
一一	後白河法皇院宣	行慈書状 （年月日欠）
一二	後白河法皇神護寺御幸記	行慈書状 （年月日欠）
一三	後鳥羽上皇院宣案	行慈書状 （年月日欠）
一四	安倍氏女起請文案	行慈書状 （年月日欠）
一五	後高倉上皇院宣	行慈書状 （年月日欠）
一六	行慈書状	行慈書状 （年月日欠）
一七	宗全書狀	行慈書状 （年月日欠）
一八	行慈書状	行慈書状 （年月日欠）
一九	行慈書状	行慈書状 （年月日欠）
二〇	宗全書狀	行慈書状 （年月日欠）
二一	備中國足守莊檢注帳	行慈書状 （年月日欠）
二二	撰政九条道家御教書	行慈書状 （年月日欠）
二三	左少弁下文	行慈書状 （年月日欠）
二四	尼念淨讓狀	行慈書状 （年月日欠）
二五	北条時房書狀	行慈書状 （年月日欠）
二六	某書狀	行慈書状 （年月日欠）
二七	弘長元年（一一六一）	行慈書状 （年月日欠）
二八	文治四年（一一八八）	行慈書状 （年月日欠）
二九	元暦元年（一一八四）力	行慈書状 （年月日欠）
三〇	嘉定元年（一一六九）	行慈書状 （年月日欠）
三一	嘉定元年（一一七〇）	行慈書状 （年月日欠）
三二	嘉定元年（一一七一）	行慈書状 （年月日欠）
三三	嘉定元年（一一七二）	行慈書状 （年月日欠）
三四	嘉定元年（一一七三）	行慈書状 （年月日欠）
三五	嘉定元年（一一七四）	行慈書状 （年月日欠）
三六	嘉定元年（一一七五）	行慈書状 （年月日欠）
三七	嘉定元年（一一七六）	行慈書状 （年月日欠）
一八	元仁元年（一一二四）力	行慈書状 （年月日欠）
一九	貞応三年（一一三四）力	行慈書状 （年月日欠）
二〇	貞応三年（一一三四）力	行慈書状 （年月日欠）

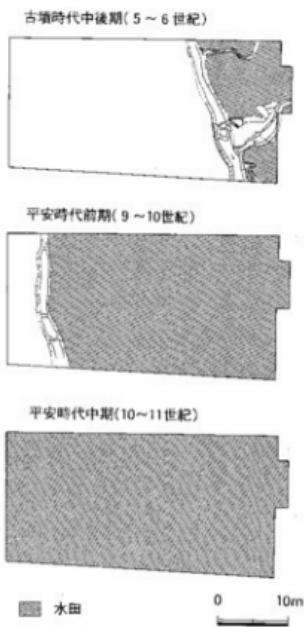
第六章 結語

足守という地域は、足守川流域に形成された平野の北端部分にあたり、低地部における遺跡の発達も下流の高松地域と比べるとやや稀薄的印象が強い。しかし、丘陵部には多くの中小規模の古墳やそれらに混じって弥生時代後期の墳丘墓の存在も確認されており、全長30m程の首長墓しか築いていないが、巨大な古墳で集約的に表現されるのは異なった構造で維持されている系譜的に弥生時代以来から続く安定した地域集団の存在が想定される。また、水田面には条里地割が明瞭に残っており、平野部の面的な開発時期もかなり遡ることが予想される。

足守庄はこのように吉備地域に於いても比較的先進性を基盤にもった地域に設定されており、莊園そのものを考える上ではもちろん、弥生時代からの開発史や政治史を考える上で貴重な資料を内包している地域といえる。

今回の調査の目的は、水田層を層的に分離して精査することにより、各時代の水田景観を復元する手掛かりを得、足守庄と水田開発との関係を追及することに置かれた。調査の結果、調査区が東側の山稜部裾に形成された扇状地の端部と氾濫低地部との境に位置したことから、各時期の開発の両期点と重なり、畦畔そのものはとらえられなかったが、当時の水田景観を想定できるような遺構や水田層の広がりはおさえることができた。また各水田層の時期を決める遺物も比較的良好な形で出土しており、ある程度当初の目的に沿った成果は得ることができたと考えている。つまり5世紀末から現代の水田へ続く水田景観の変遷が段階的にとらえられ（図44）、さらに平安時代の初期に条里地割が施行されたと考えられる資料も得ることができた。

また足守庄は周知の通り、莊園内を南から俯瞰した絵図が現存し、しかもこの絵図と現地との対比が容易で、莊園当時の景観が今まで良好に保存されていると考えてよく、莊園の構造を研究するには全国的にみても非常に貴重な地域であるといえる。しかし耕作されない水田や新たな開発の行われる場合



第44図 調査区内水田変遷図

が増え、徐々に現地の景観は変貌してきている。そこで、発掘調査と並行して現地に残る小字名、水利、地形をも可能な限り踏査し、足守庄を理解する基礎資料を作成することを目指した。

まず足守地域の地形と水利システムと現地に残る水田地割を概観し、足守地域の現代の水田水利の完成する過程や、条里地割と莊園との関係を整理する。そして今回の発掘調査の成果と照合し、足守地域の水田開発の行われていく過程をまとめてみたい。また条里地割施行時期についても周辺地域の発掘調査の成果と合わせて若干考えてみたい。

I. 足守庄の開発について

(1) 足守庄の地形

足守庄は、吉備高原と広義の意味では岡山平野との境に位置しており、扇状地、氾濫低地、段丘、丘陵等の地形で構成されている。ここでは、2500分の1地形図と米軍撮影の空中写真、現地踏査をもとに、備中国足守庄絵図（以下絵図）に描かれた足守川の旧流路を復原し、水田開発と地形との関係を明確にするための基準となる地形の概略を整理する。

図45は、2500分の1地形図に50cm幅の等高線を記入したものである。現在の足守川は、平野部に流れ出た付近が足守の市街地を迂回するかのように東へ大きく蛇行しており、絵図に描かれた足守川（大井川）が西南方向へほぼ直流しているのとは異なっている。これは、元和元年（1615）に木下年房が足守藩再興のため当地へ入封した以降に、当該地に陣屋町が形成され、足守川の流路を東へ変更したためである。足守川は昔からあばれ川と呼ばれており、江戸期に描かれた国絵図をみても幾筋かの流路が表現されている。現況の水田地割や図45で示された微地形からも旧流路の痕跡が何箇所か確認される。このうち絵図に描かれた足守川と似た方向の旧流路を示したのが図45のスクリーントーンの部分である。一方、陣屋に隣接する位置にある足守小学校の、体育館と給食棟の建設に伴う発掘調査の結果、武家屋敷関連の遺構の下層で、古代末から中世にかけての集落跡と河道跡を検出した¹⁰（図45）。これらが絵図に描かれている「吉田山」南麓の建物群と、その南を流れる足守川（大井川）の部分に一致する蓋然性が高く、絵図が当時の庄域内の景観をかなり忠実に表現しているということと、検出した河道跡が想定した足守川の旧流路の位置と重なることから、想定した流路が絵図に描かれた足守川（大井川）である可能性が高いということが言えそうである。

庄域南半部でも旧流路の痕跡が数本認められるが、絵図の足守川（大井川）が稼山より西へ大きく蛇行し、絵図の枠外へ出ていることから、どれが絵図作成時の流路か明確ではない。

次に、当庄域の地形を概観する。

当庄域は山稜部を除くと、堆積地形である氾濫低地と山稜部を開析する小河川によって形成

された小規模な扇状地によって構成されている。扇状地は、さらに地形面の傾斜が大きく砂礫を主とする扇尖部と、地形面の傾斜が緩く砂礫、砂、シルトなどの細粒物質からなり、扇尖部との境付近に湧水帯の認められる扇端部とに分けられる。このことを示した地形分類図が図46である。足守川東岸北半、八幡山周辺は東側山稜部の谷が広いぶん扇状地の発達が顕著で、庄域内では比較的複雑な地形となっている。

ところでこの他、足守川東岸北半の氾濫低地と扇状地との境の部分にある標高19~20mの地点で、1~2m程の段差のある段丘が認められる。今回発掘調査した地点はこの段丘の直下に位置し、調査区内では縄文時代晚期から遺構が認められていることから、段丘直下での遺跡の形成は、少なくとも縄文時代晚期からは開始されていると考えられ、この段丘は縄文時代晚期以前には存在していたと考えられる。そうするとこの段丘は、段丘の位置する標高等から高木勇夫氏の指摘する瀬戸内地方の沿岸部の標高5~20mにかけて分布する、縄文時代前期の完新世海進の極大期に形成された段丘^②に相当すると推定される。

また、今回の調査の結果、当地域の古墳時代後期までの水田開発の主体が、東に広がる扇端部であることが想定されており、古墳時代ぐらいまでの当地域の水田開発を主軸にした生産活動は、灌漑用水の得やすく、保水性が高い土壌が分布し、足守川からの洪水の



第45図 足守庄域の微地形図

被害を比較的受けにくい扇端部から氾濫低地にかけての部分で行われていたと考えられる。このことは、扇端部の殆ど発達していない足守川西岸部と比較すると、西岸部の山稜上には、東岸部と比べ著しく古墳の数が少ないという点にも反映されていると思われる。

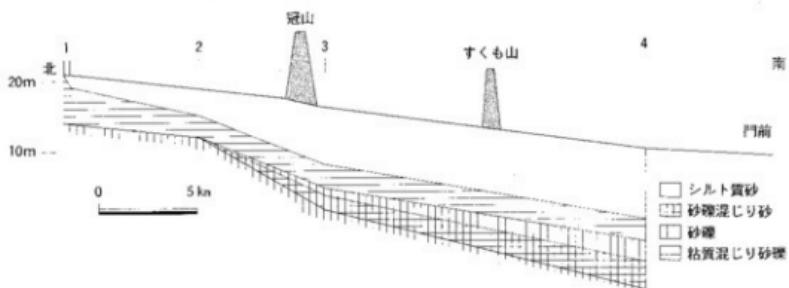
但し、当調査区内で、縄文時代晚期から弥生時代前期の遺構が氾濫低地部の微高地上でみつかったことや、上土田の鶴免遺跡^⑨（図1）では古墳時代初頭の遺構が検出されていることから、安定した土地条件の備わった扇端部の開発の一方で、氾濫低地部での水田開発もかなり早い時期から行われていたと予想される。そして、氾濫低地上の遺跡が2地点しか確認されていないが、扇端部付近の当調査区で弥生時代前期、氾濫低地中央部の鶴免遺跡では古墳時代初頭の遺構が確認されていることから、時期が下がるに従い徐々に氾濫低地の中央部へ開発が進んでいったことが推定される。

さて、現在の足守地域に於ける水田域と条里地割の主体は氾濫低地である。この部分の地形を、工事用のボーリングデータを庄域内の氾濫低地の走行方向に並べて模式化した図（図47）から概観してみる。まず、氾濫低地部の基盤層である砂礫層は、北から冠山付近にかけては非常に緩やかな傾斜をなしているが、冠山以南で8mほど急激に下がっており、基盤層より上部の七層の堆積はこの地形に影響されている。つまり、冠山以北は傾斜の少ない地形であるが、基盤層上部層の厚さは薄く、冠山以南地域より粗粒物質の含まれている割合が多い。冠山以南



第46図 足守庄地形分類図

は基盤層が下がるぶん基盤層上部層が厚くなっている、シルトなどの細粒物質の割合が増している。こうした土質の違いは、水田の保水性と直接絡んでくる問題で、このことは、現在の稲の収穫量の平均が、現水田耕土の下層に粗粒物質の含まれる割合の多い冠山以北部だと1反当たり460kg、細粒物質の含まれる割合の多い冠山以南部だと1反当たり480kgと、両者に20kgも差がある⁽⁴⁾ということにも象徴的に示されている。但しこの数値自体は現在の完備された灌漑システムと施肥、耕耘、土地改良を行った結果の上での数値であり、この差がどの時点まで時間的に溯るかは明確ではない。ただ絵図を見ると、氾濫低地部に位置する在家が冠山と稼山の間と延寿寺周囲にのみ分布しており、土質の違いと対応してくる傾向がある。



第47図 足守庄縦断面図

氾濫低地の断面図（47図）から、当庄域の氾濫低地が冠山を境に以北と以南に分けられる予想した。このことを第45図に示された表層微地形の違いと比較すると、冠山以北は足守川が大きく西へ蛇行しているため、一定の広がりをもつ水田域が形成され、断面図（47図）に示された地域区分と対応してくる。冠山以南は、水田域の広さと等高線幅の間隔の違いから、さらに、稼山以北の部分と稼山以南の部分に分けられる。前者は足守川が東へ蛇行してきているため、山稜部と足守川との間が狭くなっている、水田域もそれに規定されて、冠山以北のような広がりをもっていない。しかも山稜部からの自然流路の影響のため、冠山以北や後者と比べ等高線の乱れが目立つ。後者は冠山以北部とはほぼ同じで、一定の広がりをもつ水田域が存在し、稼山以北部と比べ、漸次的ではあるが基盤層上部層を構成するシルト質土層の厚さが増している。

以上のことから、足守庄域の地形は、水田耕作と直接関係のない山稜部を除くと扇状地と氾濫低地に大きく分けられ、前者はさらに扇央部と扇端部の2部分に、後者は冠山以北部、冠山-稼山間部、稼山以南部の3部分に分けられる。そして、冠山以北部は大字足守、冠山-稼山

間部は大字下足守、稼山以南部は大字上土田に大体対応（図48）する。また、最初の当城での水田開発の主体は、扇端部であったと予想される。

(2) 現在の足守庄域の水利システムについて

調査区周辺の水利系統は、第49図の示すとおりである。調査区より東側の扇状地上の地形については、山麓部にある溜池からの用水によって灌漑され、山稜部から扇央部にかけては地形に即した扇状の地割であるが、扇端部については条里地割が認められる。但し、水田個々への水配りは、条里地割が認められる水田についても地形の等高線に規制されて扇状になっている。

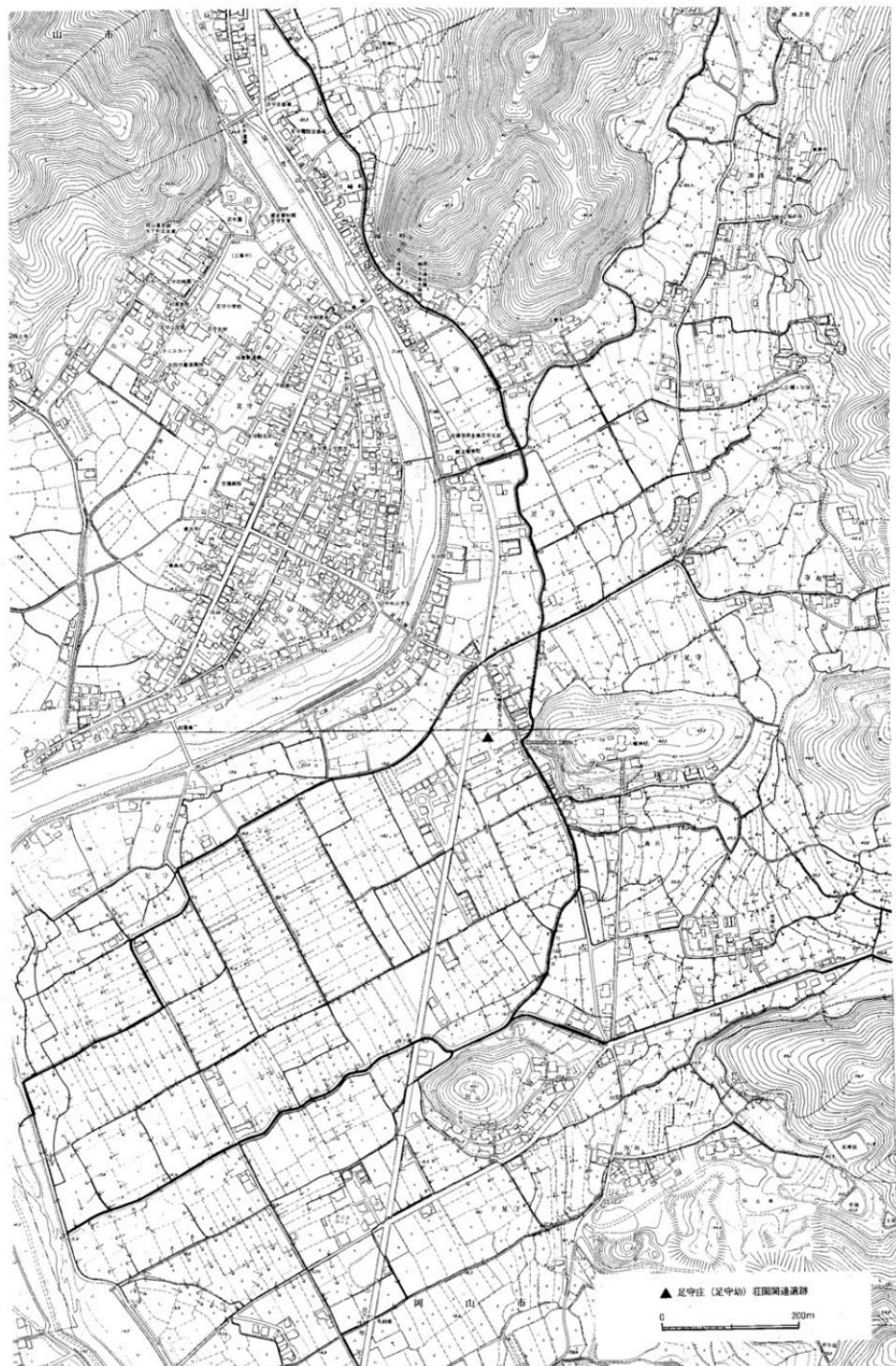
調査区西側の氾濫低地の地形については、扇状地上の灌漑に使われた用水の余水と、足守川から直接取水されて、扇状地と氾濫低地の境付近を南流する桂川用水により灌漑される。各水田への水配りは、東から西へと条里

第48図 足守の大字分布図



地割に沿って規則的に行われているものが大部分である。つまり、当地点での農業用水は、山脚部に設けられた灌漑用水利用と河川水利用の2者に大きく分けて理解できる。

さらに庄域全体の水利をみてみると（図50）、足守川から直接取水する桂川用水（A-B）、上土田用水（C-D）の灌漑地域と、山麓部に設けられた溜池からの灌漑地域に分類される。そして、絵図に描かれている水田地割に対応すると考えられる氾濫低地上の条里地割の水田域への灌漑は、皆田用水と上土田用水の灌漑地域に相当し、これらは、地形分類で示された冠山以北部と糠山以南部にあたる。つまり、当庄域の氾濫低地に展開する条里水田の經營には、足



第49図 調査区周辺の水利系統図

守川から直接取水する用水が不可欠であり、このことは、足守川から直接取水する用水路の掘削と条里地割施行とは不可分の関係であったことを意味している。

溜池を用いた灌漑については、扇状地部と冠山—稼山間の氾濫低地部で行われている。扇状地部は、扇端部と扇央部にわけてみてみる。まず、扇端部には一町方格の条里地割が認められるが、氾濫低地の条里地割のように一町方格内部の一筆耕地の形状が、長地形や半折形といったきっちりとした方形をしておらず、地形に規制された畦畔となっている。当調査区での発掘調査の成果から、扇端部についての開発が古墳時代までには行われていることから、扇端部については既存の水田域に条里地割を施行したと考えられ、条里地割の認められない扇央部の開発は、当庄域へ条里地割を設定した以後の開発である可能性が予想される。

冠山—稼山間部は、冠山以北部を潤している皆田用水の余水と山稜部からの用水で灌漑されており、条里地割が施行されているが、冠山以北部や稼山以南部と比べ、山稜部の溜池からの用水への依存度が高いことから、現在のような水田域全面が水田として機能するのではなく、溜池を用いた灌漑で開発された扇央部の開発時期と近い時期で

あると考えられる。実際、近代に於いて足守川上流に黒谷池が築造され足守川の保水量が増すまでは、この辺りは三井谷池などの山稜部に設けられた溜池だけで灌漑されており、絶えず水争いがおこっていた¹⁰⁾。

これらのことから、当庄域内の比較的安定した水田開発は、湧水帯もあり足守川からの洪



第50図 足守庄の水利系統図

水の被害を比較的受けにくい扇端部を主体に行われ、扇端部からの余水を用いて氾濫低地の部分的な開発が行われていた。それから次は、広大な氾濫低地の齊一的な開発が行われる。この部分に開発された水田への用水は、扇端部の水田域を潤している山稜部からの小河川だけの用水では足りず、そのための用水の確保を足守川から直接水路を引くことにより達成し、その際に条里地割が施行された。そして、その地割は氾濫低地部だけではなく、それまでに開発されていた扇端部の水田へも及んでいることから、条里地割が当時の庄域内の水田域の大半を一面的に覆ったものと考えられる。そして、足守川から直接取水するための水路の掘削や導水のための堰の築造、広大な氾濫低地への条里地割の設定といった一連の作業を行うには、膨大で計画的な労働力が必要であり、このことは、氾濫低地の条里水田の開発が個別の領主的な開発ではなく、国衙レベルでの大灌漑工事であったものと予想される。

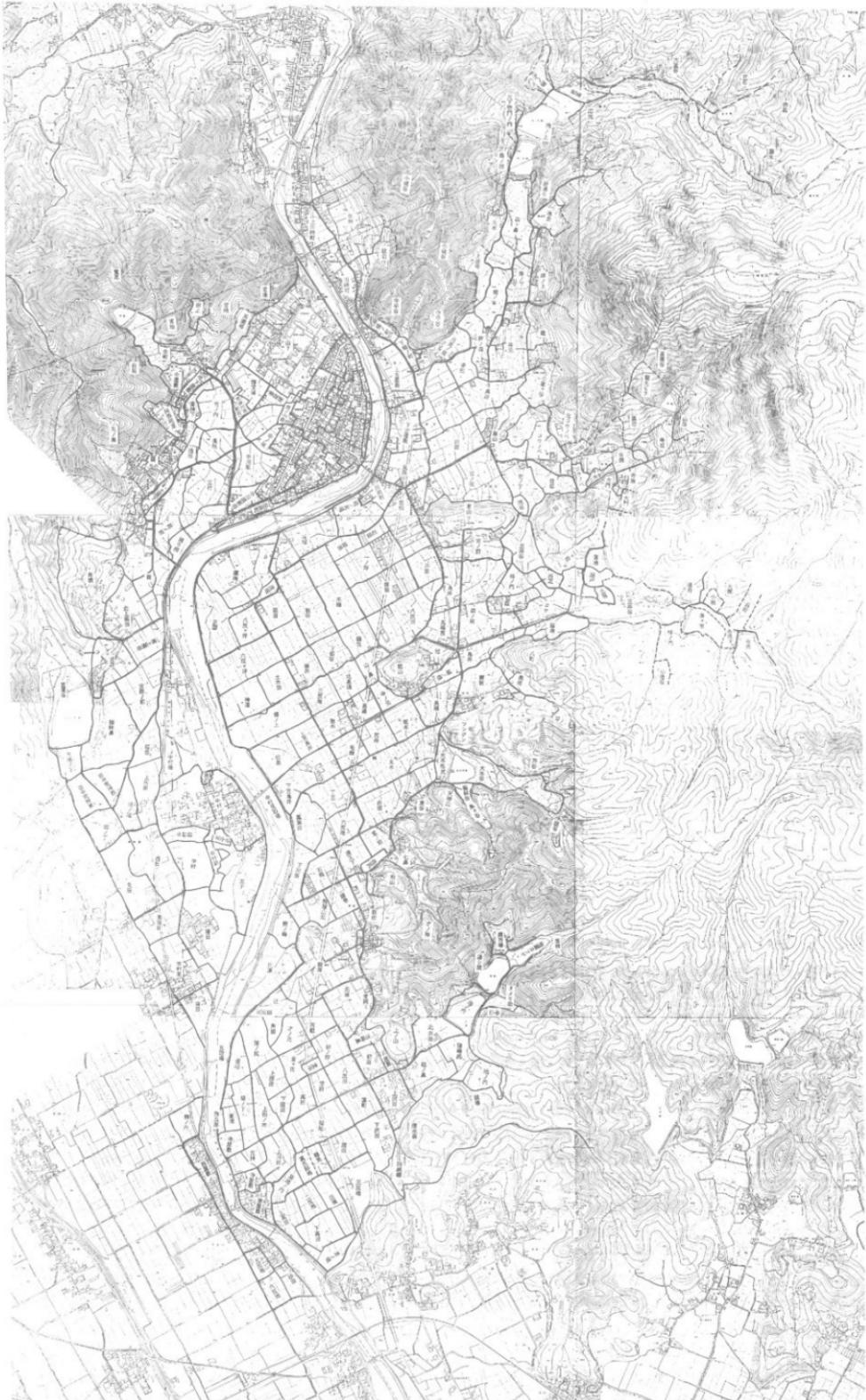
扇央部の開発については、現在の灌漑と同様に山麓部に設けられた溜池によって行なわれており、条里地割施行後扇央部から急峻な山麓部の斜面にかけてを、個々の溜池を軸に徐々に開発していくと考えられる。

(3) 足守庄域の条里地割と小字名について

当庄域の生産の中心である氾濫低地には、条里地割を踏襲していると考えられる水田畦畔が明瞭に認められる。この地割は、当庄に隣接し、同じ賀陽郡に属する阿曾郷や服部郷にも続いており、相互の郷域の境は条里地割を単位としていた可能性が考えられる。実際、服部郷と阿曾郷の接する部分については、南北方向の条里地割が郷境となっている。

この地域の条里地割の検討は、県下各地の条里を復元した永山卯三郎氏が、現水田面に残る地割りと水田の小字名から行っている⁶⁾。今回、岡山市足守支所と総社市役所⁷⁾で当庄域内的小字名を調べ、不明瞭な点は現地での聞き取りを行って一部修正した図（図51）を作成したところ、大枠では符合するものの、地割から読み取れる一町と小字名を直接対応させている永山氏の条里復元図とは、若干の不整合が見出だされた。そこで、現況の地割と小字名、そして絵図をもとに足守庄の条里を想定し、足守庄（郷）域と条里地割との関係を考えてみたいと思う。なお条里地割と直接関係はないが、山稜部の小字については台帳と現地との照合が困難な箇所があり、範囲を明確につかめなかったところもある。

現在の庄域にはN-28°-W方向の条里地割が認められ、この地割は当庄域以西にある阿曾郷、服部郷と同一規割で、3郷の境は地割の上からは明確にできない。庄域内の条里地割の分布は、氾濫低地部と扇端部の地形と重なっており、坪内の地割はいわゆる「大化改新詔」にある半折型地割が主体である。絵図の中の水田は碁盤目状の地割によって表現されている。この水田と、庄域の周囲に描かれた山稜部付近との間には若干の空白部が認められる。この部分を



第51図 足守庄の小字名

現況で条里地割の認められない扇尖部を考えると、絵図の条里水田は氾濫低地部が主体であることが読み取れ、絵図の描かれた時点での条里地割と現況の条里地割の範囲とは大きな相違はないものと推定される。つまり、氾濫低地部と扇端部に分布し扇尖部には存在していないという現況の条里地割の景観（図52）が、絵図作成時まで溯ると考えられる。

次に、絵図に描かれた条里地割と庄（郷）域との関係を見てみる。この絵図は、莊園の範囲を表現した領域図の部類に入り、庄域の北と東を画する山地部、庄域の内部の景観を構成する山、池、川、寺社、在家などと当庄の中心的な生産地である水田が描かれている。絵図に示されている庄域境のうち、北、東、南方向の縁辺については、絵図を縁取るように描かれた山地部で表現されており、莊園の範囲を確認するための四至榜示もこの山地部に設定されている。庄域西側の境については、足守川が南北に流れていて境界的な役割ができる位置にありながらも、同一方向の条里が服部郷まで続いているためか、西南部の榜示は水田中に設定されている。このことは、想定されている榜示の上を通る旧村境のラインが足守庄西側の境界であると考えられてはいるが（第五章参照）、一方で服部郷の東側の境が条里地割の南北方向の軸線と一致しているということからも、足守庄西側の境も



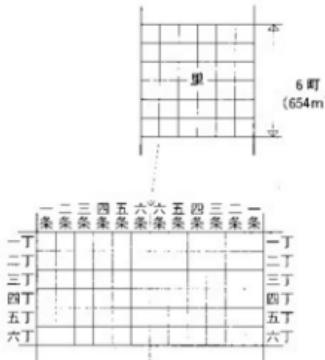
第52図 足守庄の条里地割

南北方向の条里のラインであった可能性が考えられるのではないかろうか。同様に郷の境が条里の界線となっている例は、伊賀国名張郡内の周知、名張、夏身郷などの例があり、特異な事例ではない。

西南部の勝示の設定された水田は、絵図に「生石郷庄境堤田一条六丁作人永宗坪未申榜示」の記載があり、この水田の位置は、現地で「庄境」という小字名（図52）の残る水田が一般的に比定されている。青山宏夫氏は『備中国賀陽郡服部郷図』（以下服部郷図とする）が「六町四方を単位として里名がつけられ、次にその内部の一町四方ごとに某条某丁としるされて」いることを指摘し、さらに服部郷図が「里内の西北隅の坪を一条一丁として南北方向に二条三条…東西方向に二丁三丁…」とするパターンとその逆のパターンがあり、「東西に隣接する里はたがいにパターンがことなる」ことを指摘されている⁵²⁾（図53）。そして、そのことを足守庄域に残る条里地割と絵図に記載された「堤田一条六丁作人永宗坪」に対応させ、「庄境」の小字名の残る水田西側の条里の延長線を足守庄の西限と考え、足守庄域の六町四方の条里の基線としている。

青山氏の指摘に従って足守庄の条里パターンを想定すると、茅守八幡宮西の水田に残る「一坪」の小字名のある水田が、一条一丁となる（図52）。「一坪」と「一条一丁」は、どちらも最初を意味する呼称であることから、意味的に符合すると考えられそうで、のことからも青山氏の比定は可能性がありそうである。ただ、「庄境」西側の水田の条里の延長線が足守川を越えた付近には、現在確認できる区分としては足守郷ではなく阿曾郷に含まれているという点や、足守川と「庄境」の水田の条里ラインとはやや距離があり、そのため絵図に描かれた構図と若干不整合となる点が問題となる。

また条里呼称復元の基準としている服部郷図について、現在2枚が伝わっているが、いずれも書写であるため、史料的な厳密さを求めるのはやや不安である。しかし、条と丁で表される水田地割については、建久四年（1193）の『賀陽氏妹尾郷譲状』にもみられ、備中国の特徴的な条里の呼称法といわれている⁵³⁾。金田章裕氏によると、足守庄絵図は「坪界線と里界線が同一表現」で「条里プラン完成以後の表現パターン」に分類され、服部郷図は「中世的条里呼称とでも呼ぶべき様式であり、本来の条里プランが崩壊した後の事例」とされているが、足守庄絵図もそれと一致することから、「本来の条里



第53図 備中の条里呼称

プランが崩壊した後の事例」に含まれる⁹⁸。そして、足守庄絵図と現況の条里がよく対応することから、厳密には足守庄に残る現況の条里は中世的な景観といえる。しかし、一条一丁に比定される水田に一坪の小字名が認められることなどは、中世的な呼称と古代的な呼称の基準が実質的には一致していると考えられ、中世の庄域が古代の郷域を踏襲しているといえるのではないかだろうか。但し、当庄域の数詞の坪名が「中世的条里呼称」の成立以後に付されたとする考え方もある。しかし、今回の調査で当庄域の条里が平安時代前期まで溯ることが確認されたことから、当庄域の坪名は条里施行当初の呼称の残存と考えたい。

つまり当庄域の条里は、呼称法は古代と中世では異なるものの実質的には一致しており、土地表示の呼称が変わっただけで古代と中世の条里は基本的には変わっていないと考えられる。そして庄域についても、服部郷との関係からや西岡虎之助氏が指摘するように、古代の郷域とほぼ同じであったと⁹⁹考えられる。しかし、庄域西限の北西部については、絵図との構図や阿曾郷の郷域との関係から矛盾が残る。ただ、図45で推定した旧足守川の流路のうち、現在より西に振るものがあり、仮に絵図の描かれた当時の流路が現在の位置より西であったとすると、絵図の構図と庄域西限を推定する条里ラインとの間隔がかなり近くなる。また行政区画の変化と河川の流路の変化とはかなり有機的な関係にある場合もあり¹⁰⁰、条里ラインを庄域の西限と考えた場合の景観的、行政域的な矛盾点も足守川の流路の変化といったことにより解決される可能性がある。

次に、庄域の小字名について若干観察しておく。氾濫低地部に広がる条里水田には、一ノ坪、六反ヶ坪、八反ヶ坪、八反田、三反地、丁三などの条里呼称に関係する小字が多くみられる。しかし、扇端部の条里水田には条里呼称関係の小字名は全くない。扇央部から山裾部にかけては、水田に関する地名ではなく『倭名抄』巻一の山谷地名としてでてくる「麓」などの小字名の水田がみられる。これらのこととは、それぞれの地形上の水田開発時の相違を反映しているともうけとれる。つまり模式的に考えると、地形や水利システム、又今回の調査成果から予想される足守庄域内の開発順序、即ち地形的な視点からは、扇端部→氾濫低地→氾濫低地→扇央部の段階、水利的な視点からは、山稜部からの小河川による灌漑→足守川からの取水による灌漑→山麓部の溜池による灌漑という段階を小字名の分布の違いも婉曲的に反映していると思われる。とくに、氾濫低地部のうちでも開発時期がやや後出すると考えた冠山一稼山間部の南半で、かつては溜池からの用水で主に灌漑していた所に「新田」という字名が認められることは示唆的である。

(4) 溝池灌漑と足守庄立莊の理由について

現在の足守庄域の灌漑水は、近代における足守川上流の黒谷池の築造により、全て溜池によ

りまかなわれているといえる。が、ここでは足守川を介して取水していない水田、即ち庄域周開の山稜部に設けられた溜池によって灌漑されている水田について概観し、そこから嘉応元年（1169）に絵図を作成して後白河院庁に寄進し一円地として足守庄を立莊した理由についてを考えてみたいと思う。

庄域内の溜池で、年代の確認できる最も古いものは絵図に描かれた「半刀池」であろう。「半刀池」の位置は、永山氏により「池田」という小字名の残る八幡山東側の円形の水田部に比定されている⁴⁶。このことは、絵図の構図上の位置関係や周辺の地形からも首肯される。ただ、絵図に表現された「半刀池」の大きさに比べ比定される池部の面積はかなり小さく、絵図作成時に強調される理由のあったことが予想される。「半刀池」は地形的にみると扇端部と扇央部の境に位置しており、現在庄域中にある溜池が扇央部と山稜部の境に位置するのとは異なっている。これは、現在の溜池が扇央部の灌漑に用いられているが、「半刀池」は扇端部の灌漑に用いられたことによる。言い換えると、「半刀池」は扇状地上の条里水田への給水を目的としており、その余水は、足守川から直接取水したことによる氾濫低地部の条里域の再開発にも用いられたのである。足守川は保水量がそれ程多くなく灌漑水は常に不足していて、近代に於いても周辺では水争いが絶えなかった⁴⁷。従って足守川から直接水路を掘削して取水し耕地を開発したものの、この耕地を維持するには気候の変化や、今回の調査区での平安時代前期に対して同後期の水田面が高地部を削平して拡大しているような、条里施行地内部の水田域の広がりによっては常に新たな水源の確保を考えなければならず、「半刀池」の築造はこれに対応したものといえる。すると、絵図に於いて「半刀池」が強調されていることからも、足守庄の庄域の主体は条里地域であったと考えられる。それと、この条里地域を掌握するには、新たな水源の確保を目的とした「半刀池」の築造の他に、足守川から直接取水する水路の掌握が前提となる。このような開発で想起されるのは、秦為辰の開発である。

秦為辰の開発とは、11世紀後半の「領主的な大規模開発」による「公田の再開発」の典型とされるものである。播磨国大掾秦為辰は、承保二年（1075）の秦為辰の解状によれば「私力でのべ五千余人の労働力を動員し、荒井溝長さ三〇町余を修復し、荒田五〇町余を開発した」というものである⁴⁸。足守庄の開発主体もこれと同様に、在地の有力領主、おそらく秦為辰のような郡司か在庁官人として公権力を背景にできた人々であろう。それは『善家秘記』に出てくる、足守郷を本郷として備前国府の少目の役職を銭で買う程の「富豪の人」であった賀陽良藤や、良藤の兄で賀陽郡の大領である賀陽豊仲に代表されるような、加夜国造の系譜を引く在地の有力豪族であった賀陽氏の一族と考えられる。そして足守川からの取水路の修復と「半刀池」の築造による再開発を根拠に、条里水田域の領掌化が行われたと想定される。ただ、このことは開発の主体が条里水田分布域であることから、足守郷域一円の領掌ではなく「別名」或いは

「保」として私領化されたものであったと考えられる。

足守庄に関する史料は絵図の他に幾つかある。1つは『生石莊田堵賀陽清仲解』（第五章参照）で、これは絵図作成時の翌年の嘉応二年（1170）のものであり、足守庄内の「不本山」付近の田畠を所領としている生石庄の田堵である清仲が「領家の命に従わず、その所當（年貢）を納めてなかったもので…この解で、今後そのようなことのないようにと誓っている」という内容で、足守庄立莊の翌年に書かれており、両者に密接な関係があることが推定される。

もう1つは『梶原景時書状』（第五章参照）で、これは後白河法皇が神護寺に足守庄を寄進した元暦元年（1184）に梶原景時から僧文覚に送った書状で、足守庄内に宗先生宗資の所領の田畠があり、それを「神護寺にたいして右の所領田畠だけは別結解にして貰いたいと申し入れ」したものである。

このうち清仲の所領である「不本山」は、西岡虎之助氏により絵図中北半に描かれた「穗本山」に比定されている²⁸。『生石莊田堵賀陽清仲解』に記された内容でも畠の比重が目立つことから、清仲の所領は山稜部から扇尖部の地形上にあったものと推定され、西岡氏の比定でも矛盾はないようと思われる。つまり、賀陽清仲の所領は山稜部から扇尖部に位置し、現在見られるような高い強固な堤をもった溜池ではなかったかもしれないが、山麓部に溜池を設けて開発したものと思われる。絵図を見ると、山間部に寺社が幾つも描かれており、これらの分布はこういった扇尖部の谷筋を単位とした開発の拠点となっていたことを示していると考えられる。

そうすると、一円地として莊園化される以前の足守庄域内には、在地の有力領主で郡衙、国衙の公權の地位についていたと予想されるものによる大規模な公田の再開発と、扇尖部を地形単位ごとに開発していた小領主層による開発が並存していたという図式が浮かび上がる。

そして、小領主は池を築造し用水も独自の開発で手に入れていたため、大領主とは相対的に自立していたものと考えられ、清仲がそうであるように、小領主の開発主体者は在地ではなく、他地域を基盤とするもの場合も多かったと思われる。そのため土地そのものに対する領有権については、在地の大領主と比べ相対的に低かったとも考えられる。また、「半刀池」が扇端部上に位置する水田の灌漑と最も密接な関係があり、この部分が地形的に扇尖部上の小領主層の開発地と接することから、大領主と小領主層の対立が表面化しやすい場所であったといえ、絵図の中で「半刀池」が強調されていることもこのへんの事情を反映していると考えられる。そこで、在地の大領主はこういった小領主との対立を併呑し、さらに足守郷を一円地として領掌するための手段として、後白河院府への寄進を実現させたのではないかと考えられる。このことは大石直正氏の指摘する「中世の莊園の主要な形は寄進地系莊園であるが、その成立の契機をなす所領寄進は、在地領主相互の争いに発する」ということと符合する。

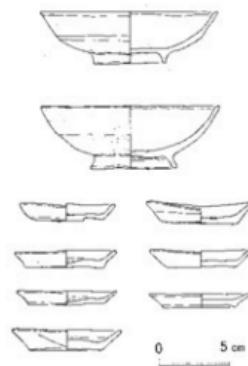
ただこの寄進は、その動機からも小領主層との軋轢は生じやすく、清仲の場合は寄進後1年

間程は頑強に抵抗したものと解釈される。宗資の場合は後白河院庁へ寄進された折りに一円地のなかに取り込まれた所領を、足守庄が後白河院庁から神護寺に寄進された機会に取り戻そうとしたものと解釈される。しかし、清仲は「弁進仕るべく候」といっており、宗資は「年貢の結解という経済上の事項だけに限り、その他に至っては擧げて神護寺の知行に委ねた」²⁰ということから、一円地として莊園化した在地大領主の思惑は一応成功したといえる。

足守庄の成立をこう考えてみると、絵図が莊園の境界を示す領域図であるにもかかわらず吉田敏弘氏の指摘するように「四至の景観が不分明となっており…絵図の表現の重点は境界よりも莊域内部」²¹、即ち条里水田分布域におかれているということの意味は、大領主の開発地を莊園内の主体として強調し、それを足守庄を一円地の莊園化にした根拠にするといった点にあったと考えることにより説明できるのではなかろうか。

では一円地として莊園化されてから、領主と夫々の水田で耕作している農民層との関係には変化が生じたかどうかということについてを若干考えてみる。清仲の所領との位置関係から、絵図に於いて山間部に散在するように描かれている寺社を、小領主層による扇央部開発の拠点的役割を有するものとして考えた。扇央部の田畠の耕作は、清仲の場合をみると地元の作手に行わせていたとも考えられ、山間部の寺社は小領主と作手との「相語らう」場²²であったと思われる。そうすると、条里水田域内唯一の寺として、かなり大規模に強調されて描かれている「延寿寺」²³も、それらと同様にこの地を領掌している大領主と作手との「相語らう」場であったと考えられる。

ところでこの「延寿寺」の廃絶と足守庄の一円地化は、密接な関係のあることが発掘調査により確認されている²⁴。それによると、「延寿寺」が廃絶して一般集落となった時点の上墳墓に供獻された土師器の椀（図54）が、小丸山遺跡の土器分類の後3期に相当し、これは12世紀第三四半期に予想される²⁵ことから、足守庄が後白河院庁に寄進され一円地の莊園となった直後に「延寿寺」は廃絶したということになる。つまり一円地として莊園化した大領主は、小領主に対する領有権を確保しただけではなく、一般農民層に対する支配権も掌握したと思われ、それが「相語らう」場²⁶の廃棄に示されていると考えられないだろうか。そして山間部の寺社の殆どが現在まで続



第54図 延寿寺跡第2次調査土墳墓出土土器

いておらず、多くはその跡地さえもわからないことも「延寿寺」の廃絶と同様に理解される。ただ山間部の寺社のうち、「暦応元年戊寅十一月二十二日」「王子□□□」銘のある石造宝殿で有名な王子堂など、若干その存在の伝わっているものがあり、それらは扇中央部が池を築造することによりある程度自己完結的な開発ができるという性格から、足守庄立莊化以降もこの原理に依拠した開発が存在したことを示唆していると受けとることができる。

次に、絵図の描かれた時点での莊園内部の水利構造が、絵図にどのように表現されているのかという点を若干確認しておく。莊園内の水田を維持するための重要な地点には、庄域内北半を潤す植川用水の取水部、半刀池、庄域南半を潤す上土田用水の取水部があげられる。絵図に於いてこれらの地点はどのように表現されているのだろうか。半刀池については、先に触れたように強調されて描かれているが、水路については殆ど描かれていません。一方、莊園内の在家の様子は克明に描かれている。これらの在宅をよくみると、幾つかのタイプに分けられ、それらを意識的に書き分けた可能性が想定される。即ち絵図に描かれた在宅は4つの要素で構成されている。それは棟を強調しているものといないもの、庇状の軒を表現しているものとしているものである（図55）。このうち棟を強調しているもの（A）は、絵図に描かれた40軒の在宅のうち8軒だけです。一般の家屋とは異なった性格が推測される。そこで棟を強調した在宅の分布をみてみると、吉田山南



A (棟表現のあるもの)
B (棟表現のないもの)

第55図 絵図の在宅分類図

麓、八幡山南麓、福岡山南麓、稼山の北側、延寿寺周囲に存在することがわかる。このうち、吉田山南麓は植川用水取水部の対岸、八幡山南麓は半刀池の西側、稼山の北側は上土田用水の取水部の位置に対応していそうである。つまり棟を強調した在宅は莊園内の水田を維持するための重要な地点と一致、あるいはそれを意識した位置に描かれている。

また棟を強調した在宅が絵図内で特別な意味があったとする、八幡山南麓には棟を強調した在宅が3軒もあり、これは棟を強調した在宅の4割近い比率を占めることとなる。これは付近に半刀池を築造していることや、庄域を南北に走る街道と接しているという交通路の要衝であるという点とあわせて考えると、この地点が足守庄の中心であったことが推定されるのである。

(5) 足守庄域での開発の諸段階

今回の発掘調査により検出された遺構面と足守庄域の地形、条里地割、小字名などから、当庄域の水田を中心とした開発景観の変遷の概略をまとめてみたいと思う。

I 期

弥生時代前期を中心とした時期で、縄文時代晩期には北部九州から瀬戸内海沿岸地域の各地で稲作受容の痕跡が見つかっている。しかし最近では青森県弘前市の砂沢遺跡⁶で前期の水田遺構が検出されており、九州から東北にいたるまで水田稲作が行われていた時期といえる。

足守川流域の沖積地上でも、縄文時代晩期や弥生時代前期の土器を出土する地点が幾つか確認されており、岡山市吉備東山遺跡⁷のように弥生時代前期前半頃の高橋編年のI a、I b期⁸、藤田編年の前半a⁹、正岡編年のI-1様式¹⁰、高畠編年のI-1様式¹¹に対応する土器を伴った水田遺構を検出した遺跡もある。当庄域ではこれまで同時期の遺跡は確認されていなかったが、今回の調査で東側山稜裾部に形成された扇端部と氾濫低地部との境の自然堤防状の微高地に縄文時代晩期と弥生時代前期の土壌を検出しておらず、付近で水田を営んでいたのは確実である。

この時期の水田の形態を示す具体的な遺構の調査例は、かなり蓄積されつつある。それによると排水に主力をおかなければならぬ湿田形態のものや、給水に主力をおかなければならぬ乾田形態のもの、或いはそれらの中間的な形態のものなど、今日水田を分類する上で指標になる形態は既に存在していた。つまり地形環境に対して、その開発、維持の方法を選択できる柔軟性をもった完成された水田経営が、稲作伝播当初から備わっていたと考えられている¹²。そうすると、水田開発を規定する主要因は水田に注水される水源の灌漑量で、具体的には水路の開発と維持の主体である労働編成の規模にあったと推定される。

そう考えて当調査区周囲のこの時期の景観を推定すると、まず岡山市津島岡大遺跡や同百間川原尾島遺跡、守山市服部遺跡のような「緩やかな傾斜地を利用したもので…水田区画…は等高線に左右されて不定形となる」形態の水田が²⁸、湧水帯があり洪水の被害を受けにくい扇端部に形成されていたと考えられる。そしてその一方で、吉備東山遺跡²⁹（図56）で検出された、微高地と微高地の間の狭小な低位部に水路を掘削して造成した水田、或いは津島遺跡³⁰で検出された微高地から低位部へ変換したところにある強湿性の上層に造成した水田も、当地域の氾濫低地部に存在したのではないかと考えられる。そしてより安定した生産とその拡大を扇端部で行なながら、周囲の低位部の開発も徐々に行っていたと考えられ、古墳時代初頭頃には鶴免遺跡³¹（図1）のように氾濫低地中央部にまで遺跡が形成されることになる。

ただし図2や図47をみると、足守庄城の氾濫低地と比べ門前以南の足守川中流域の氾濫低地の傾斜角度は緩くなっている、両域の氾濫地上での遺跡の展開状況は異なっていたと思われる。つまり傾斜角度の緩い足守川中流域の氾濫低地の方が足守川の流速が遅く、そのため広く安定した微高地が発達し、氾濫低地部の開発がより早くから行いやすい条件に恵まれていたと考えられる。



第56図 吉備東山遺跡水田遺構図(註28一部改変)

II 期

古墳時代前期の時期で、当調査区では流路しか検出されていないがこの流路には部分的にクイを打って補強していることから、調査区西側の氾濫低地部の水田への灌漑を行っていたものと推定される。図57は調査区周辺に10cmコンタを記入した図である。この図に示された微地形から、この流路は山稜部から流れてきたことが想定される。そうすると、この流路は主に扇端部の水田の用水路として用いられ、その余水を氾濫低地の水田へ送っていたと考えられる。同時期の鶴免遺跡³²が氾濫低地中央部に位置することからも、山稜部からや足守川の支流のような自然流路を水源として、効率的な水配りを行って水田の開発域が拡大されてきていることがうかがわれる。

III 期

古墳時代中期後半で、5世紀末から6世紀初頭の時期である。当調査区で東側の扇端部に形

成された水田の西限を検出した。これは当調査区が地形的に扇端部と氾濫低地部の境に位置することから、この時期にはほぼ扇端部全体の水田化が達成されたと考えられる。そして記紀に於いてこの時期に造池記事が目立つことから、実際も造池をした水田開発が盛んに行われていたという意見もある⁵⁰。しかし廣瀬氏は、それを具体的な調査例から否定している⁵¹。ここでもⅡ期の流路がこの時期以前に埋没していることを、流路の方向が変わった或いは上流に造池したこととも考えられるが、むしろ扇端部の



第57図 調査区周辺地形図

水田への効率的な給水が行われた結果と考えたい。そしてこれには、「より多量の水を制御して用水路へ導くことができた」という合掌形に材を組み上げた強固な堰の構築⁵²などが想定される。またこの時期の開発の基底には、都出比呂志氏の指摘する5世紀中葉に於ける鉄製のU字型鎌、鋤先の出現というような農具の機能的な改善と普及も存在している⁵³ものと予想される。

ただこの水田は6世紀後半には放棄されている。しかし背後の山稜部に数多くの当該期の古墳が築かれていることから、これは扇端部の水田全てが放棄されたのではなく、この部分が扇端部を開発した場合の最大限水田化できる部分であって、気候環境等の要因による用水の不足

といった場合にはまず最初に放棄されうるような、比較的不安定な要素のある水田部であったからと考えられる。

つまり5世紀末から6世紀初頭の時期に、当庄域内でのI期以来の湧水や流路を統御、利用した水田開発は飽和点に達したと考えられ、それは扇端部背後の山稜部に爆発的な数築かれる横穴式石室をもった古墳の時期の若干前の時期に相当する。

IV 期

奈良時代で、調査区からは水田の痕跡は認められない。ただ微高地部が畠地として利用されていた。つまりこの時期は、氾濫低地部を面的に開発するための水源が確保されておらず、水田のあり様はIII期と基本的には変化がなかったと考えられる。

ただ当調査区で検出された畠については、在地農民層の行った自主的な開発と考える以外に「律令=田令の規定…の畠には令外の制として『格々』によって定められた雜穀類の栽培地たる陸田の制」に相当する

中央政府からの「対窮乏一備荒政策」によつて造成された畠⁹とも考えることもできる。部分的にしか検出できなかつたが、この畠は2本の平行な溝を単位とするなど極めて規則的な形態であった可能性があり、しかも溝には掘り直しなどは認められず長くは維持され



第58図 総社盆地における用水路網(註43一部改変)

なかったとも思われ、後者による開発の可能性を考える余地もあると思われる。

V 期

平安時代前期、9世紀から10世紀にかけての時期である。足守庄域での水田開発の画期である。それは足守川という河川から直接取水する水路の掘削と堰の構築、そしてその水路を用いて氾濫低地を一面的に水田化し、条里地割を施行したことである。この開発により当域の水田は飛躍的に増大した。

この時点では、山稜部からの水源による扇端部の水田と足守川からの水路による氾濫低地部の水田といった、水利システムと水田の立地する地形に規定された水田経営の2相が現出し、基本的にこの景観が現代まで再開発を経ながらも維持されていく。つまり現在の足守庄域の水田景観の大枠はこの時期に完成されたのである。

V期以降

足守庄立庄の大きな要因となった足守川からの取水路の再開発や、絵図に描かれた「半刀池」のような池を築造し新たな水源を確保するような開発、再開発を氾濫低地では経た一方で、扇央部には新たな水田造成部分の出現がみられる。しかし基本的にはV期の景観が現在まで維持されてきた。

ただ足守庄の立地する足守川、高梁川流域の沖積地全体をみてみると、足守川、血吸川、砂川クラスの小河川や溜池によって灌漑している地域と、高梁川という大河川から直接取水する用水路によって灌漑される地域とに分けられる。原秀徳氏の作成されたこの地域の用水路網図をみると（図58）、前者は基本的に「条里型土地割」に規定された用水路であり、後者は「非常に乱れた用水路網」という特徴が看取される⁹。そして前者は沖積平野縁辺部、後者は沖積平野中央部で前者より低い位置を中心とし、より広い面積を占めている。後者の高梁川から直接取水する用水路とは、東岸の湛井堰より取水する湛井十二箇郷用水のことである。

湛井十二箇郷用水とは高梁川から東へ流れる旧流路を利用していける用水路で、備中国南半の大半の地域を涵養している。開削年代については源平争乱の時期、平家方の武将として『平家物語』『源平盛衰記』にててくる妹尾太郎兼康が、堰を現在の位置に付け替えて用水路の開削や整備を行ったという伝承が、慶長十七年（1612）の『備中国賀陽郡湛井川用水水掛り之事』に書かれており、これが最も古い記録で、その他明確なことはわからない¹⁰。

ただ用水網の形態差や、開発地の海拔高度の違いや、足守庄に於ける山際の扇状地から氾濫低地への面的な開発が海拔高度を下がりながら段階的に行われていると把握されることから、小河川により灌漑される「条里型土地割」の分布地域と、そこより低位部に位置する十二箇郷用水路による灌漑地域とは開発時期が異なると思われる。つまり前者は、足守庄との関連から平安時代前期、後者は平安時代前期以降の時期と考えられる。

後者については、高梁川と同じ大河川である吉井川や旭川に対する治水工事の記録が12世紀中頃からみられること¹¹から、直ちに妹尾太郎兼康とは結びつけることはできないにしても、平安時代末の時期の開発であった可能性が高いと思われる。そして現在の湛井堰のプロトタイプ的な井堰が、『延喜式』記載の堰の記事や妹尾太郎兼康の伝承などからすでに平安時代の当初から存在していたとも考えられているが¹²、むしろそれは小河川クラスの規模であった高梁

川分流に対する統御であった可能性が考えられる。つまり高梁川、足守川流域は、V期に於ける小河川の統御という画期の次は、12世紀段階で大河川の統御を行ったことが上げられ、当該域全体の現在の水田景観は基本的にはこの時期に完成したといえる。

ところで、足守庄域は近世に至っても潜在的な水不足が存在しており、水争いが頻発していた。近代に於いて、足守川上流に黒谷池がつくられたことにより、足守川の水量が飛躍的に増したため当庄域の水不足は解消された。さらに農業の発達により水田を常に冠水させて除草効果を高める必要もなくなり、水田に必要な水量も減った。足守川から直接取水する用水路を開削して以来、求め続けられた新たな水源確保という開発方向はここに充足されたといえる。

しかし現在、水田耕作を阻害する新たな要因がでてきている。即ち施策的には1971年以来からの作付け制限と転作による生産調整といふいわゆる「減反政策」。また国際的にはアメリカ精米業者協会（RMA）の提訴以来ガット（GATT）での多角的貿易交渉による、ダイズ、蚕糸、バナナ、砂糖、木材、レモン、牛肉、オレンジの貿易自由化と同列に主食であるはずの米があげられ、もし自由化されると価格的に不利な国内産の米の生産を逼迫することが予想される。そして農家の内情としては、投資に対して回収率の割合の少ないと起因する後継者不足といった問題が慢性化してきている。当該域でも耕作されていない田や耕作する農業就業者の高齢化が目立ってきており、こういった現状は、稲作伝播後不断の努力により獲得され継承してきた世界的な「農業文明が始まって以来」の「歴史的に最高のシステム」⁹が、新しい画期を迎えたということなのだろうか、それとも単に水泡に帰す危機に瀕しているということなのだろうか。

平成5年秋、日本列島を席巻した大凶作、そして米不足は、日本人の食を支え、日本文化の根幹に位置付けられる稲作に対する認識を確認する契機として受け止めなければならないと考える。

II. 条里地割の施行について

足守庄域の条里地割が、平安時代前期の時期に施行されたことが今回の調査成果から予想された。そして当庄域と方向を同じくする条里の連なっている阿曾郷、服部郷のうち、十二ヶ郷用水である皆田用水の水掛かり域以北地域の条里や、同様に十二ヶ郷用水の水掛け域以外の周囲の「条里型土地割」の分布する部分についても小河川の統御の問題と絡めて、同時期の開発であることを推定した。

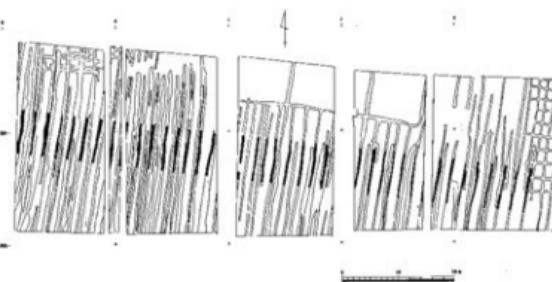
そこで県下のある程度面的に確認されている条里関係の発掘調査の成果を概観し、当庄域で

の条里施行との関係を整理してみたいと思う。ただ条里地割の初源を示す遺構は、繰り返し同地点で耕作が行われていることが多いためか、現水田面でみられる程には残存状態はよくない。また水田が生産遺跡であるという性格上、水口祭祀などの水田に付随する遺構に伴った遺物を得ない限りは年代を決めるることは容易ではない。それと遺跡の立地する微地形の違いによっては、同地域であっても開発時期の異なることも考えられ、より多くの調査地点での確認が必要といえる。さらに当地域の平安時代前半の土器編年が知見に上がる資料数の制約もあり明確でない点も多く、まして実年代との対応関係にはかなりの幅をもたせてみなければならぬ。以上のような制約が前提となるため、かなり大雑把な見通しとなる。

<条里関連遺跡の概要>

百間川兼基遺跡⁵⁹（図59）

旭川の放水路である百間川の改修工事に伴って調査された遺跡群の1つで、1978～1981年の発掘調査の結果、現存する正方位の条里方向の地割と一致する方位の畝状遺構が検出された。時期は出土遺物から下限を平安時代末に推定されている。



第59図 百間川兼基遺跡畝状遺構

津島岡大遺跡⁶⁰（図60）

岡山市津島中、岡山大学津島地区内に位置する遺跡の調査で、現存の条里の坪境の位置に一致して東西に流れる溝や、整然と区画割りされた畠畔の伴う条里水田と考えられる水田面を検出している。これらの時期については、溝埋土中や水田耕土から出土した土器から9世紀から10世紀の年代が推定される。この水田面については、下層で検出されている水田とは異なり

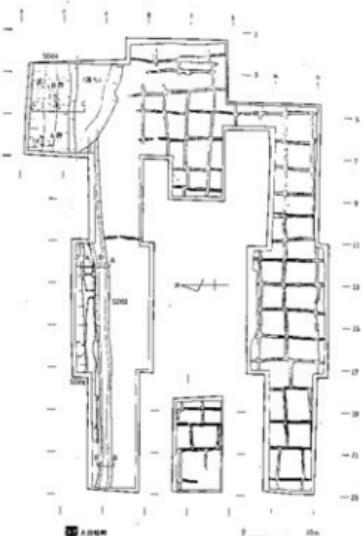
「地形の改変と方位に沿った区画の設定・大規模水利施設の出現」⁵³といった水田開発に於ける画期的あったことが指摘されている。また現況条里の坪境と一致する同時期の溝が幾つかの地点で確認されている⁵⁴ことからも、大体この平安時代前期の時期に条里方向と一致する地割がこの周囲に於いて施行されたと推定される。

南方釜田遺跡⁵⁵（図61）

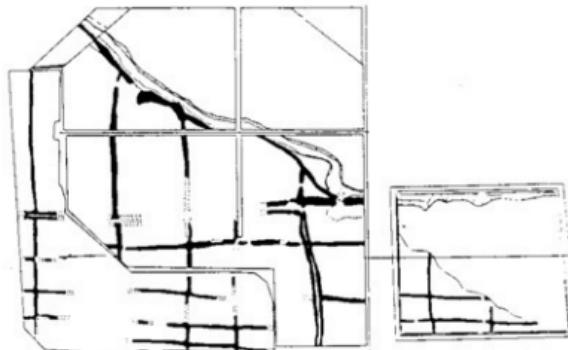
岡山市南方三丁目に位置し、直線で津島岡大遺跡から南へ約1.3kmの距離になる。福武書店本社ビル建設に伴って約4000m²の面積が調査され、条里方向に沿った地割の水田面が数枚とらえられている。そのうち最も古い水田はH層水田とされるものである。H層中同様の地割である水田が4面検

出され、そのうち比較的景観のよく残っていたのはH層上層II水田である。H層上層II水田は調査区内で水田化されていない微高地部と共に検出され、微高地部と水田の間には水田部への給水を目的とした溝が、条里方向に沿い微高地部をカットして横断している。検出した畦畔は微高地付近については微高地基盤上層を削り出しているが、それ以外については上層の水田造成の際に削平されているため、当該水田耕土上面で微高地基盤土層を削り出した畦畔の延長上に延びる酸化鉄分の集積を畦畔としてとらえた。そのため酸化鉄分集積部分の畦畔については、耕土の残存していない水田のものも含めて幾つかの水田畦畔が重複している可能性もある。

この水田面の時期については、水口から纏まって検出された水口祭祀に用いられたと推定される土器群によって知ることができる。それらは完形の丹塗りの土師器壺1とその破片が3、頸部を打ち欠いた須恵器の長頸壺で胴部にハート形の透かしのあるものが1、高台のある須恵器の壺の破片が1、置きカマドの破片が1で構成されている。このうち丹塗りの土師器壺は口径12cm、高さ2.8cmで底部に指頭圧痕が多数認められる。須恵器の壺の高台は高くしっかりしており、断面形も台形に近い。これらの土器は9世紀後半から10世紀の年代が推定され、そのことからH層上層水田の年代は厳密にはそれを下限にした時期と考えられるが、溯る時期の遺物が殆ど含まれていないことから上限についてもそれ程隔たりのない時期が推定される。また



第60図 津島岡大遺跡



第61図 南方釜田遺跡H層上層II水田遺跡

同層下部の条里地割である水田面にもそれ程遡る時期を示す遺物は含まれていない。

H層上層水田と、津島岡大遺跡で確認された条里地割初源の時期が比較的近い時期であることから、両遺跡の位置する旭川西岸に於ける現存条里地割の出現時期が少なくとも平安時代前半までは遡ることが推測される。

この他、現況で条里地割のよく残っていた目木条里²⁸や美野条里²⁹の発掘調査では、いずれも中世以降の開発であったという結果であり、また二反田B遺跡³⁰のいわゆる「苦田郡郷村條里跡」³¹でも発掘調査の結果、同様に中世以降の開発の可能性が高いという。これらのことから、県北部や山間部の平野の開発については、現況で県南部の広い平野と同様に条里地割の残る地域であっても時期が下がる可能性を考えられ、条里地割施行の初源を考える上では少なくとも県北部、山間部と県南部の大平野とは分離して考えなければならないことが示唆される。

<条里地割施行の時期>

足守庄関連（足守幼）遺跡、津島岡大遺跡、南方釜田遺跡の調査成果から、県南部の大平野での条里地割の施行時期が9～10世紀であることが推定される。そして高梁川、足守川流域での条里地割の施行が、足守川クラスの小河川の統御による条里型の用水路の開発と不可分の関係にあったと予想されることから、旭川流域についても同様に旭川の分流である西川などの中河川クラスの流路の統御と関係している可能性も考えられる。

条里地割の施行時期については、全国各地の発掘調査の成果により様々な答えが報告されて

いる。それらを大別すると、まず⁷～⁸世紀の時期とするもので南山城の長岡京⁹や大阪平野の長原遺跡、城山遺跡¹⁰や奈良盆地の長塚遺跡¹¹、海知遺跡¹²の例がある。ただ南山城内の他の調査成果¹³や、大阪平野内の池島遺跡¹⁴などの同地域の他の遺跡の成果では平安時代に下がるということが指摘されており、また奈良盆地の長塚、海知両遺跡とも「正向地割溝の埋没後に斜向地割が施行」¹⁵されており、遺跡の立地する微地形環境との関係も含めてより多くの資料で時期と地割の方向性を再確認する必要があると思われる。次は⁹～¹⁰世紀の時期とするもので、奈良盆地や近江の針江遺跡群¹⁶や越後の一之口遺跡¹⁷、越前の上荒屋遺跡¹⁸などの比較的広い範囲で認められる。特に越後の場合は条里方向に規制された村落の出現や官衙の衰退と関連させて理解されており、坂井氏はそれを「王朝国家（型）村落」の成立と指摘し、条里地割の施行についてもその主体は律令国家に統く王朝国家であることを示唆している¹⁹。次は¹²～¹³世紀で、この時期に属する例も比較的多く、条里地割の初源であるかどうかは別として、水田開発の1つの画期ではあると思われる。

水田遺構の評価については「どこまで掘ればどこまで発言できるという目安が難しい」²⁰という指摘があり、地割や水田そのものの初源期を求める場合などは特にそのことを痛感する。しかし全国的な調査成果からみても、県南大平野に於ける条里地割施行の時期が平安時代前半とすることに大きな齟齬はないと思われる。

現況で見られる条里地割の完成過程の理解には、比較的かぎられた地域の地割が徐々に増殖していった結果というものと、ある一定の広がりをもった条里地割の開発を契機としたものとの大きさは2通りが考えられる。部分的に⁷～⁸世紀の条里地割の認められるという大阪平野や長岡京、奈良盆地の場合は前者である可能性がある。しかし、足守庄の調査成果から予想される⁹～¹⁰世紀の中小河川の統御を伴った条里地割施行のメカニズムが、岡山県南平野部での条里地割の初源であったとすると、当地域の場合は後者であったと考えられる。

＜条里地割施行の歴史的背景＞

岡山県南部の大平野に於いて施行された条里地割の時期が、どの程度全国的な普遍性をもっていたのかはもう少し資料が増加しないとはっきりしないが、当該時期の条里の初源例が近江、越前、越後と全国的な範囲で認められており、ある程度の普遍的な条里的施行を平安時代前期に想定してもよいように思われる。そこでこの時期の条里地割の施行を作った開発の歴史的背景を若干整理しておきたい。

足守庄域の条里水田の開発が、足守川から水路を開削する大土木工事であったことから、これは国家的規模の大開発であったと推定される。そしてこの開発は表面的には国家収入の増大をもたらし、他面的には『新猿樂記』にててくる大名田堵田中農益のような有力農民などの富豪層を成長させる基盤となった。

この開発の行われた9～10世紀は、一般的に律令国家から王朝国家への移行期にあたると考えられる。王朝国家とは「律令国家から中世国家へ移行する過渡期にあらわれた国家」で、「その成立は十世紀初頭」とされる⁹。ただ王朝国家を律令国家と同様に体制として把握してよいかどうかや、院政期をこの概念に含むかどうかなどは統一されていないようである。しかし基本的な理解としては、律令国家が地方行政を中央集権的に把握しているのは異なり、王朝国家期は「国司が国内支配の実権を中央政府から委任」¹⁰され、「中央政府は地方行政に細部にわたる指示を下さ」なくなる¹¹。こうした国司への権限委譲の代わりに中央政府は国司に一定の貢納物を請け負わせるのである。そのため国司は「臨時雜役の賦課、免除」は自分の裁量で「決定できた」のである¹²。そして税徵収の仕方も変化する。即ち八世紀後半以来の課役を免れるための一般農民の浮浪や逃亡、戸籍の偽造といったことにより「人を単位に賦課されてきた正税出舉がうごかすことのできない土地を単位に課せられ」るようになった¹³。それまでの戸籍に記載された「戸」に対する課税から「土地を基礎として成り立つて」いる「支配=徵収の単位」である「名」に対する課税に変化したのである¹⁴。このような人頭税から土地税への変化の契機の1つは「弘仁十三年（八二二）の河内国において」実施された「耕作地一町につき三〇束の出舉」を行ったという営田設定があげられ、これ以降「こういった土地に賦課する方法」は「しだいに全国にひろがって」いくようになる¹⁵。

このように国司が主体的に地方行政を掌握し土地税を主体とした王朝国家の成立が十世紀初頭であるのなら、これは条里地割の施行を伴った大規模開発の時期と重複或いは若干後出する時期にあたる。そうすると条里地割施行を伴った大規模開発が王朝国家を成立させた諸前提の1つに意義付けられる可能性が推定されてくるのである。そこで王朝国家期直前である九世紀の国司の動向を概観しておく。

王朝国家期直前の「九世紀初頭から中頃に至る間に限られ」¹⁶て「名声と実績をのこす」国司の活躍が「薨卒伝」として正史に記されている¹⁷。業績の具体的な内容としては、勸農を行う場合と弛緩した地方行政を立て直す場合とがあった。特に前者については国司主導の水田開発と考えられ、関口明、追塙千尋氏が指摘するように九世紀初頭から中頃にかけてが非常に多い¹⁸。例えば日本後紀の弘仁二年（八一一）条にある、大伴宿禰今人が「備守の時、百姓の嘆々たる非難をあびながら、掾河原連広法とともに山を穿ち、磐を破って大渠を開き、最後には多くの利益をこうむった民から称賛され「伴渠」といわれた」ことなどがそれにあたる¹⁹。

こういった九世紀初頭から中頃にかけて文献上に多くみられるような国司主導の大規模開発が、条里地割りの施行を伴った大規模開発に相当すると予想される。そして条里施行の目的も、土地を税徵収の基本として把握するために必要な施策であったと考えるのである。

つまり国司主導の大規模開発による公水の掌握と水田数を把握するための条里地割の施行が、

国司を地方行政の主体ならしめる根柢となり、それが地方行政を担った国司を基盤に構成される王朝国家出現の諸前提のうちの1つであったと推定するのである。さらにこういった開発の労働力は、直接その開発地を耕作する農民層によって担われていたと思われ、そのためその労働編成が「戸」に代る微税組織である「名」の構成に寄与した可能性が推定されるのである。

ただし、農民層にとってもこの開発で得られた耕地と土地を主体とした税徵収のあり様は、それまでの共同体的な所有の延長にあったと思われる律令国家による独占的な耕地の掌握とは異なった、耕地の占有化の方向を與えずにはいられなかったと思われる。このことは発掘調査によって明らかになっている八、九世紀の集落が、不均等な規模の住居で構成されていることから導かれる古代村落内の階層分化の現象に結び付けられ¹⁹、文献的には九世紀の史料にみられるようになってくる「富豪」という有力農民層の出現と対応していると考えられる。そして「九世紀後半」になると、この富豪層は「群衆を組織」したり²⁰「主体的に権門と結びつい」たりして「国衙に対立」するまでに成長するのである²¹。

以上のように平安時代前期に行われた条里地割を伴った大規模開発を律令国家期から王朝国家期にかけての国司を主導とした開発に相当すると予想した。しかし現在目にする条里水田の広がりに対して、発掘調査に於いて確認されている条里関係の遺構例は大変少なく、現況で推定した年代観についてもまだまだ根拠が薄い。さらに資料が増えた段階で、年代的な面や開発のメカニズムについて再検討したいと思っている。

III 現地に残る足守庄関連遺構概説（図版の補足説明）

1. 推定「大井御庄堺畏坂山丑刀勝示」、経塚遺構（図版19）

岡山市足守の深茂から筒井坂へ抜ける峠に存在し、東西約8m、南北約12m、高さ約2mの規模の方形の墳丘である。地元では経塚と言われている。絵図に描かれた「大井御庄堺畏坂山丑刀勝示」に比定され、岡山市教育委員会により発掘調査が行われた。その結果、勝示であることを示す積極的な遺構等は検出されなかったが、当墳丘が本来は弥生時代後期の墳丘墓であったことが判明した。しかし絵図に描かれた勝示との位置関係との類似から、当墳丘墓が後に勝示に転用された可能性は高いと考えられる。

なお当遺構脇の筒井坂へ通じる山道は現在舗装されてしまったが、足守庄から大井庄へ抜ける古道であったと思われる。

2. 推定「大井庄御庄堺藤木山丑刀勝示」、立石遺構（図版19）

経塚遺構から東へ4つめの尾根のつけ根付近に位置し、地元では立石と言われている。高さ

約2.2m、幅1.1m、厚さ30~90cmの頂部が尖った台形の立石とその背後にこの立石を支えるような直方体の石塊が3つ並んでいる。これらの石は岩盤に置かれており、周囲には近世において稲荷の小社として利用された際の石垣が残っている。絵図に描かれた「大井御庄堺藤木山」の勝示に比定され、岡山市教育委員会により立石周囲の発掘調査が行われた。その結果、勝示であることを示す積極的な遺構や遺物は検出されなかった。しかし絵図に描かれた勝示との位置関係と類似することや、「額安寺伽藍並条里図」に描かれている勝示の立石（石柱）とよく似ており、この立石が勝示である可能性は極めて高いと思われる。

3. 推定「阿曾郷堺大横山戌亥勝示」（図版20）

六道峠東側の山頂部に径約7m、高さ約1.5mの円墳状の高まりか、そこから東へ延びた尾根の鞍部にある径約5m、高さ約1mの円墳状の高まりが絵図に描かれた「阿曾郷堺大横山戌亥勝示」に比定される。後者には上部に祠が存在する。同じ稜線上には径20mの規模の円墳である宮路山古墳もあり、これらは古墳時代前半期の古墳群を形成していたと考えられ、そのうちのどれかが勝示として利用されたのかもしれない。

4. 王子権現石の宝殿と王子堂跡地（図版20、21）

岡山市下足守の山間部に位置する臨済宗守福寺に存在する王子権現を祀る大型の石造の宝殿である。この宝殿は大正年間に盜難にあい、それを守福寺の住職が買い受け現位置に置いたということで、本来は守福寺の墓地から谷ぞいに山上へ登る古道の端の、谷に面して長さ約20m、幅約15mに造成された平坦面上にあったらしい。絵図との位置関係から、この場所が「王子堂」に比定される。「王子堂」の下に描かれている「吉福寺」が守福寺の前身とも推定されるが、現況では根拠を見出だすことはできない。

宝殿は花崗岩製で、屋根正面は切妻の春日造、背面は寄棟造風に造った独自の様式である。正面入口は木製両開きの板戸を取り付けている。屋根と庇は一石でつくりだされ、方15cmの向拝柱を2本たてている。ただ庇部には軸受けの柄穴があるものの、柱には柄がなく、現在の柱は本来の柱を改変している可能性が考えられる。向かって右の柱に「曆応元年庚寅十一月二十二日」、左の柱に「王子□□□」の銘が刻まれている（第五章参照）。なおこの宝殿は国指定の重要文化財になっている。

5. 八満宮と背後の古道と鳥居（図版21、22）

岡山市下足守にある草守八幡宮が、絵図に描かれた八満宮に比定される。当地が戦国期に城砦として利用されたため、一国山の東南の位置に移動され、後の寛永三年にまた当地へもどさ

れたと言われている。また一説ではさらに昔には足守大神谷にあったとも言われている。絵図当時の遺構は殆ど残っていないが、絵図の八満宮の鳥居が東を向いていることから、現社殿の背後から半刀池跡へおりる幅3m程の道が、莊園東側を南北にはしる幹線道に接続する当時の古道であると推定される。

現葦守八幡宮南の参道入口に、右柱に康安元年（1361）銘の刻まれた花崗岩製の両部鳥居がある（第五章参照）。柱の前後に付く石櫓や貫は後補であるが、全体に保存は良好である。なおこの鳥居は国指定の重要文化財になっている。

6. 半刀池跡（図版23）

葦守八幡宮東側の山裾部で池田という小字名のある円弧状の水田（現在は休耕田）二筆が絵図に描かれた「半刀池」に比定されている。絵図の半刀池に小さな池が付随していること池に比定される水田も大小の二筆であることや、周囲の地形などから当地点が絵図の半刀池とすることに大きな矛盾はないものと思われる。ただ絵図の半刀池がかなり大きな池として表現されているにもかかわらず、半刀池に比定される水田の規模は長径約65m、短径約35mの規模しかない。全面が池として機能していた時点でも、八幡山北裾部の水田しか潤せなかったと思われる。因みに、かつて半刀池が潤していたと思われる水田は、現在三井谷からの用水で灌漑されている。

7. 福岡山（図版23）

三井谷西側にある冠山が絵図に描かれている「福岡山」に比定されている。絵図に於いて福岡山南麓に在宅が2軒描かれているが、当山が戦国期に城郭に利用されたため、かなり地形が改変されており、莊園当時の遺構は現地表からは確認されない。

8. 稜山（図版24）

冠山の南にある稜山が絵図の福岡山の南に描かれた無名の山に比定されている。現在頂部に径5～6m、深さ2m程の大きな竪坑が認められるが、そこから出土したもの等については伝わっていない。ただ地元には稜山を触ると祟りがあるという伝承が残っている。

9. 延寿寺跡（図版24）

絵図の左下に描かれており、庄域内に多数認められる寺社のうち唯一水田中にあり、しかも最も大きな規模で描かれている。このことは当寺が足守庄の内で中心的な寺であったことを示しているものと理解される。

岡山市教育委員会が推定地付近の確認調査を行った結果、寺域の周囲を画する溝のうち南側と東側の部分と、柱穴、池を検出した。寺に伴うと思われる剣菱状の退化した複弁に半球状の蓮花文と、重圈に囲まれた珠文帯の外区に複弁の木葉文状蓮花文の軒丸瓦が出土しており、このことから寺の創建が平安時代後葉と考えられ、さらに寺を廃絶して一般集落となった時点が鎌倉時代初頭と考えられることから、寺の存続期間は非常に短かったと推定されている。これは足守庄が成立して神護寺領として安定していく過程と一致することと考えられている。

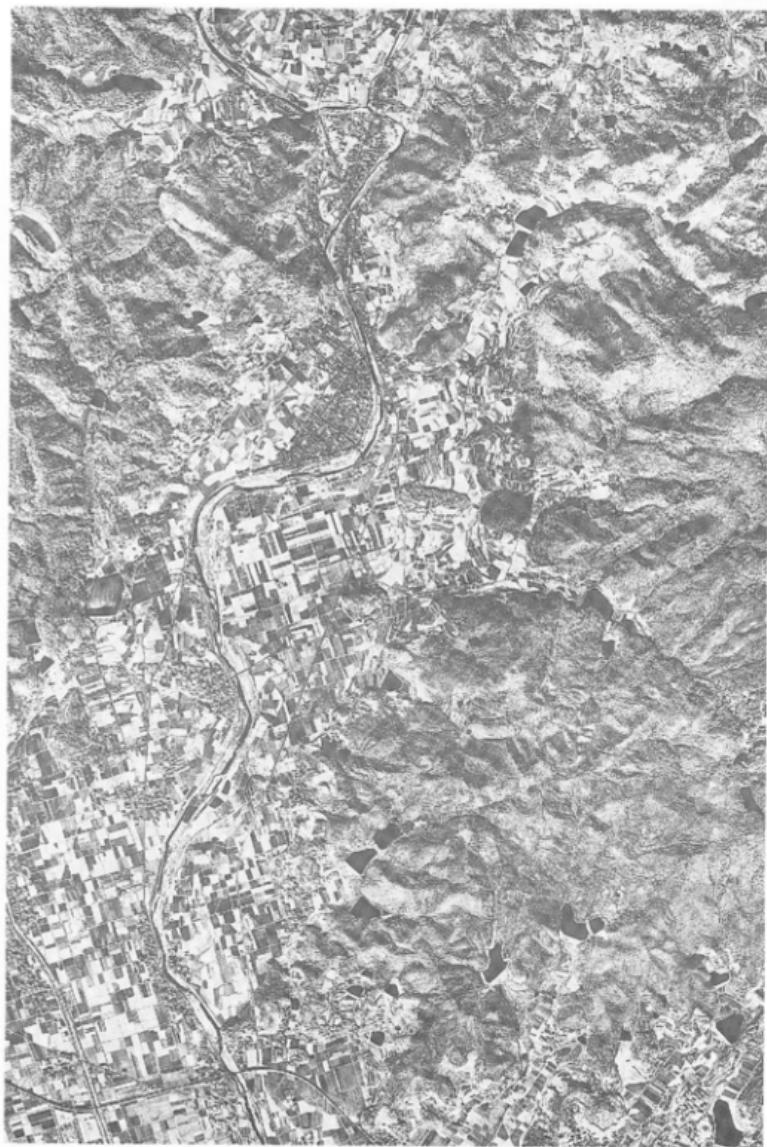
10. 推定「生石御庄堺堤田一条六丁作人永宗坪未申榜示」（図版25）

延寿寺跡の南で生石神社の位置する丘陵の北裾部に「庄境」という小字のつく水田が四筆認められる。この辺りはかつて足守村上土田と生石村下土田の境界にあたり、榜示と思われるような遺構は現地で見出だせないものの、絵図に描かれた「生石御庄堺堤田一条六丁作人永宗坪未申榜示」に比定される水田と思われる。

- 註 (1) 1988年岡山市教育委員会調査
- (2) 高木勇夫『条里地域の自然環境』古今書院 1985年
- (3) 1992年岡山市教育委員会
- (4) この数値は足守農協より教えて頂いた。
- (5) 岡山大学教育学部社会科研究室『陣屋町の研究－備中足守の場合－』 1960年
- (6) 永山卯三郎『岡山二於ケル条理の遺蹟調査報告』『岡山県史蹟名勝天然記念物調査報告』 1928年
- (7) 小字名を調べるにあたり村上幸雄氏に便宜をはかっていただいた。
- (8) 青山宏夫『足守庄絵図における二つの境界表示』『人文地理学の視圖』大明堂 1986年
- (9) 高重進『第二章第五節条里制』『岡山県史』古代II 岡山県史編纂委員会 1990年
- (10) 金田章裕『古代日本の景観－方格プランの生態と認識』吉川弘文館 1993年
- 註8
- 西岡虎之助『莊園史の研究』下巻一 岩波書店 1956年
- 藤井義・加原耕作『備中箕井十二箇郷用水史』箕井十二箇郷組合 1976年
- 永山卯三郎『岡山県農地史』岡山県農地改革記録編纂委員会 1952年
- 註5
- 木村茂光『第3章大開墾時代の開発－その技術と性格』『技術の社会史』第1巻有斐閣 1982年
- 註11
- 註11
- 註11
- 大石直正「莊園公領制の成立をどうみるか」『争点日本の歴史』4 新人物往来社 1991年
- 註11
- 吉田敏弘「中世絵図読解の視角」『絵図にみる莊園の世界』東京大学出版会 1987年
- 註15
- 註15
- 出宮徳尚『足守庄莊園遺構緊急調査延寿寺跡第2次発掘調査報告』岡山市教育委員会 1979年

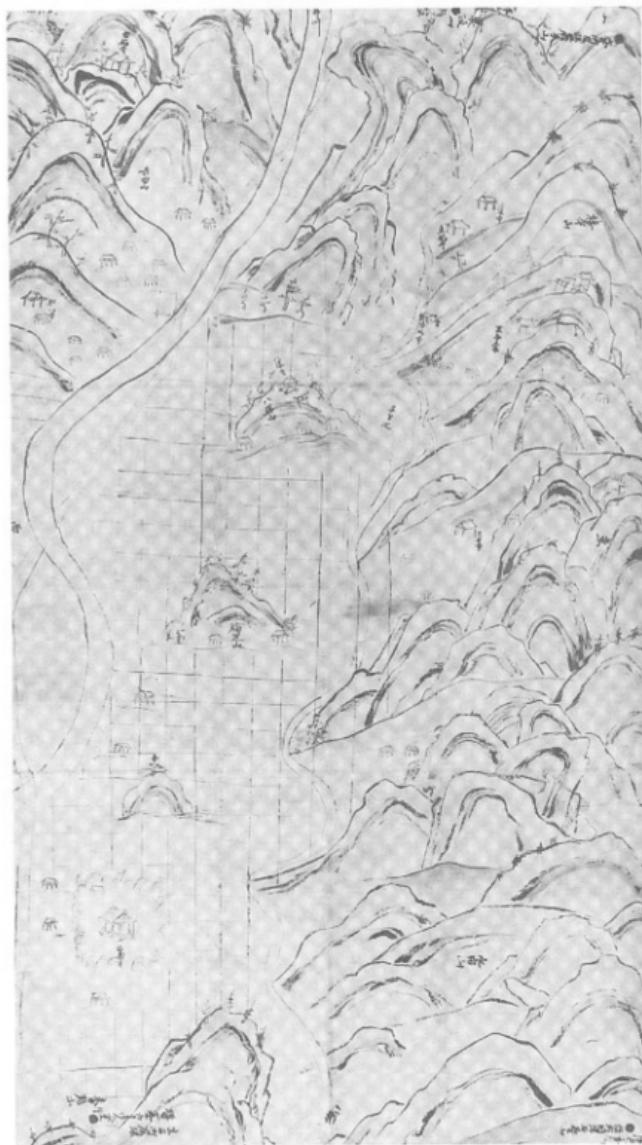
- 26 草原孝典『小丸山（中山中）遺跡発掘調査報告』岡山市教育委員会 1993年
- 27 註15
- 28 村越潔「砂沢遺跡」「弥生文化の研究」10雄山閣 1988年
- 29 神谷正義「最古の水田」「吉備の考古学的研究」（上）山陽新聞社 1992年
- 30 高橋謙「入門講座 弥生土器 山陽」「月刊考古学ジャーナル」173・175 1980年
- 31 藤田憲司「中部廟戸内の前期弥生土器の様相」「倉敷考古館集報」第17号 1982年
- 32 正岡謙夫「備前地域」「弥生土器の様式一山陽・山陰編一」木耳社 1992年
- 33 高畠知功「備中地域」「弥生土器の様式一山陽・山陰編一」木耳社 1992年
- 34 田崎博之「水田の登場」「古代史復元4 弥生農村の誕生」講談社 1989年
- 35 工業普通『水田の考古学』東京大学出版会 1991年
- 36 註28
- 37 註28
- 38 註3
- 39 註3
- 40 黒崎直「漁獵技術の展開」「歴史公論」第6巻第5号 1976年
- 41 広瀬和夫「古代の開拓」「考古学研究」第30巻第2号考古学研究会 1983年
- 42 黒崎直「大開拓の時代」「古代史復元6 古墳時代の王と民衆」講談社 1989年
- 43 都出比呂志『日本農耕社会の成立過程』岩波書店 1989年
- 44 宮本教「第二号章律令制の土地制度」「土地制度史」1山川出版 1973年
- 45 原秀徳『岡山県総社盆地における古墳立地と農業水利一古墳の立地に関する基礎的研究（2）』『商業史研究紀要』創刊号 1990年
- 46 註12
- 47 久野修義「治承・寿永の内乱と重源の活動」「図説岡山県の歴史」河出書房 1990年
- 48 註12
- 49 渡辺忠世「日本から水田が消える日」岩波書店 1993年
- 50 高畠知功編「百間川兼基遺跡1・今谷遺跡」「岡山県埋蔵文化財発掘調査報告」51 1992年
- 51 山本悦世編「津島岡大遺跡3-3次調査一」「岡山大学構内遺跡発掘調査第5集」 1992年
- 52 註51
- 53 岡山大学埋蔵文化財調査室「岡山大学津島北地区小橋法目黒遺跡（AW14区）の発掘調査」「岡山大学構内遺跡発掘調査報告第1集」 1985年
- 岡山大学埋蔵文化財調査研究センター「付属図書館新館予定地」「岡山大学構内遺跡調査研究年報」7 1990年
- 54 根木修「南方釜田遺跡における条里地割の変遷」「条里制研究」第5号条里制研究会 1989年
- 55 松本和男『目木条里発掘調査報告書』久世町教育委員会 1982年
- 56 松本和男『美野条里遺跡一昭和60年度圃場整備に伴う確認調査』岡山県教育委員会 1986年
- 57 松本和男『二反田B遺跡一昭和60年度圃場整備に伴う確認調査』岡山県教育委員会 1986年
- 58 註6
- 59 長宗繁一「乙訓郡羽束郷の条里遺構」「条里制研究」第4号条里制研究会 1988年
- 60 阪田育功「大阪平野の条里遺構」「条里制研究」第4号条里制研究会 1988年
- 61 山川均『長塚遺跡発掘調査概要報告書』大和郡山市教育委員会 1987年
- 62 藤田三郎・北野隆亮『小坂里中遺跡第2、3次発掘調査概報・千代遺跡第1次発掘調査概報』田原本町教育委員会 1992年

- 63 山中章「長岡京跡上層の中世小湊群について」『条里制研究』第4号条里制研究会 1988年
- 64 江浦洋「池島・福万寺遺跡の条里遺構とその諸問題」『条里制研究』第8号条里制研究会 1992年
- 65 山川均「奈良盆地における条里制—発掘資料にみるその展開—」『高月遺跡第4次発掘調査報告』大和郡山市教育委員会 1993年
- 66 清水尚「平安時代建物群の変遷と条里一近江高島郡針江遺跡群の調査成果を辿ってー」『条里制研究』第7号条里制研究会 1991年
- 67 坂井秀弥「地籍図からみた越後・佐渡の条里型地割と開発」『条里制研究』第7号条里制研究会 1991年
- 68 小西昌志「会津市上荒屋遺跡の条里遺構」『条里制研究』第7号条里制研究会 1991年
- 69 註67
- 70 寺沢薰「大和における中世開発の一様相」『条里制研究』第7号条里制研究会 1991年
- 71 中野栄夫『日本中世史入門』雄山閣 1986年
- 72 註71
- 73 米田雄介『古代国家と地方豪族』教育社 1979年
- 74 註71
- 75 早川庄八『日本の歴史4 律令国家』小学館 1974年
- 76 中野栄夫『第六章第一節吉備と王朝国家』『岡山県史』古代II岡山県史編纂委員会 1990年77. 註75
- 77 註75
- 78 佐藤宗諱『平安前期政治史序説』東京大学出版会 1977年
- 79 北山茂夫『日本の歴史4 平安京』中央公論社 1973年
- 80 関口明・追塩千尋『九世紀における国司の特質—所謂「良吏論」に関連してー』『史流』115
- 81 註78
- 82 森田悌『王朝政治』教育社 1979年
- 83 舟垣泰彦『第三章律令制の土地制度の解体』『土地制度史』1山川出版 1973年
- 84 西山良平「律令制社会の変容」『講座日本歴史2 古代2』東京大学出版会 1984年



足守庄空撮（「延寿寺跡第2次調査概報」から転載）

図版第2



足守庄絵図（「延寿寺跡第2次調査概報」から転載）

図版第3



足守庄¹ ~~25,000~~ 地形図 (明治42年)

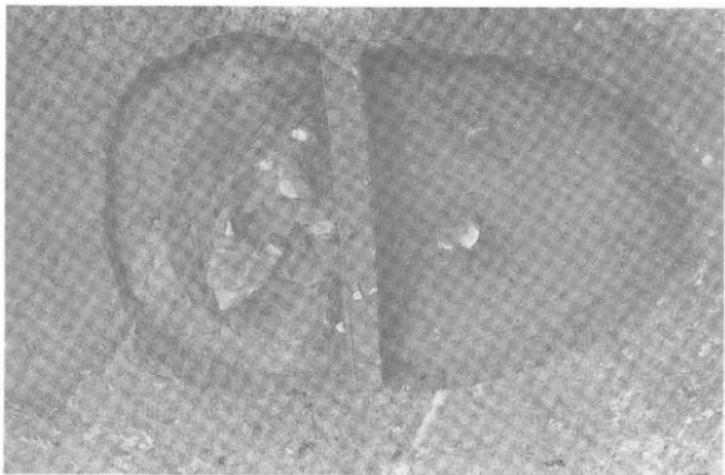
図版第4



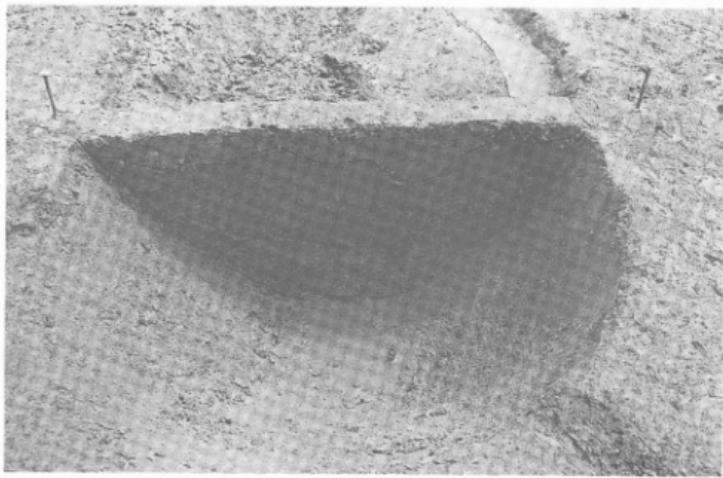
遺構掘り上がりの空撮（堀家純一氏提供）



遺構掘り上がり（東から）



土壤1 土器出土状況

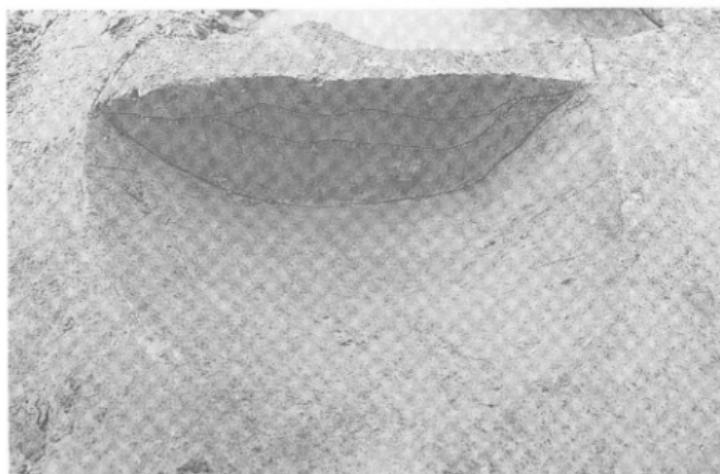


土壤1 断面

図版第 6



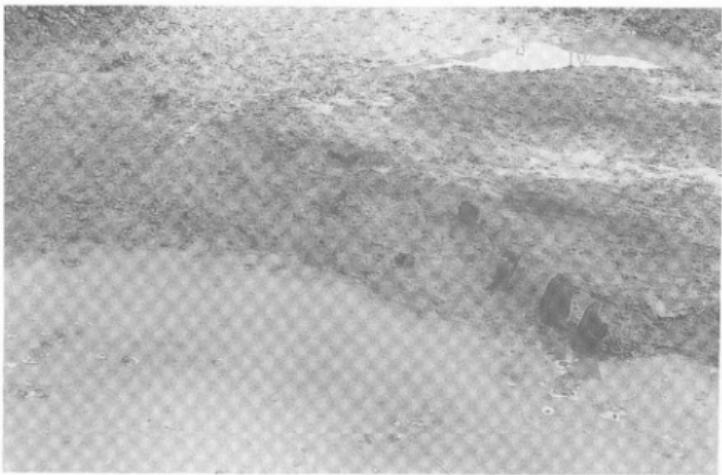
土壤2 土器出土状況



土壤2 断面



河道掘り上がり（南から）

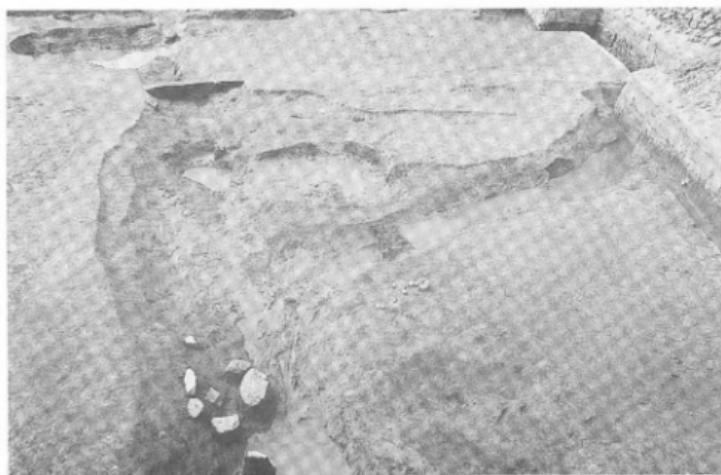


河道内杭列

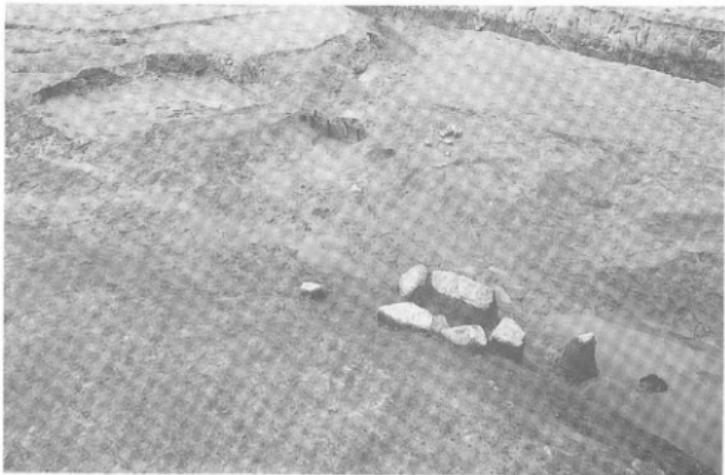
図版第 8



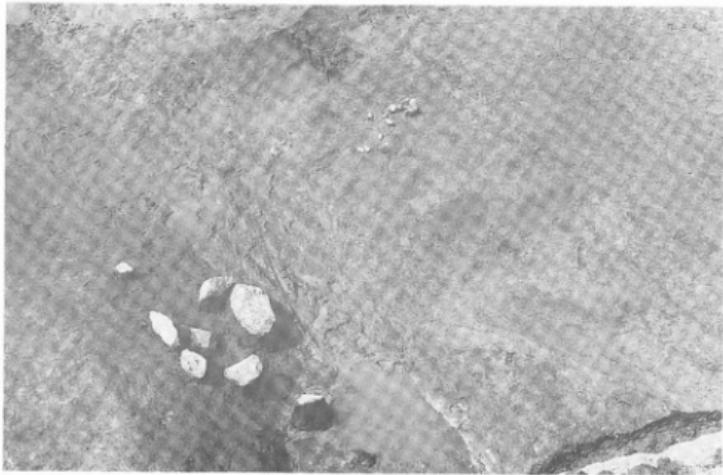
古墳時代後期水田（北から）



古墳時代後期水田（南から）

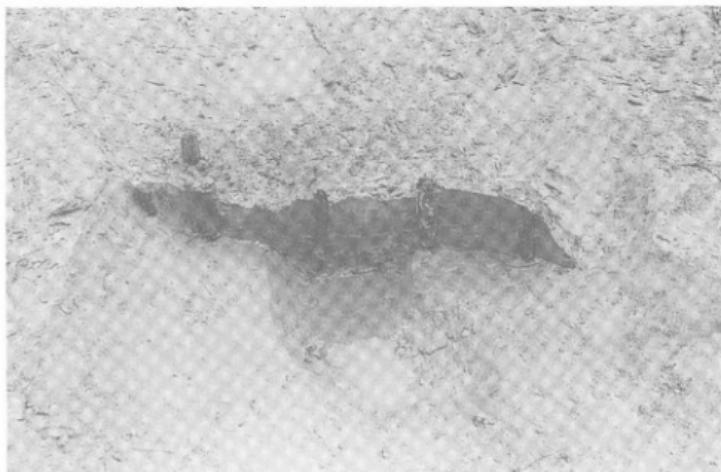


古墳時代後期水田水口部（西から）

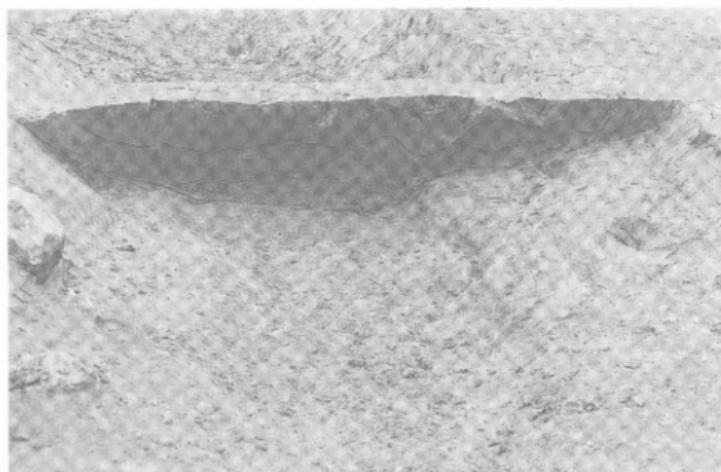


古墳時代後期水田水口部（南から）

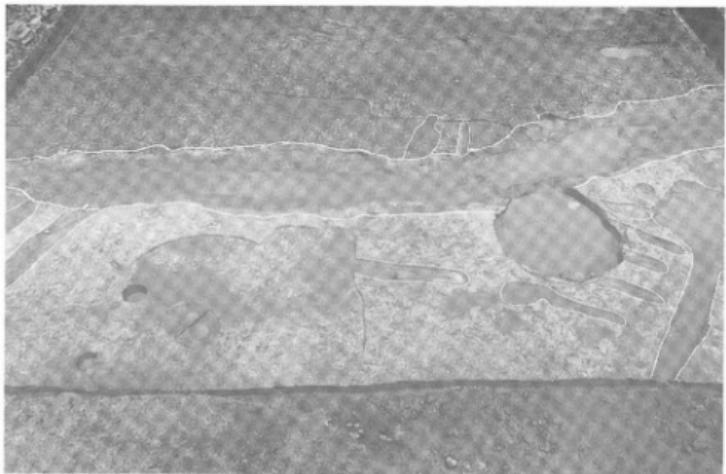
図版第10



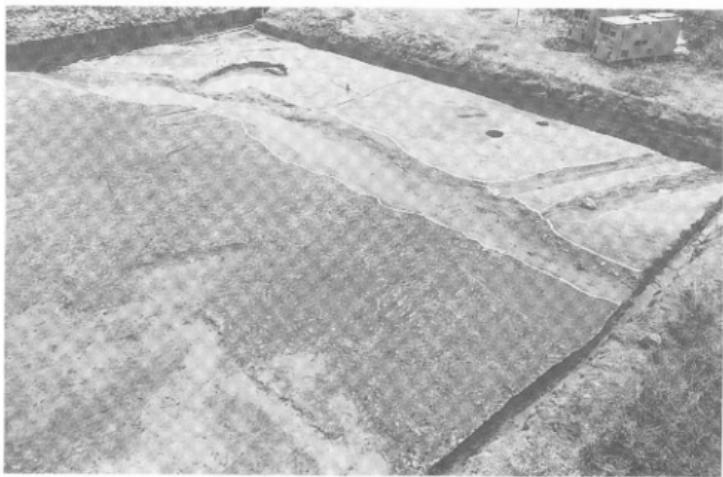
井 壇 (南から)



溝1 断 面



奈良、平安時代遺構掘り上がり（西から）



奈良、平安時代遺構掘り上がり（北から）

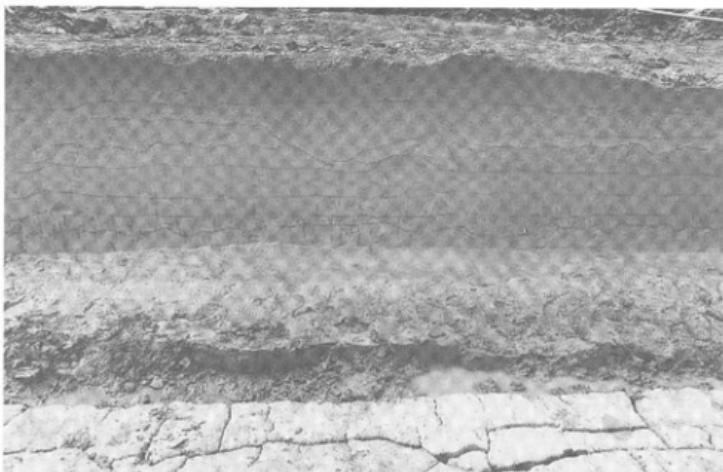
図版第12



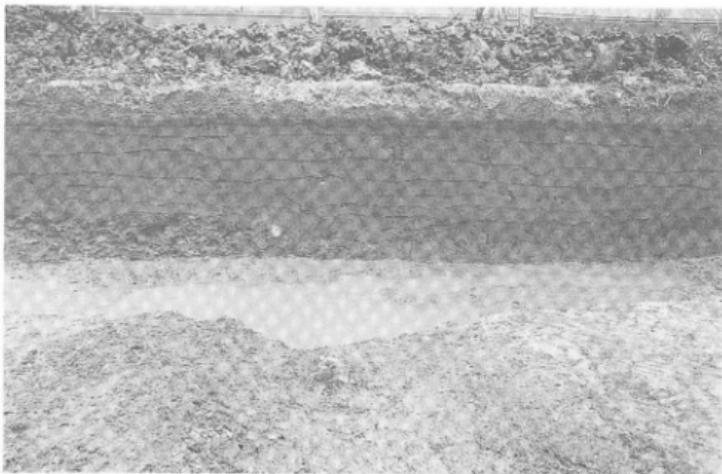
土壤6 挖り上がり（西から）



調査区南壁（西側）



調査区南壁（東側）



調査区西壁